

氷川町こども計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月
熊本県 氷川町

余白ページ

ごあいさつ



平素より町民の皆様には、本町の福祉行政にご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

全国的に、急速な少子化の進行とそれに伴う人口減少、共働き家庭の増加や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などによる子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめや児童虐待、貧困など困難な状況にあるこどもや家庭に対する支援、子育ての不安感や孤立感を解消し、こどもが健やかに育つ環境を整備することは重要な課題となっています。

国においては、令和5年4月、こどもに関する施策の基盤となる「こども基本法」が施行され、同年12月には、こども基本法の理念に基づき幅広いこども施策を総合的に推進するための基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

本町においても、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者に寄り添い、ともに進んでいくことで、こどもや若者が夢と希望を持って、健やかに安心して暮らすことのできるまちを目指すため、「冰川町こども計画」を策定しました。

本計画は、こども・若者が個人として尊重され、自らの意見や希望に応じてその意欲と能力を發揮し、冰川町に愛着を持ち、自分の未来に夢や希望を持って成長できる社会の実現に向け、こども施策を総合的に推進していくこととしています。本計画を着実に実行することで、「全てのこども・若者と子育て家庭が安心・安全・健康に暮らせるまち」の実現に向けて取り組んでまいりますので、町民の皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提案を賜りました冰川町こども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、各種調査にご協力いただいた町民の皆様、関係機関や団体の皆様に深く感謝し、心からお礼申し上げます。

令和7年3月

冰川町長 藤本 一臣

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の概要.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 国の動向.....	1
3 計画の位置付け.....	5
4 計画の期間.....	6
5 計画の対象.....	6
6 計画の策定体制と方法.....	6
第2章 こども・若者を取り巻く状況.....	7
1 統計からみる氷川町の現状.....	7
2 保護者アンケート調査結果.....	15
3 関係機関調査.....	36
第3章 第2期計画の実施状況.....	42
1 見込み及び実績の状況.....	42
2 基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況.....	47
3 基本目標ごとの評価指標達成状況.....	60
4 本町の課題.....	61
第4章 基本理念、基本目標、施策の体系.....	64
1 基本理念.....	64
2 基本目標.....	65
3 施策の体系.....	66
第5章 施策の展開.....	67
基本目標1 こどもを生み育てることができるまちづくり.....	67
1 親と子の健康づくりに向けた支援.....	67
2 乳幼児期の教育・保育の充実.....	69
3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実.....	70
基本目標2 こどもが成長できるまちづくり.....	71
1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進.....	71
2 居場所づくり.....	73
3 小児医療体制や心身の健康等についての情報提供.....	75
4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育.....	75

基本目標3 若者が自立できるまちづくり.....	77
1 未来へ踏み出す若者応援.....	77
2 若者の社会的参加に向けた支援.....	78
3 出会いや結婚への支援.....	79
基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり.....	80
1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援.....	80
2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援.....	81
3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進.....	82
4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組.....	83
5 こども・若者の権利の尊重.....	85
6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり.....	86
基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり.....	88
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	88
2 地域子育て支援、家庭教育支援.....	89
3 共働き・共育での応援.....	90
第6章 事業計画.....	91
1 提供区域.....	91
2 量の見込み及び確保方策の概要.....	91
3 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策.....	94
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	98
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	105
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	106
7 放課後児童対策.....	106
第7章 計画の推進と進行管理.....	107
1 計画の推進体制.....	107
2 計画の進行管理.....	107
資料編.....	108
1 こども・若者に対する意見聴取.....	108
2 氷川町子ども・子育て会議条例.....	113
3 氷川町子ども・子育て会議委員名簿.....	115

余白ページ

第1章 計画策定の概要

1 策定の趣旨

本町では、令和2年3月に「第2期氷川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

しかしながら、全国的にみると、人口減少、少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが安心して過ごせる居場所づくり、子育ての孤立化、子どもの虐待、子どもの貧困などへの対策など、様々な課題への対応が求められています。

このような中、教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制の整備や、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に「氷川町子ども計画」を策定します。

2 国の動向

(1) これまでの子どもに関する福祉行政の取組

近年の我が国のかども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」（平成17年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成27年施行）をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。

子どもの健やかな成長を支援することも・子育て支援の取組のみならず、少子化対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困、児童虐待防止対策等子どもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取組が進められています。

【子ども支援を取り巻く主な法令等】

☆ 少子化社会対策基本法（平成15年9月1日施行）

→同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定

☆ 次世代育成支援対策推進法（平成17年4月1日施行）

※当初10年間の时限法として成立したが、令和6年度まで有効期限が延長（現在は計画策定は任意化）

☆ 子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月1日施行）

→同法に基づき子供・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」（平成22年10月）策定

☆ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年1月17日施行）

→同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月）策定

☆ 子ども・子育て支援法（平成27年4月1日施行）

(2) こどもを取り巻く環境の現状

我が国ではこどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少が与える貧困世帯での学習環境の悪化、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラー^{*}への対応、子どもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立、女性のL字カーブ^{**}問題等のこどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

(3) こども支援の新たな枠組みのスタートと近年の動向

常に子どもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では、以下のような内容が定められています。

こども施策に関する大綱（こども大綱）【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務化
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一緒にものとして作成することができる

子ども・若者計画

子どもの貧困対策計画

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策行動計画

こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

- ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

*ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

**L字カーブ：女性の正規雇用比率を年齢階層別に線グラフで示したとき、20代後半をピークに、その後は右肩下がりで低下していく現象のこと。

(4) 「こども大綱」の閣議決定

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととしています。

また、令和5年12月22日には「こども未来戦略」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」などもあわせて閣議決定されています。

【「こども大綱」概要】

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができ
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

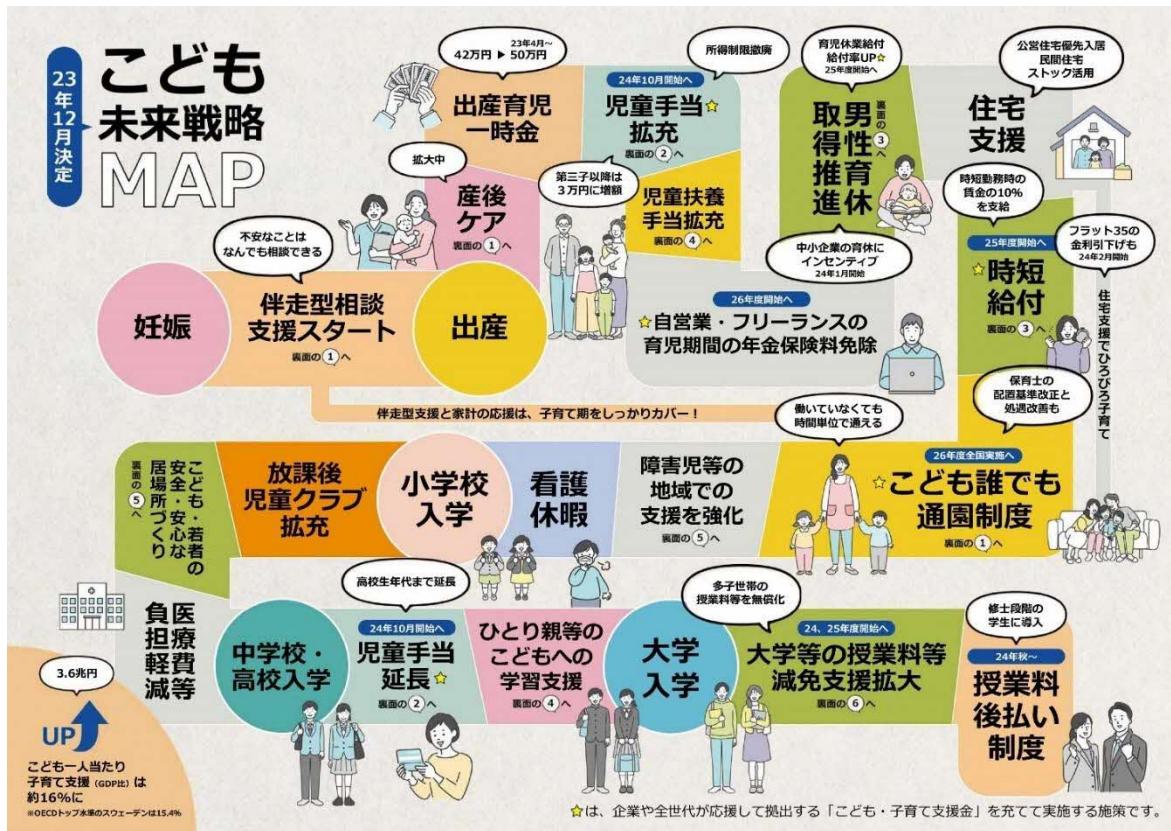
- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

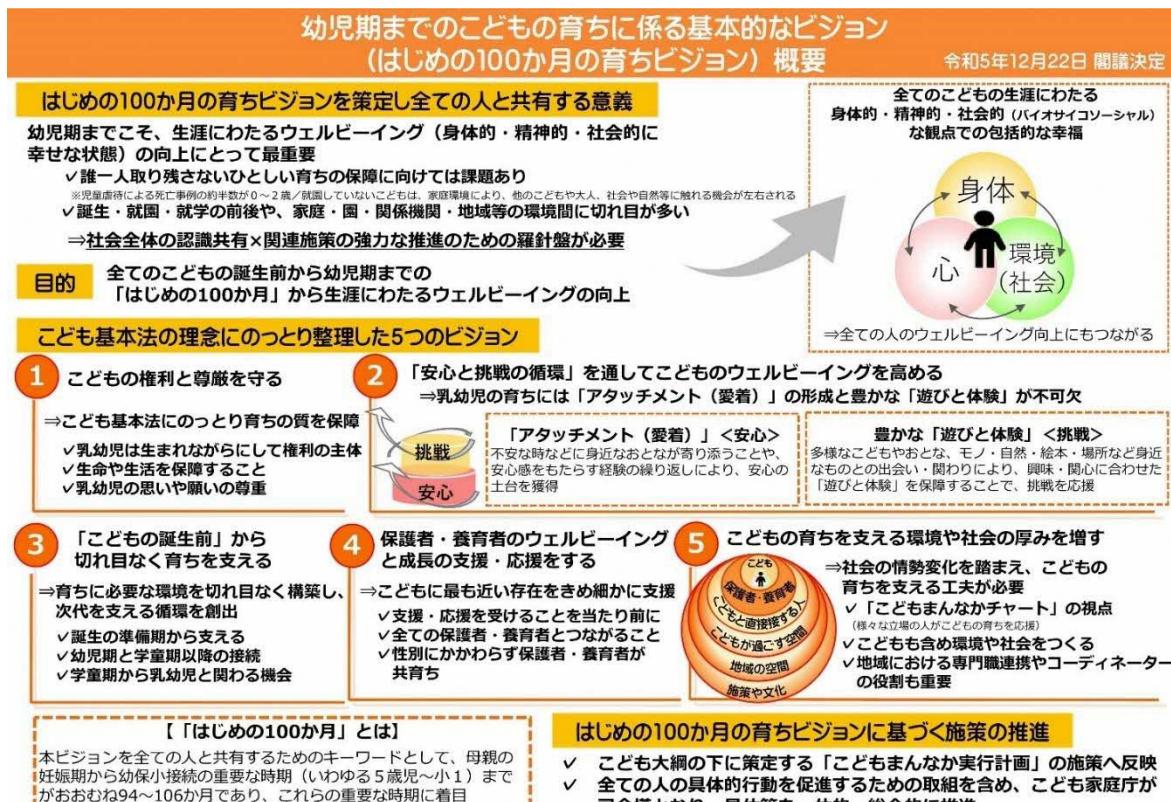
こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まるに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「子どもの権利条約」と記載。)

【「子ども未来戦略」概要】



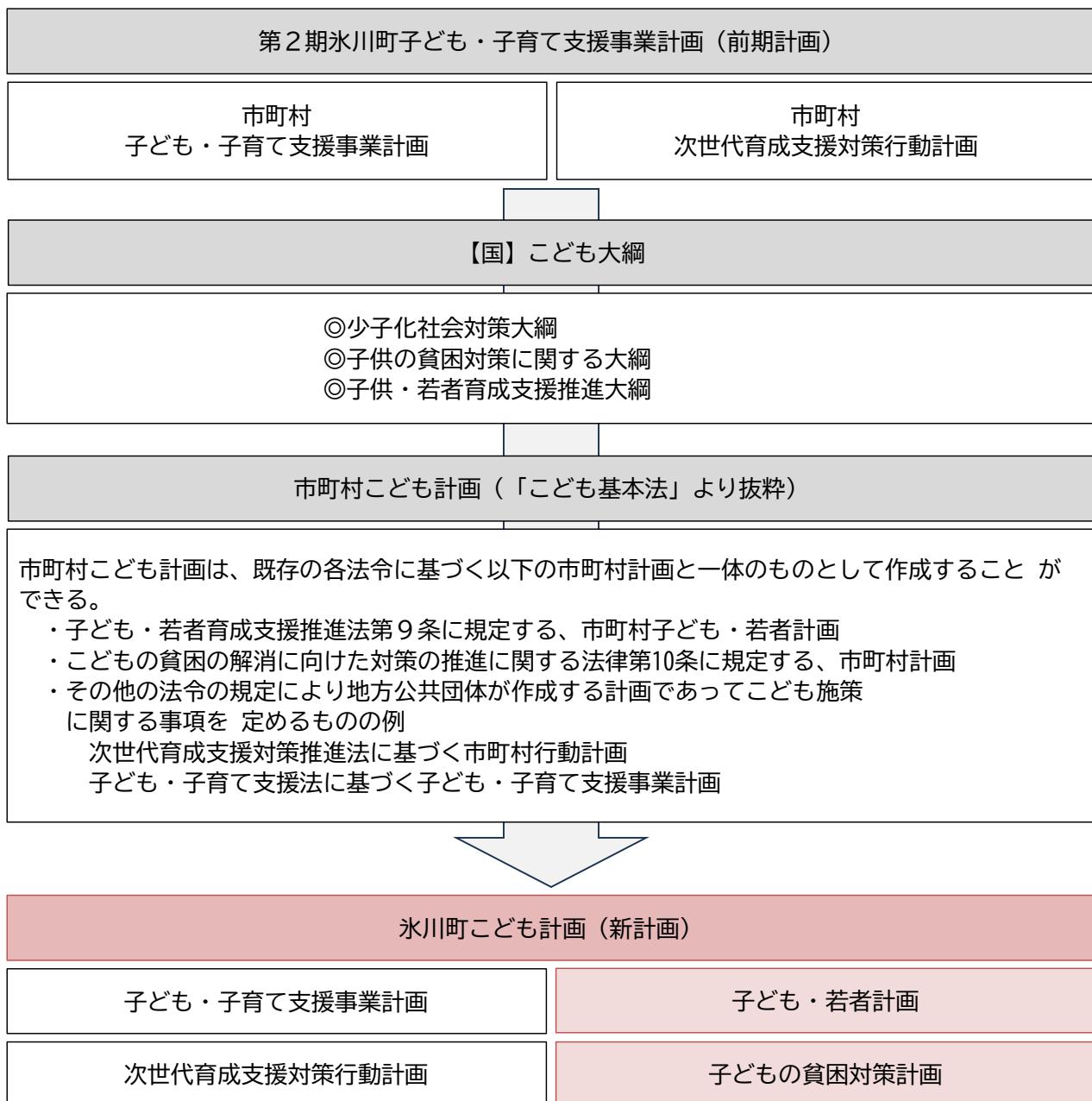
【「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」概要】



3 計画の位置付け

前期計画である「第2期氷川町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村次世代育成支援対策行動計画として策定していました。

新たな計画となる「氷川町こども計画」では、国のことども大綱やこども基本法を勘案し、前期計画に新たにこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する市町村計画や子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画を包含し、こども施策を総合的に推進するものです。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢や町の状況の変化、子ども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の対象

国の「こども基本法」では、心と身体の成長段階にある人を「こども」としていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

6 計画の策定体制と方法

(1) 氷川町子ども・子育て会議

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本町における子ども・子育て・若者支援施策を子どもと子育て家庭及び若者の実情を踏まえて実施するため、「氷川町子ども・子育て会議」において審議を行いました。

(2) 保護者アンケート調査

教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、「必要としている子ども・子育てに関する支援」を把握することを目的として、本町在住の全ての就学前児童保護者及び小学生保護者を調査対象に令和6年1月から2月まで実施しました。

(3) 関係機関調査

本計画の基礎資料とするため、保育所等調査、放課後児童クラブ調査、子育て支援センター利用者調査を令和6年7月から8月まで実施しました。

(4) こども・若者への意見聴取

本計画に、こども・若者の意見を反映させるため、令和6年12月から令和7年1月まで小学4年生から中学3年生までの児童生徒への意見聴取を行いました。

(5) パブリックコメントの実施

計画案に対し、広く住民の意見を聴取・反映することを目的に、令和7年1月15日から1月24日までパブリックコメントを実施しました。

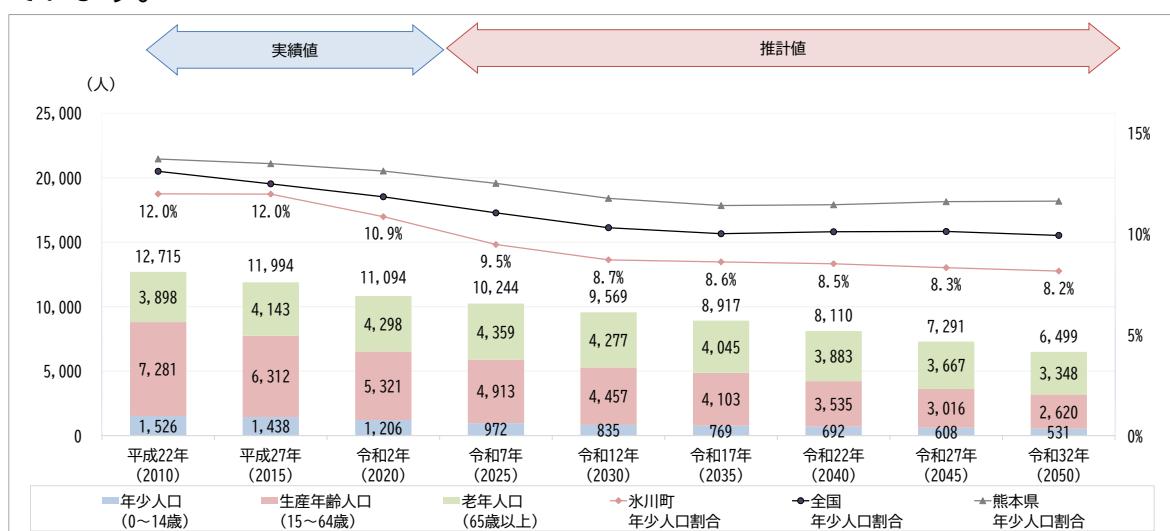
第2章 こども・若者を取り巻く状況

1 統計からみる氷川町の現状

(1) 人口の推移及び推計

総人口は、平成 22 年の 12,715 人が令和 2 年には 11,094 人となり、1,621 人の減少となっています。

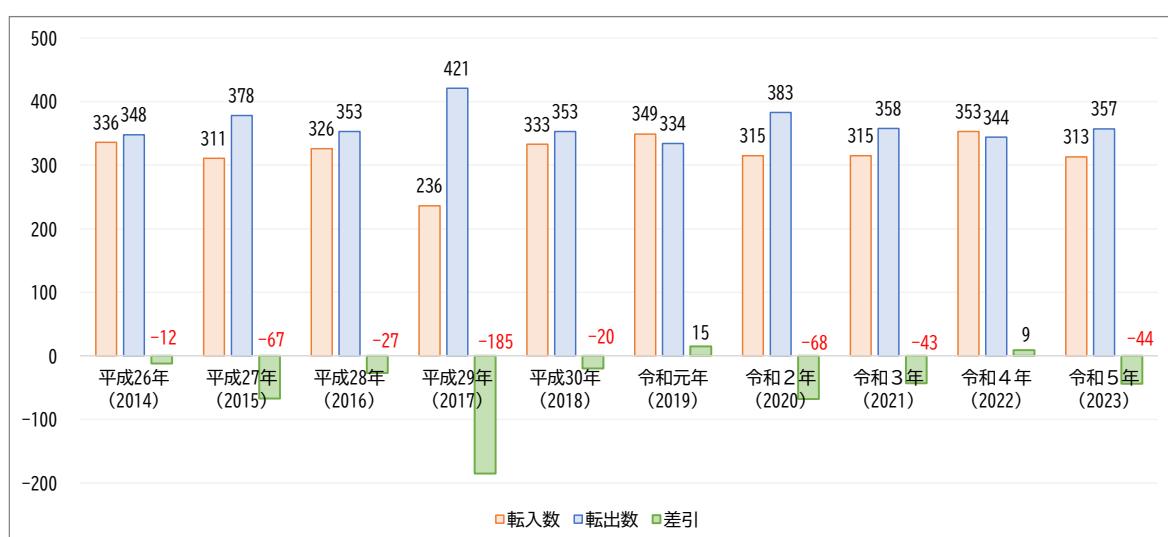
今後、少子高齢化の進展により総人口は減少する予測となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 32 年の総人口は 6,499 人、年少人口（0～14 歳）は 531 人、総人口に占める年少人口割合は 8.2% となる見込みとなっています。



出典：国勢調査（平成 22 年～令和 2 年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和 7 年～令和 32 年）

(2) 転入数・転出数の状況

転入数・転出数の状況をみると、令和元年、令和 4 年を除き、転出数が転入数を上回っています。

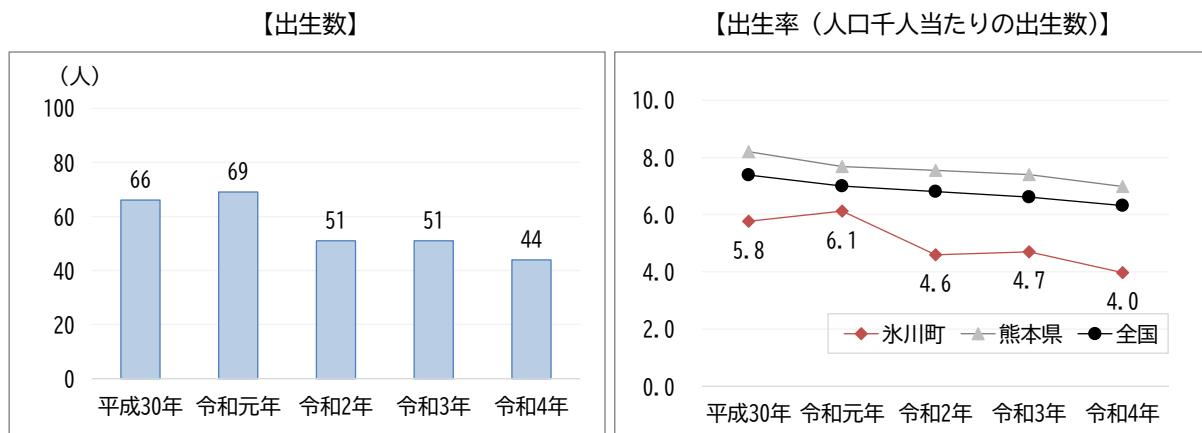


出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(3) 出生数、出生率の推移

令和4年の出生数は44人となっています。

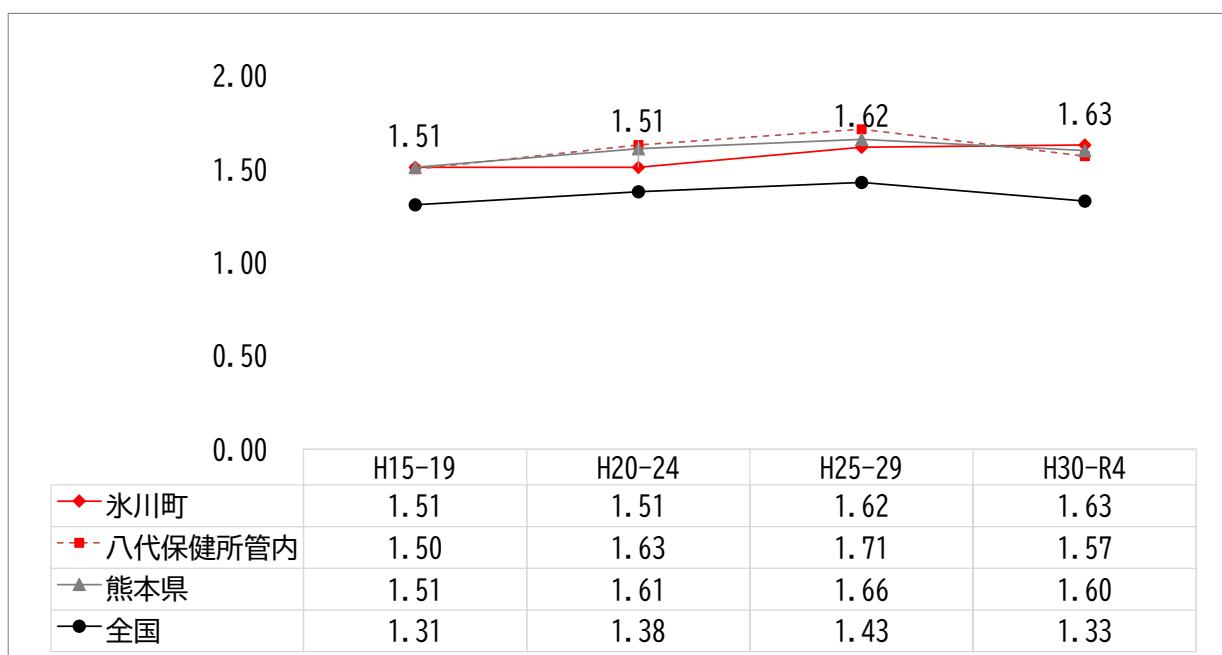
また、出生率（人口千人当たりの出生数）は全国、熊本県平均より低い水準で推移しています。



出典：熊本県人口動態調査

(4) 合計特殊出生率※

平成30年～令和4年の合計特殊出生率は1.63で、熊本県平均とほぼ同水準、全国平均より高くなっています。



出典：人口動態保健所・市区町村別統計

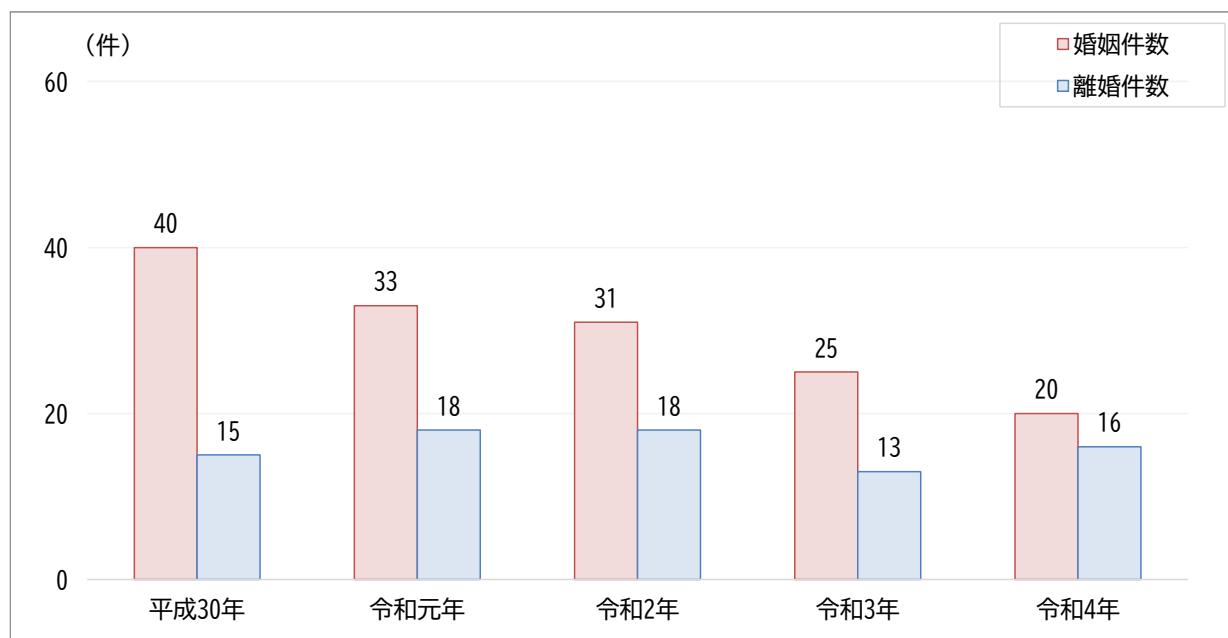
※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

(5) 婚姻等に関する状況

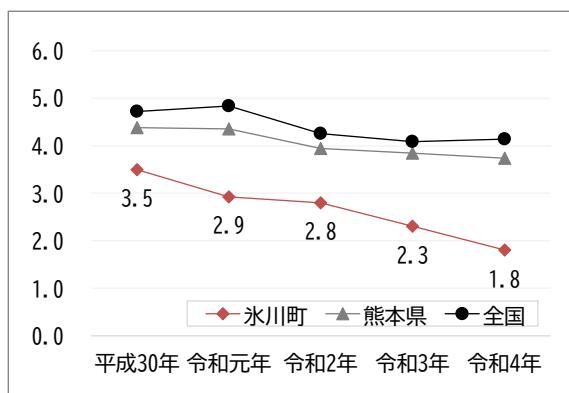
① 婚姻・離婚件数の推移

令和4年の婚姻件数は20件、離婚件数は16件となっています。

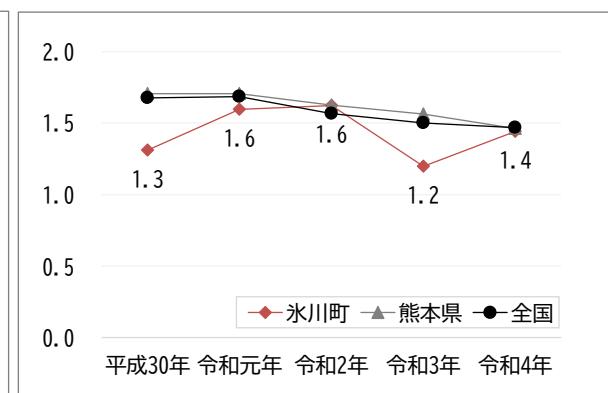
また、婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）、離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は全国、熊本県平均より低い水準で推移しています。



【婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）】



【離婚率（人口千人当たりの離婚件数）】



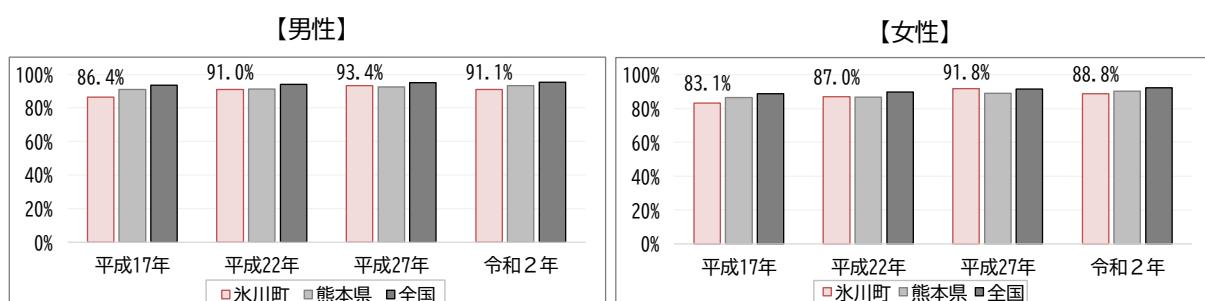
出典：熊本県人口動態調査

② 未婚率の推移

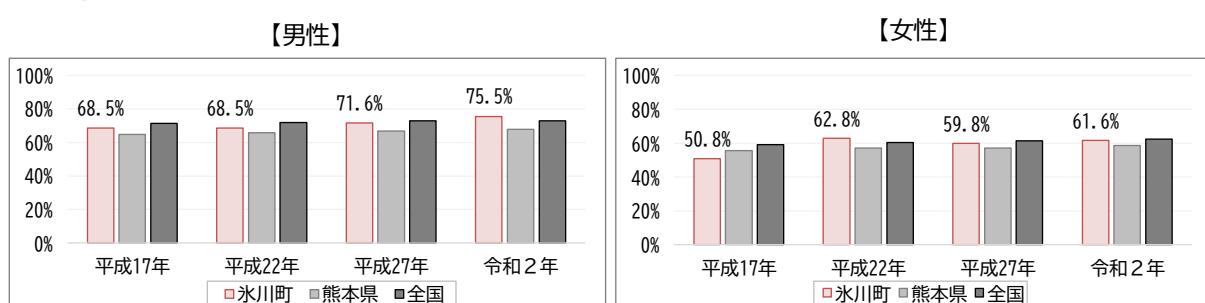
令和2年の男性の未婚率をみると、20~24歳を除く年代で全国、熊本県平均を上回っています。

令和2年の女性の未婚率をみると、30~39歳、45~49歳、55~59歳で全国、熊本県平均を上回っています。

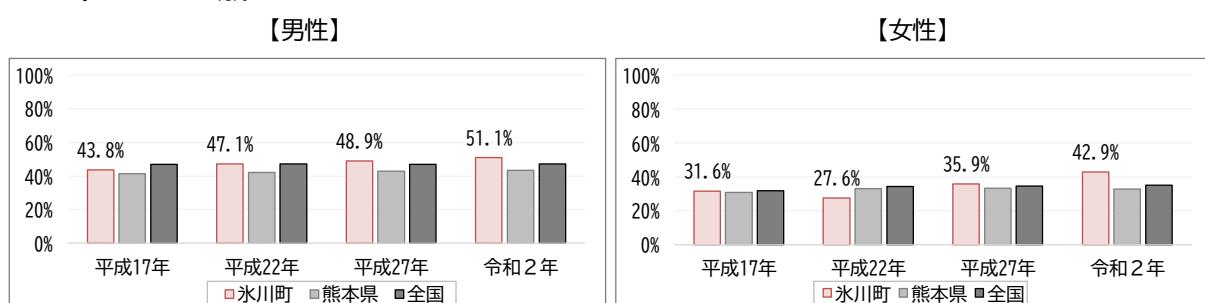
ア) 20~24歳



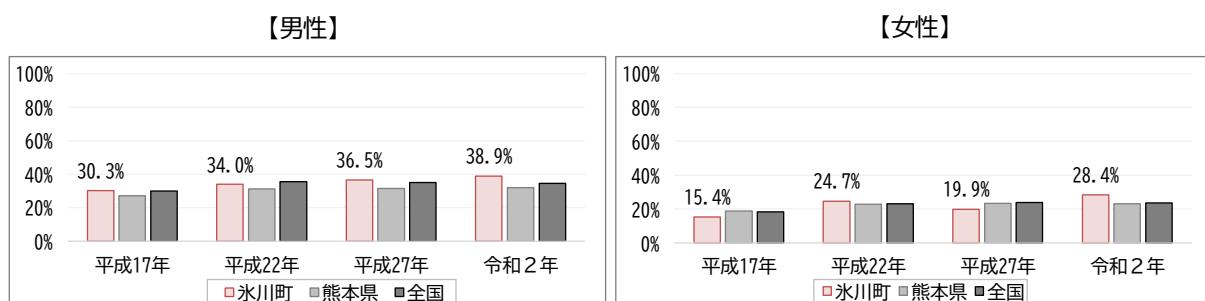
イ) 25~29歳



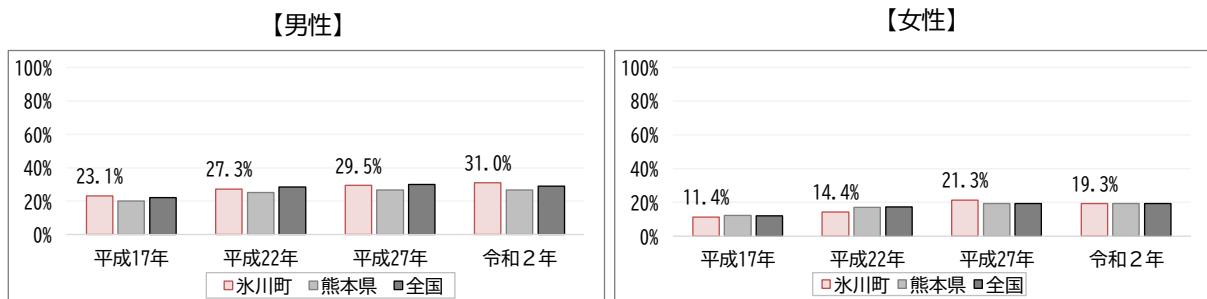
ウ) 30~34歳



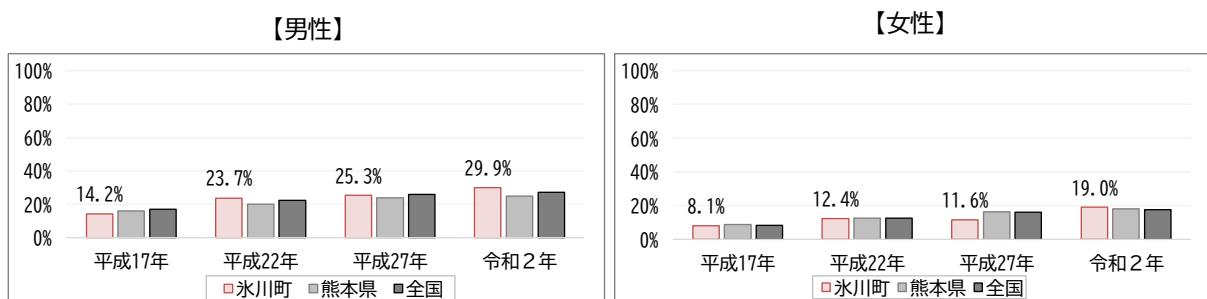
エ) 35~39歳



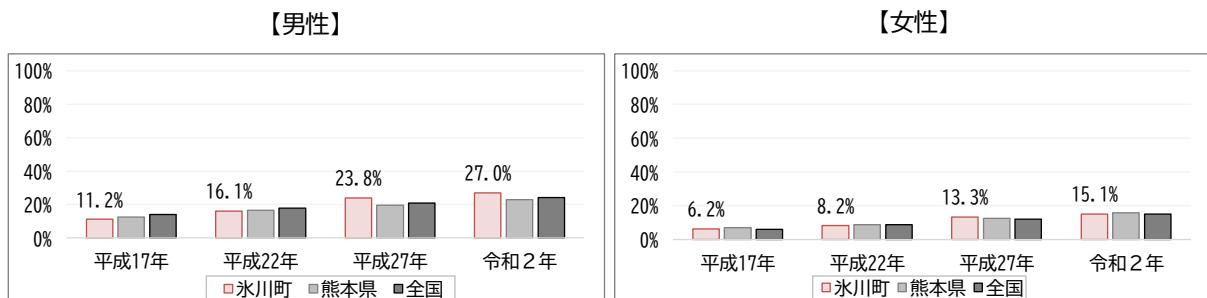
才) 40~44歳



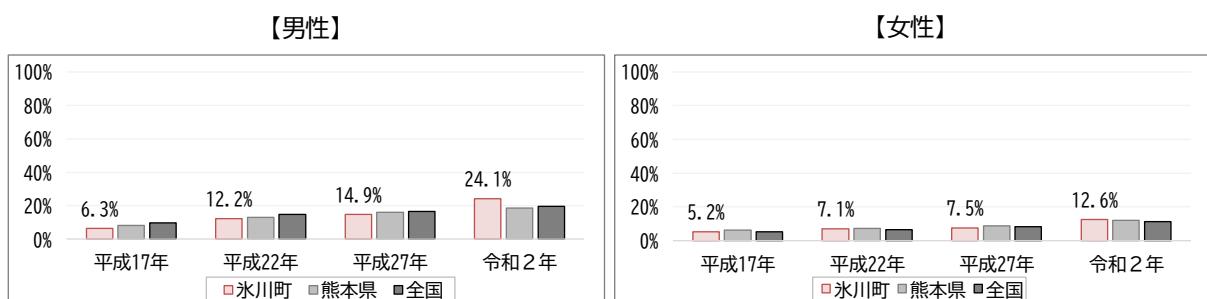
力) 45~49歳



ヰ) 50~54歳



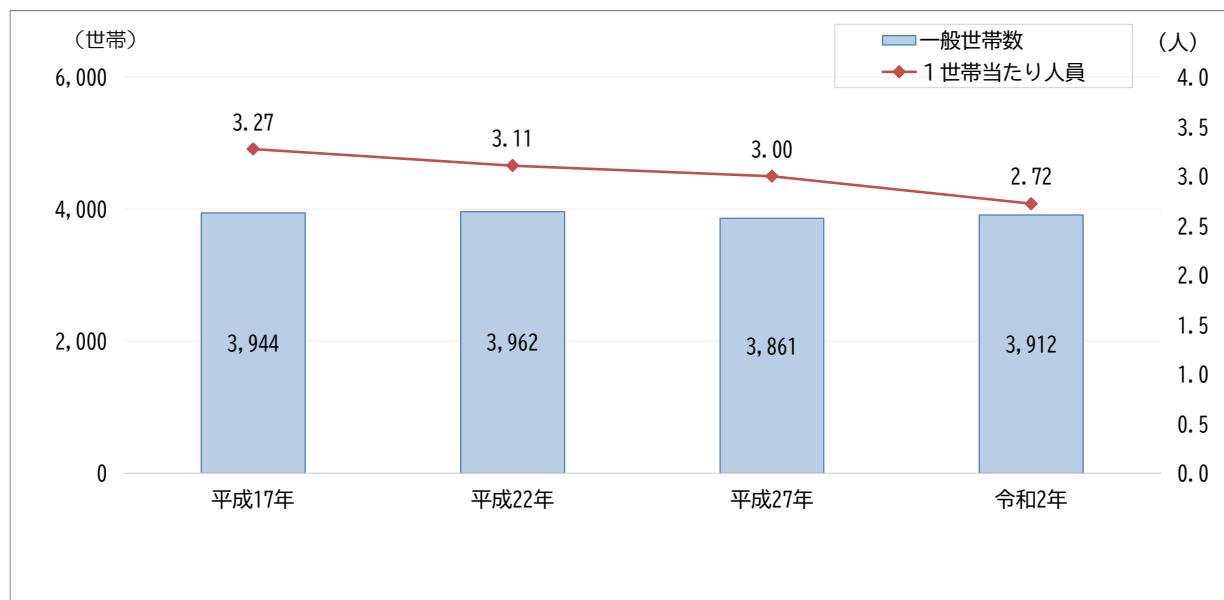
ク) 55~59歳



ア) ~ク) 出典：国勢調査

(6) 世帯数・1世帯当たりの人員数の推移

世帯数はほぼ同水準で推移しています。一方、1世帯当たり人員数は減少傾向で推移しています。

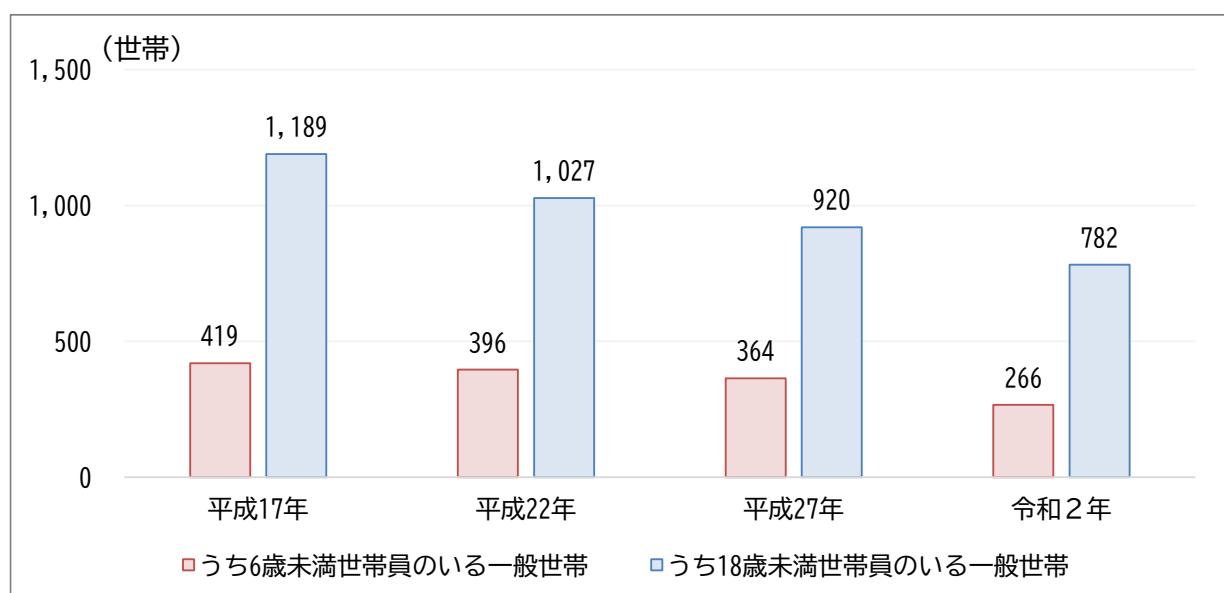


出典：国勢調査

(7) 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数

① 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

令和2年の6歳未満の子どものいる世帯数は266世帯、18歳未満の子どものいる世帯数は782世帯となっており、いずれも減少傾向で推移しています。

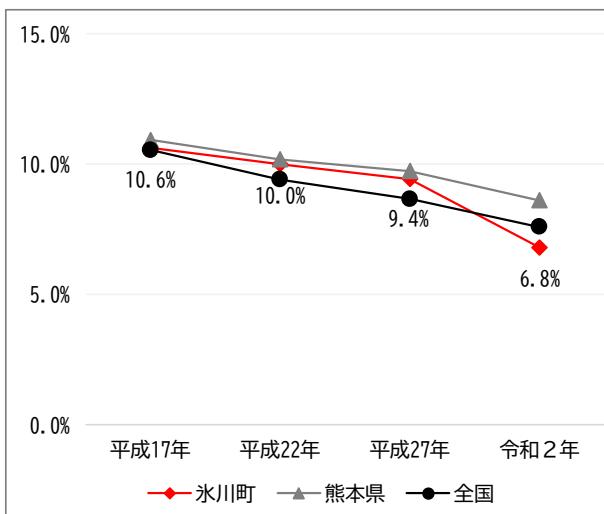


出典：国勢調査

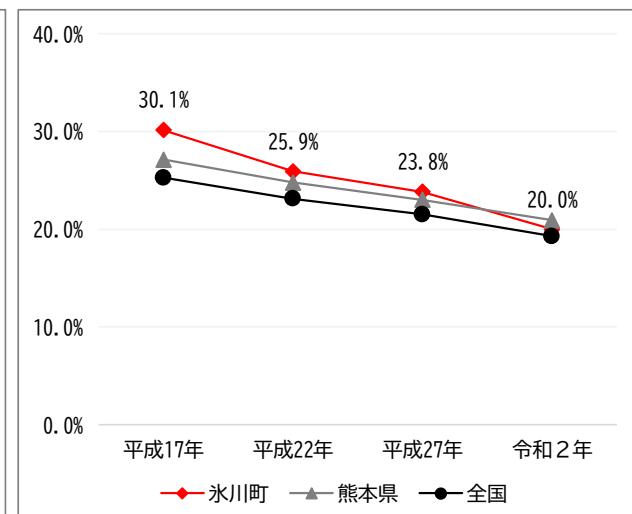
② 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の構成割合

令和2年の6歳未満の子どものいる世帯数の構成割合は6.8%で全国、熊本県平均を下回っています。18歳未満の子どものいる世帯数の構成割合は20.0%で、全国、熊本県平均とほぼ同水準となっています。

【6歳未満の子どものいる世帯数の構成割合】



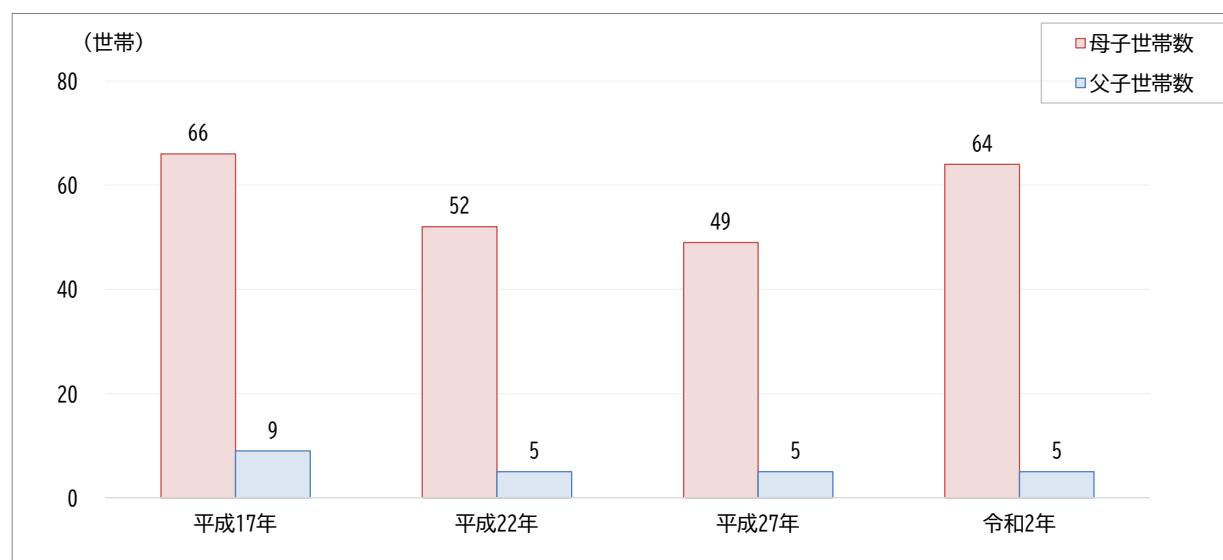
【18歳未満の子どものいる世帯数の構成割合】



出典：国勢調査

(8) ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭の推移をみると、父子家庭は大きな変化はみられません。世帯の5割以上が生活に困窮しているといわれている母子家庭は、令和2年で64世帯となっています。

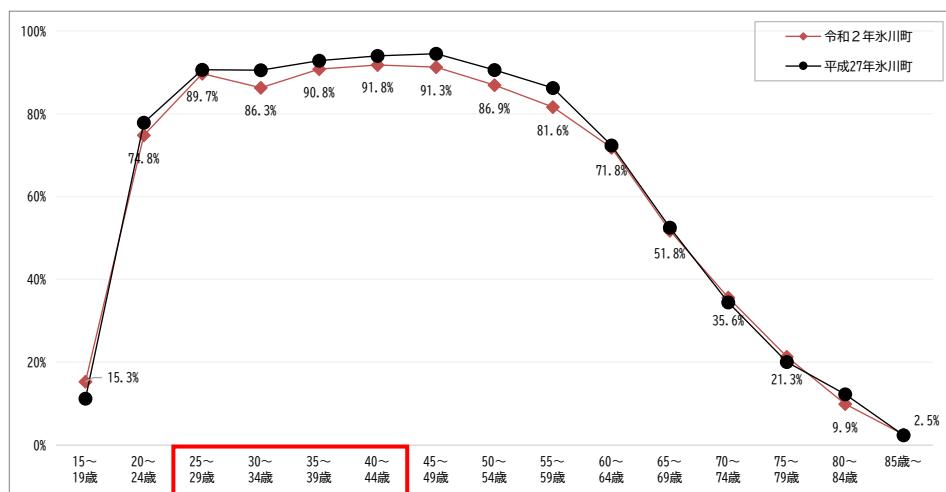


出典：国勢調査

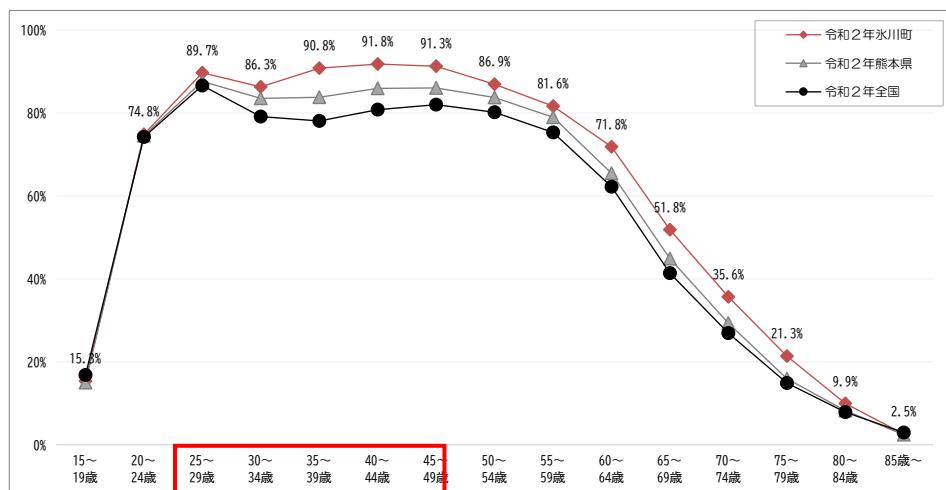
(9) 女性の労働力率

令和2年の本町の子育て世代の女性（25～44歳）の労働力率は、平成27年と比較すると全ての年代で下回っています。一方、令和2年の本町の子育て世代の女性（25～44歳）の労働力率は、全ての年代で全国、熊本県平均を上回っています。

【女性の労働力率（本町の令和2年と平成27年の比較）】



【女性の労働力率（令和2年の全国及び熊本県との比較）】



出典：国勢調査

(10) 特別支援学級の児童生徒数の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
47人	51人	44人	47人	53人

出典：学校教育課資料

2 保護者アンケート調査結果

(1) 調査の実施状況

① 調査実施時期

令和6年1月から2月まで実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

以下の2種類（就学前児童保護者用、小学生保護者用）の調査票を作成し、無記名方式により実施しました。

ア) 就学前児童保護者

本町在住の就学前の子どものいる全ての保護者を対象とし、保育所等を通じて直接配布、WEB及び郵送による回収を行いました。なお、就学前児童が2人以上の世帯については、一番下の子どものことについて回答してもらいました。

イ) 小学生保護者

本町在住の小学生の子どものいる全ての保護者を対象とし、学校を通じて直接配布、WEB及び郵送による回収を行いました。なお、小学生が2人以上の世帯については、学年が一番下の子どものことについて回答してもらいました。

③ 対象世帯数、有効回答数、有効回答率

	対象世帯数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	285件	158件	55.4%
小学生保護者	337件	188件	55.8%
合計	622件	346件	55.6%

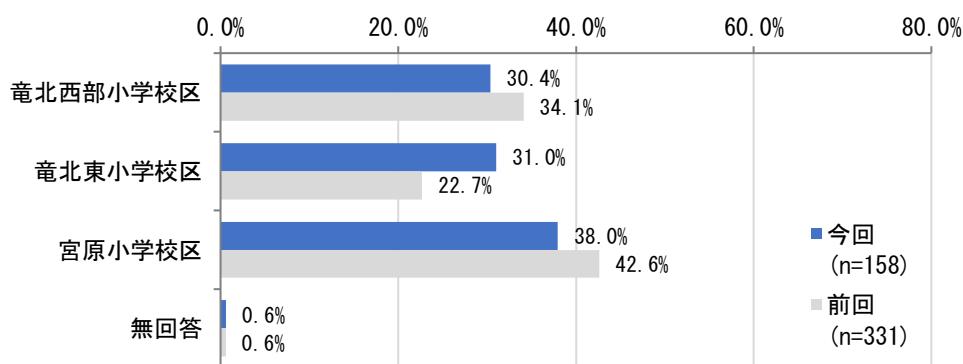
(2) 集計処理について

- 図表中の「n」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているので、合計が100%にならない場合があります。
- 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- 集計表の比率については小数点第2位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。
- 以降の調査結果についても同様となります。

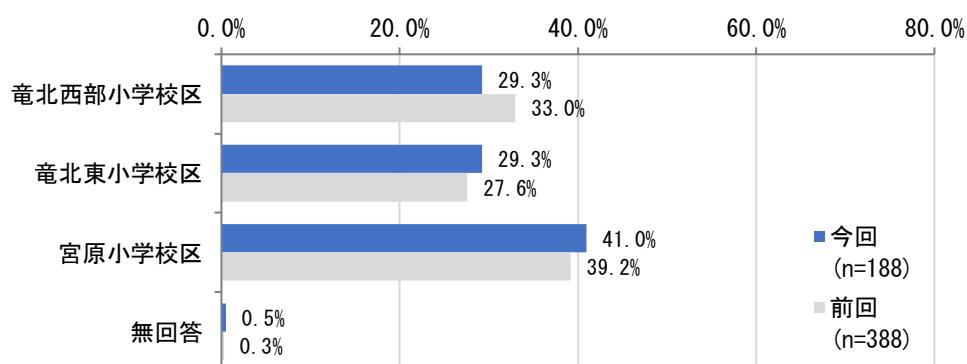
(3) 調査結果（抜粋）

① お住まいの校区

【就学前児童保護者】

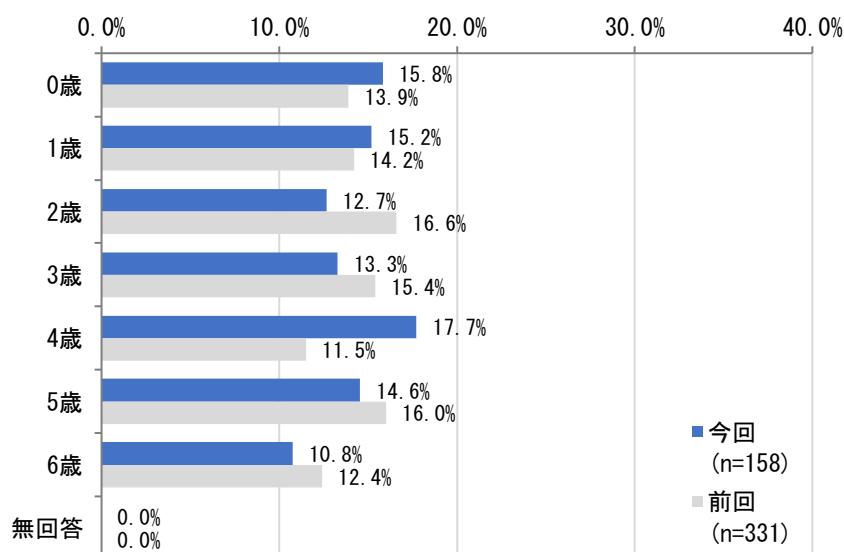


【小学生保護者】

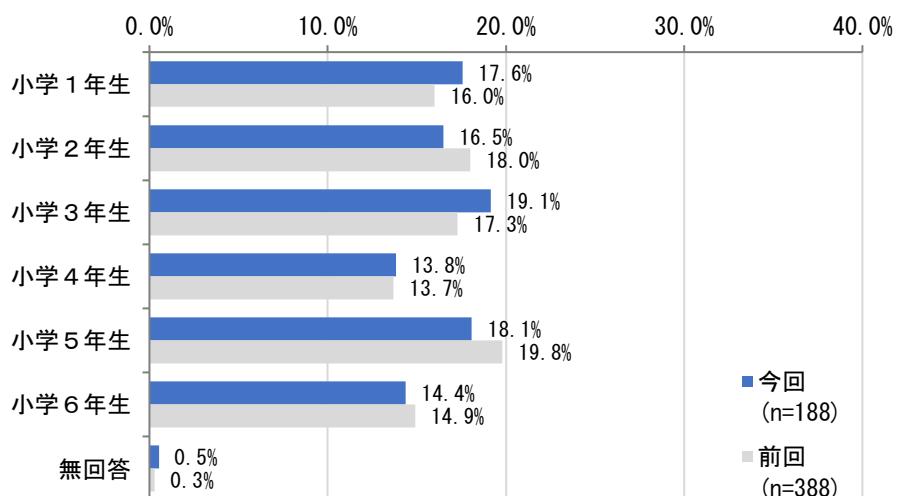


② お子さんの年齢・学年

【就学前児童保護者】



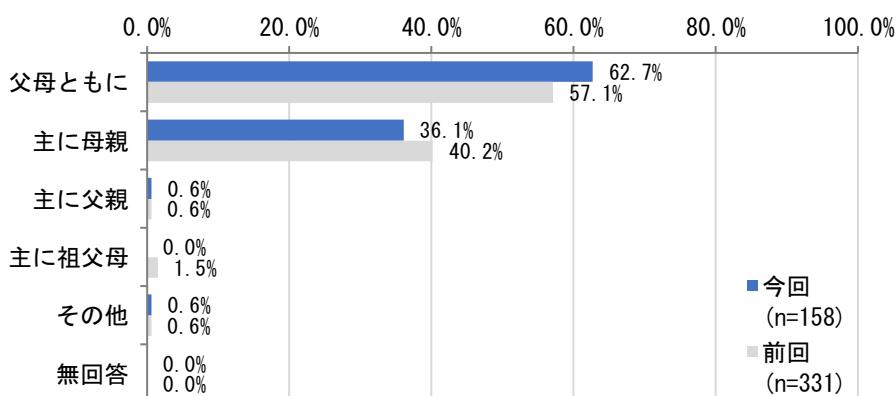
【小学生保護者】



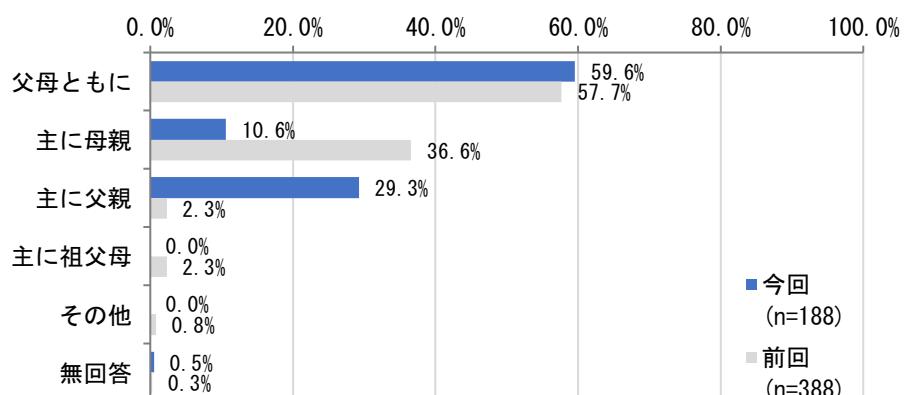
③ 子育てを主に行っている者

就学前児童保護者、小学生保護者ともに「父母とともに」が最も高くなっています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

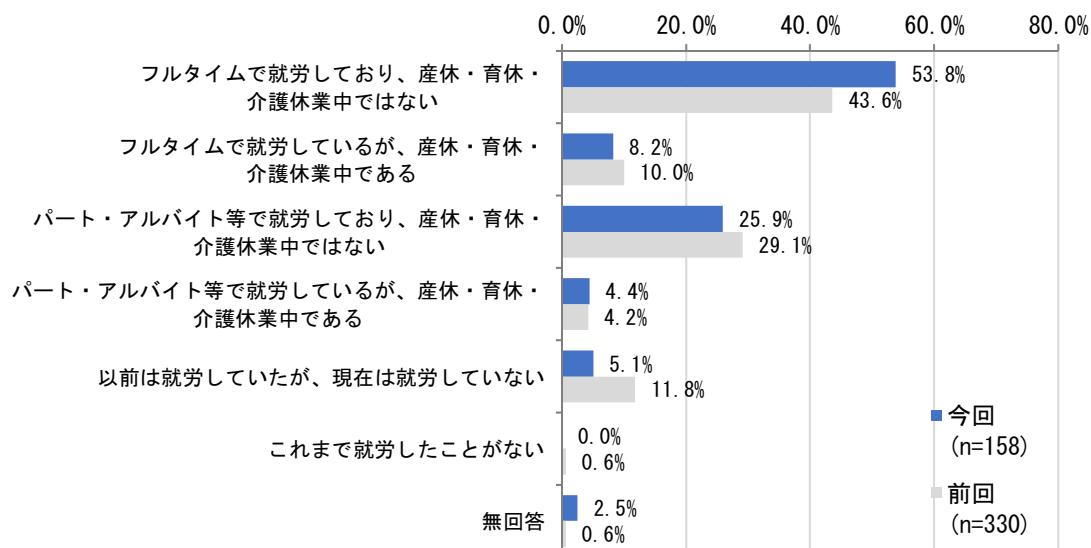


④ 母親の就労状況・就労意向

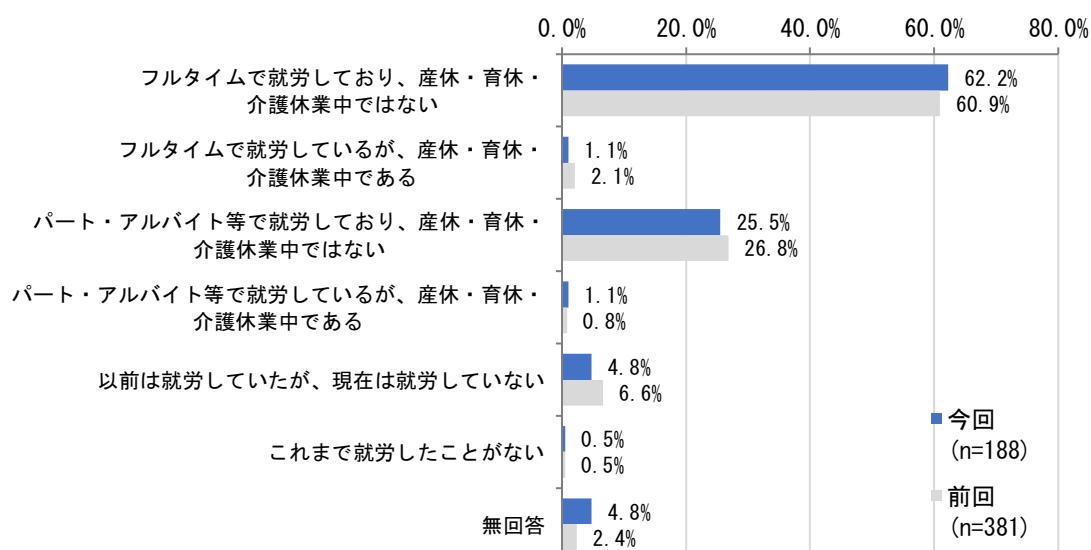
ア) 現在の就労状況

母親のフルタイムでの就労が就学前児童保護者 53.8%、小学生保護者 62.2% となっています。

【就学前児童保護者】



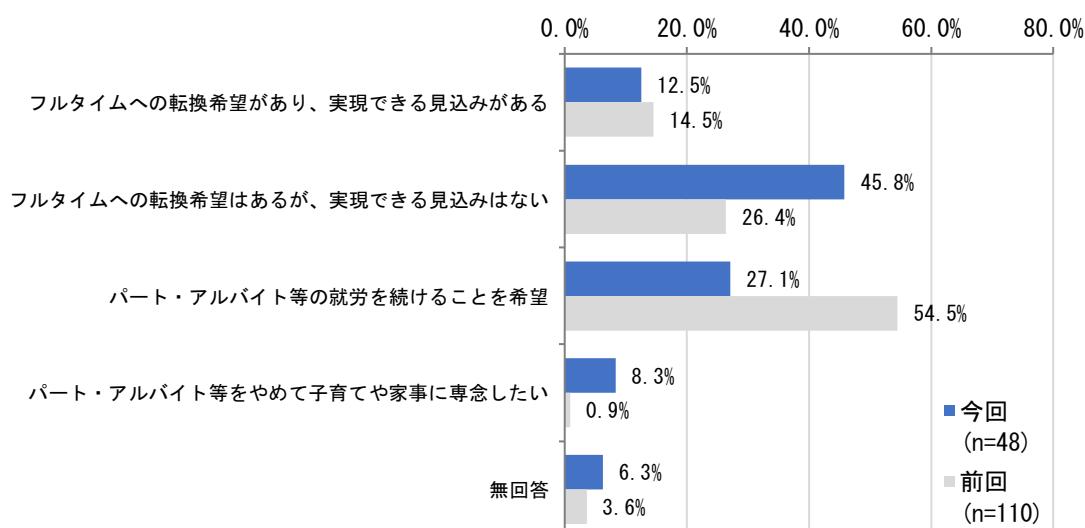
【小学生保護者】



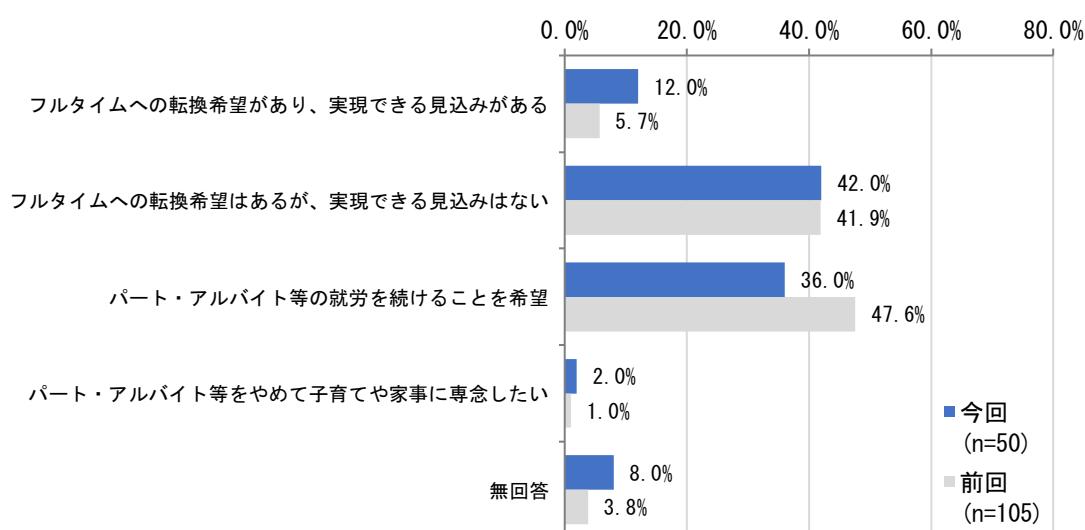
イ) フルタイムへの転換希望（パート・アルバイトの方への設問）

「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が就学前児童保護者 12.5%、小学生保護者 12.0%となっています。

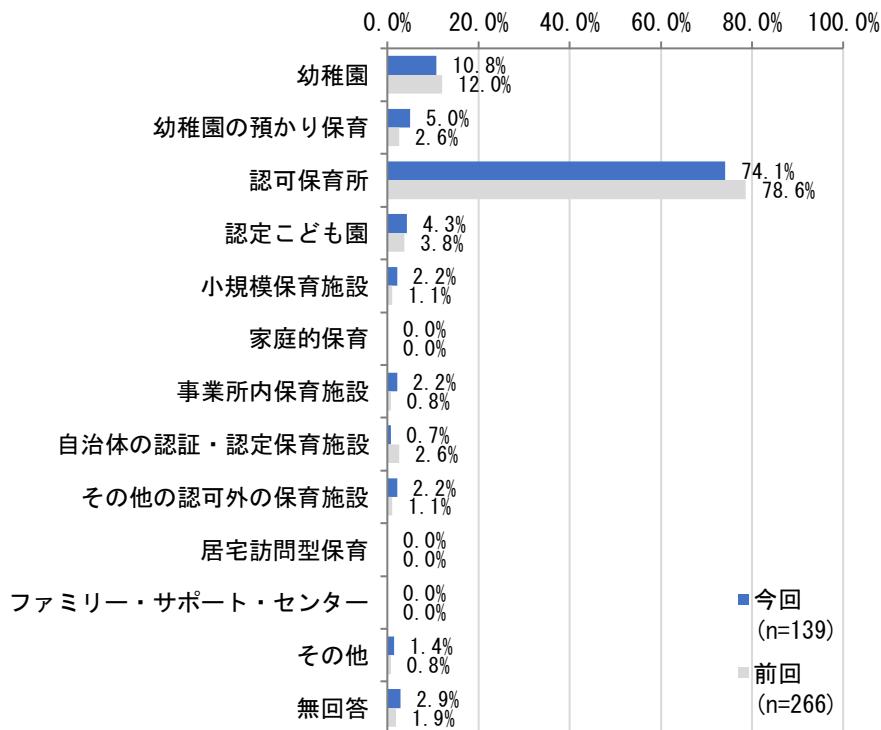
【就学前児童保護者】



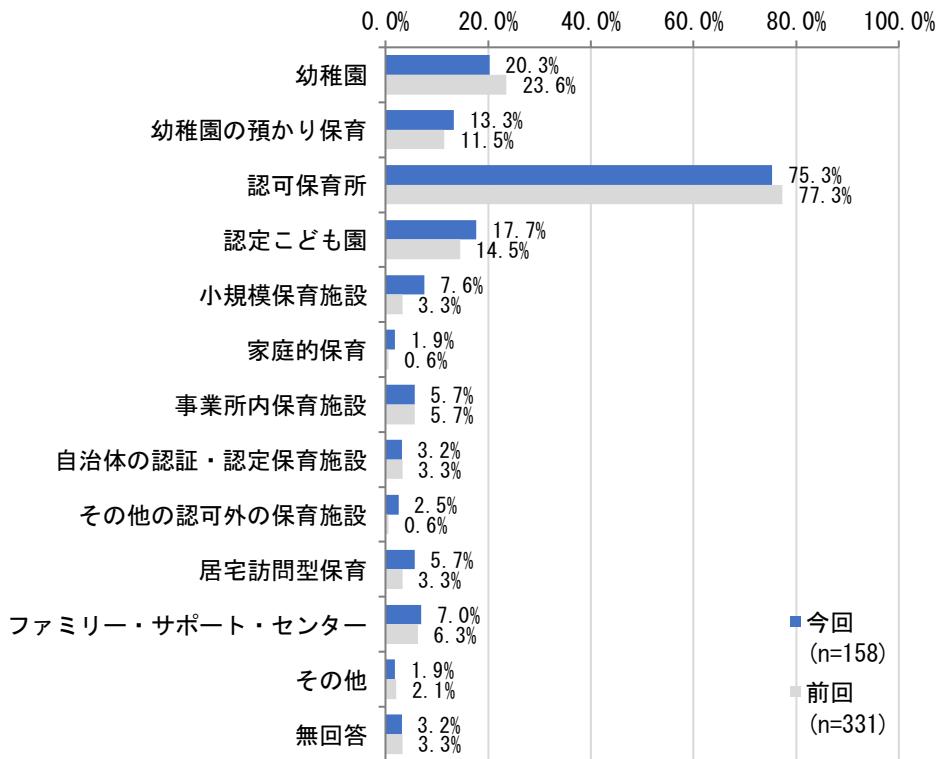
【小学生保護者】



⑤ 平日どのような教育・保育事業を利用しているか(就学前児童保護者調査結果)
 「認可保育所」が74.1%で最も高くなっています。

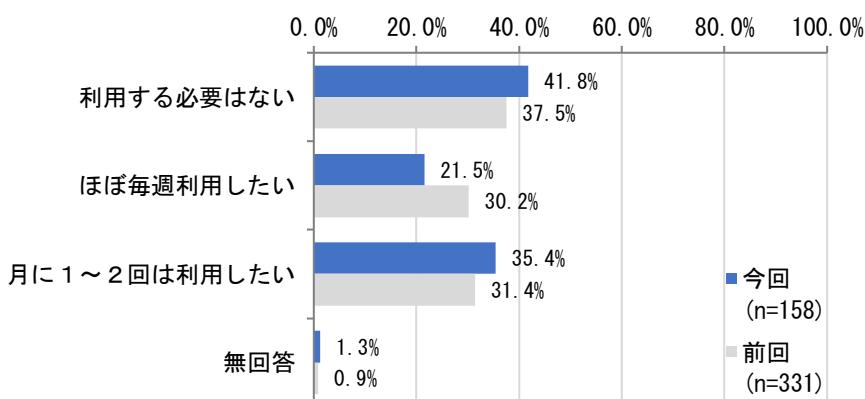


⑥ 今後どのような教育・保育事業を利用したいか(就学前児童保護者調査結果)
 「認可保育所」が75.3%で最も高くなっています。



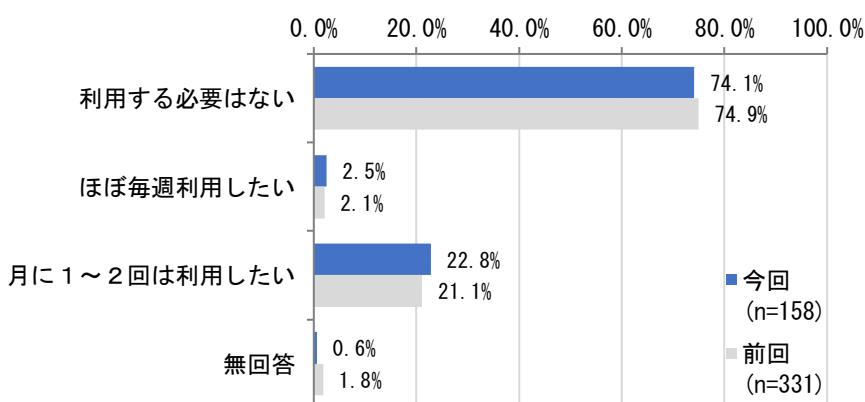
⑦ 土曜に教育・保育事業を利用したいか（就学前児童保護者調査結果）

「ほぼ毎週利用したい」が 21.5% となっています。



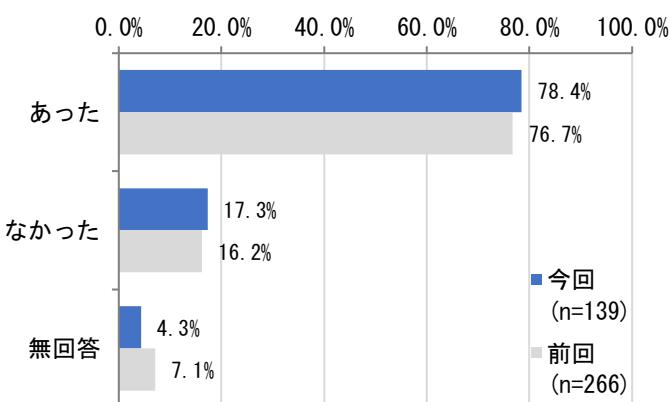
⑧ 日曜・祝日に教育・保育事業を利用したいか（就学前児童保護者調査結果）

「ほぼ毎週利用したい」が 2.5% となっています。



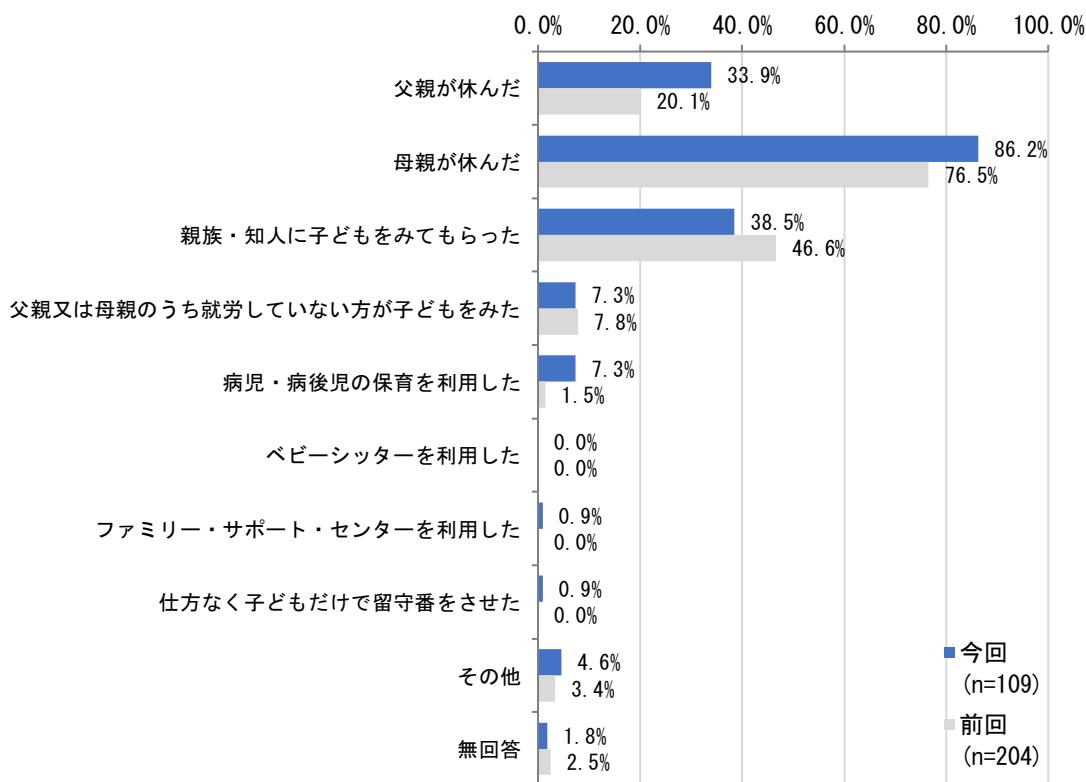
⑨ 子どもの病気等で保育所等を休んだことがあるか（就学前児童保護者調査結果）

「あった」が 78.4% となっています。



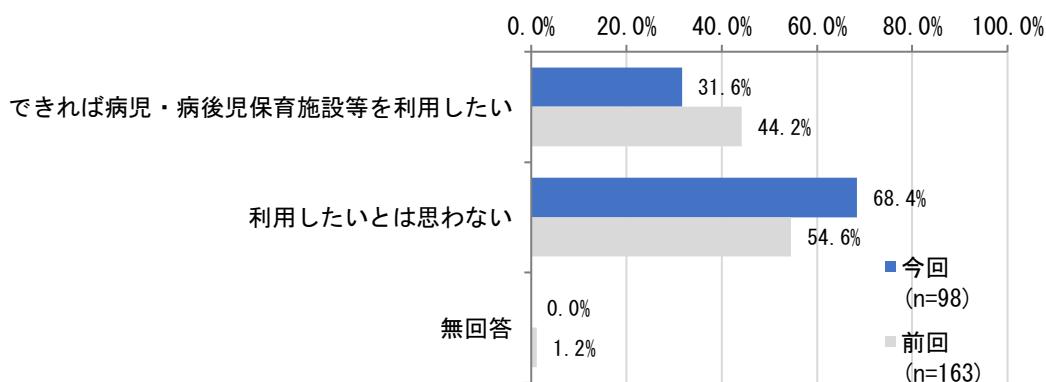
⑩ 子どもが病気等で保育所等を休んだ時の対処方法(就学前児童保護者調査結果)

「母親が休んだ」が 86.2% で最も高く、次いで、「親族・知人に子どもをみてもらった」 38.5%、「父親が休んだ」 33.9% となっています。



⑪ その際、病児保育等を利用したいと思ったか(就学前児童保護者調査結果)

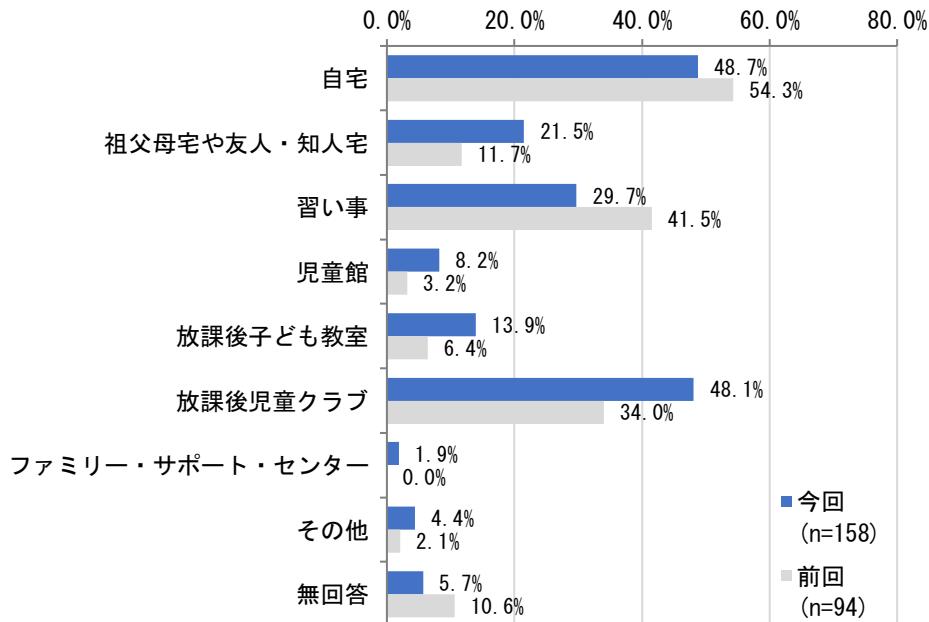
「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 31.6%、「利用したいとは思わない」が 68.4% となっています。



⑫ 小学校就学後は放課後にどのような場所で過ごして欲しいか
(就学前児童保護者調査結果)

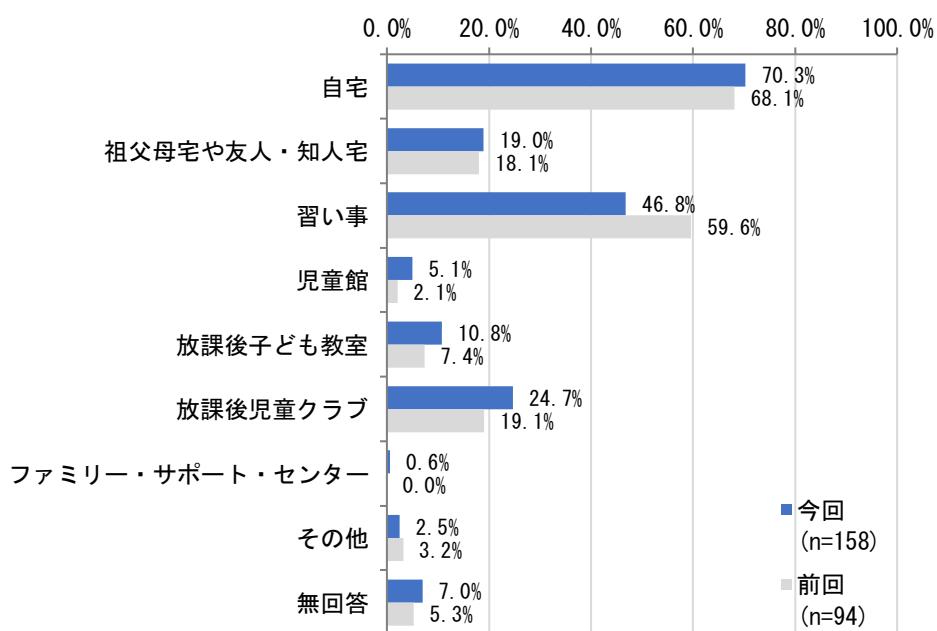
ア) 小学校低学年(小学1~3年)時(複数回答)

「放課後児童クラブ」が48.1%、「放課後子ども教室」が13.9%となっています。



イ) 小学校高学年(小学4~6年)時(複数回答)

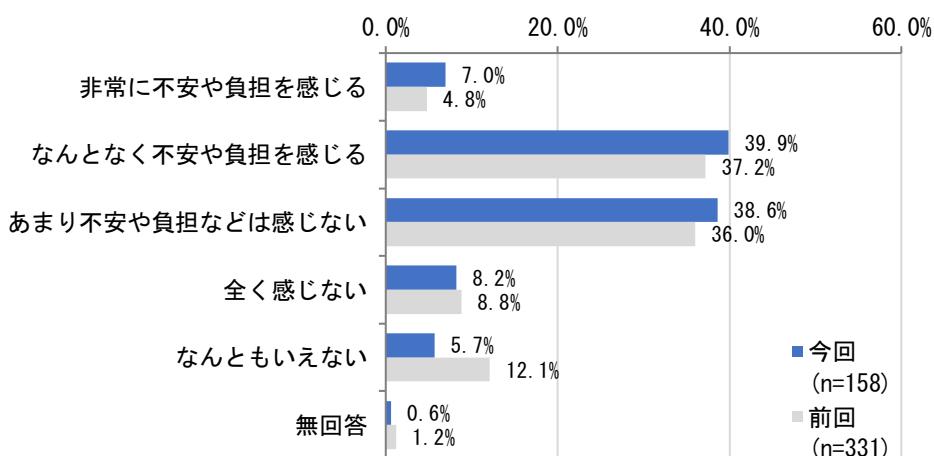
「放課後児童クラブ」が24.7%、「放課後子ども教室」が10.8%となっています。



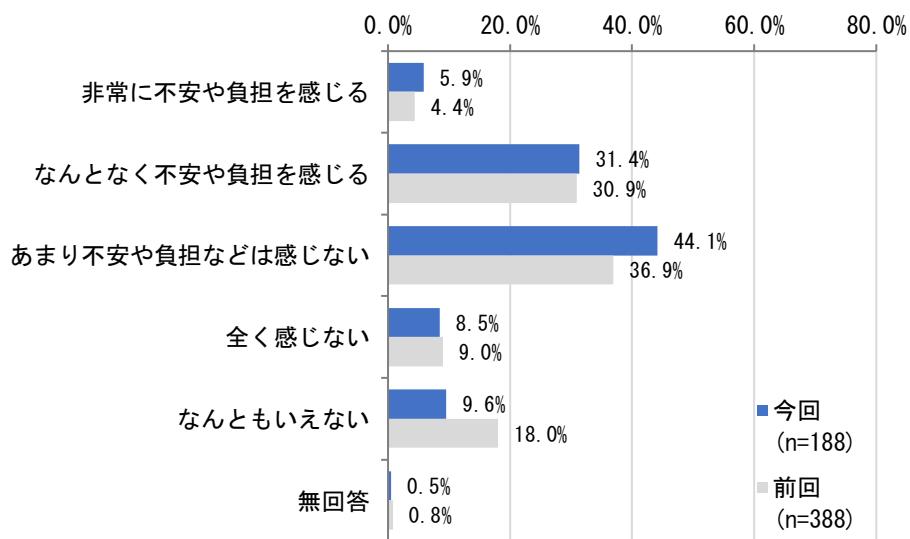
⑬ 子育てに関する不安感や負担感の有無

「なんとなく不安や負担を感じる」と「非常に不安や負担を感じる」の割合の合計は、就学前児童保護者 46.9%、小学生保護者 37.3% となっています。

【就学前児童保護者】

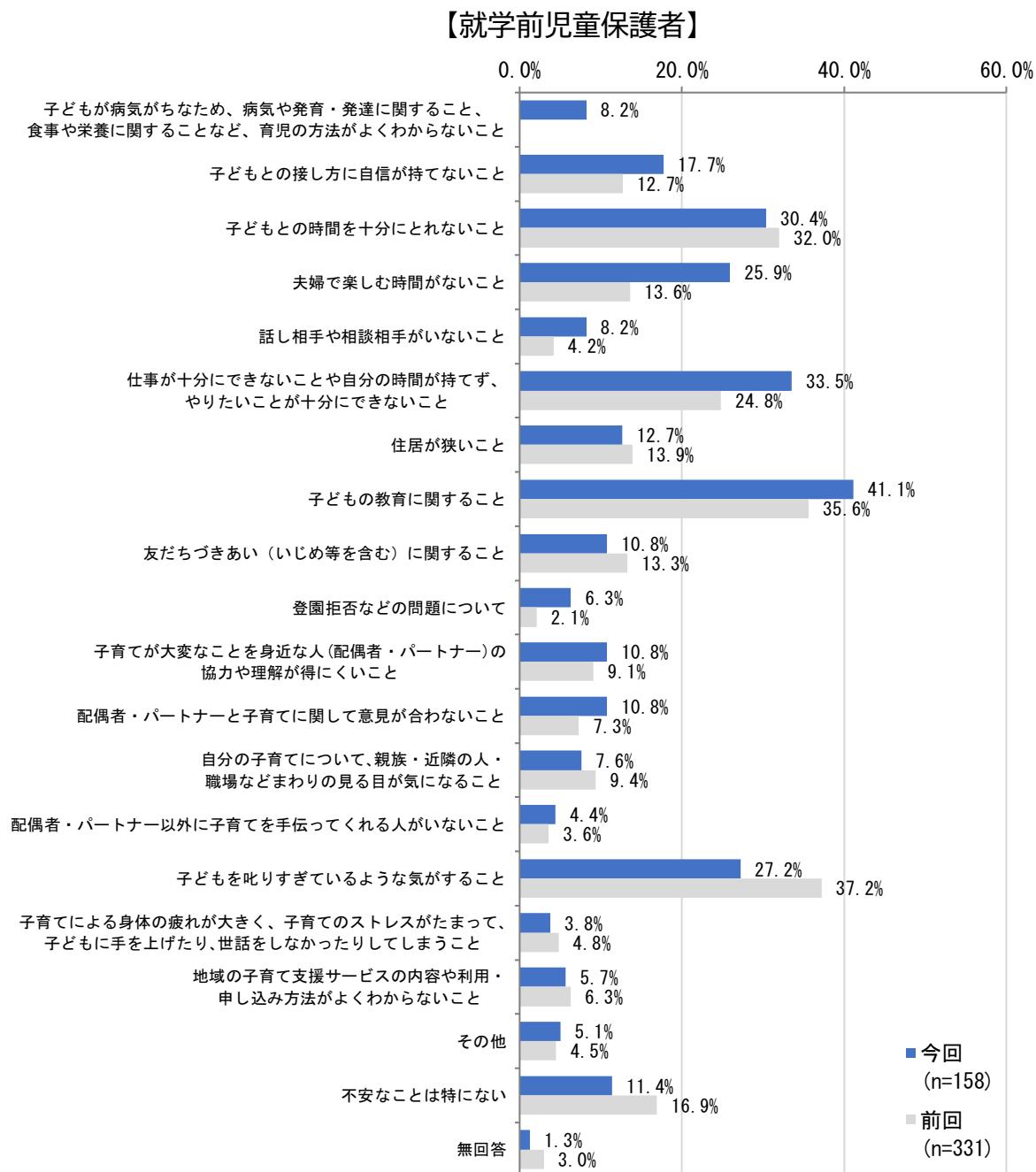


【小学生保護者】



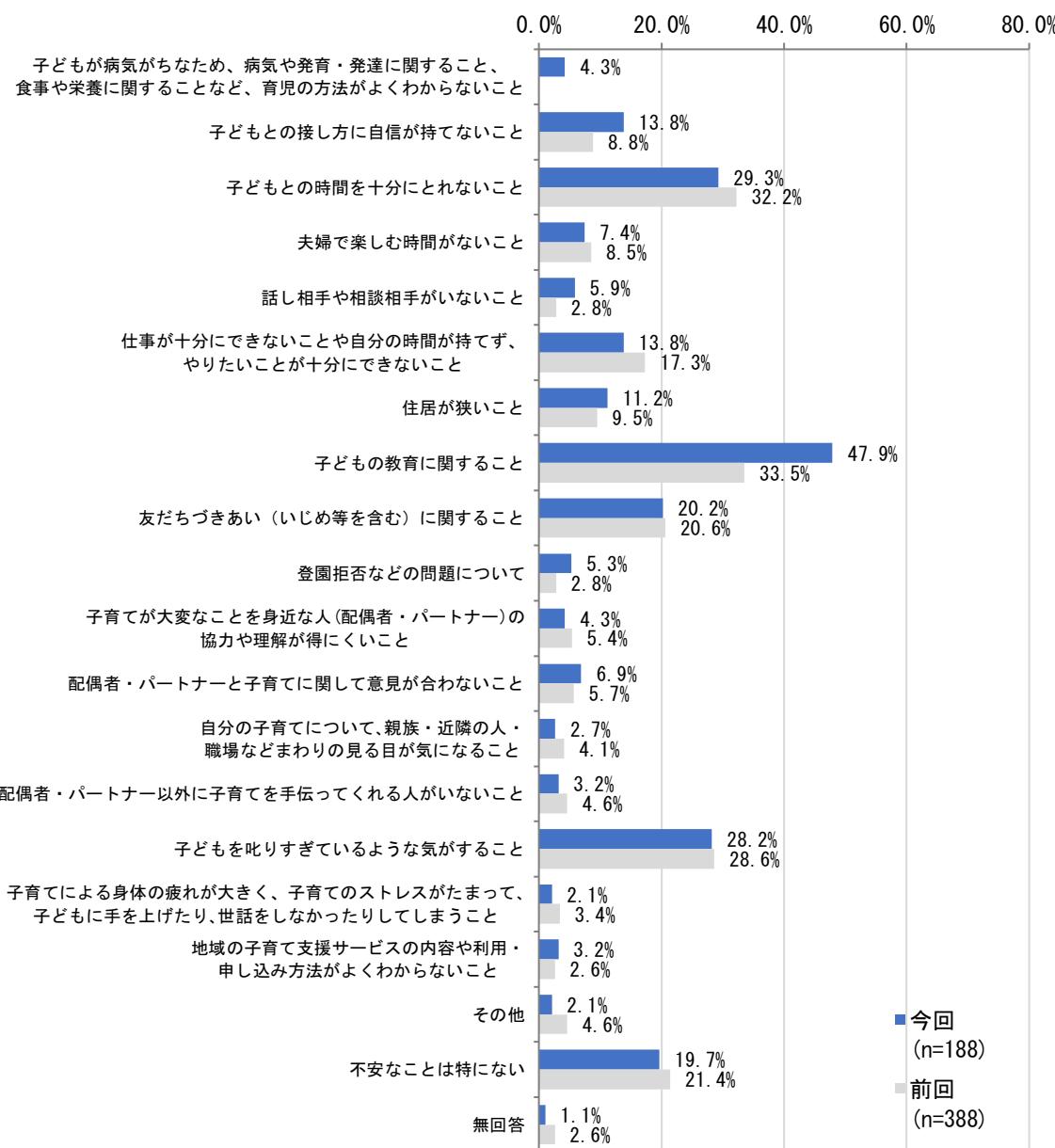
⑯ 子育てに関して日常悩んでいること（複数回答）

就学前児童保護者については、「子どもの教育に関するここと」が41.1%で最も高く、次いで「仕事が十分にできることや自分の時間が持てず、やりたいことが十分にできないこと」33.5%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」30.4%となっています。



小学生保護者については、「子どもの教育に関するここと」が47.9%で最も多く、次いで「子どもとの時間を十分にとれないこと」29.3%、「子どもを叱りすぎているような気がすること」28.2%となっています。

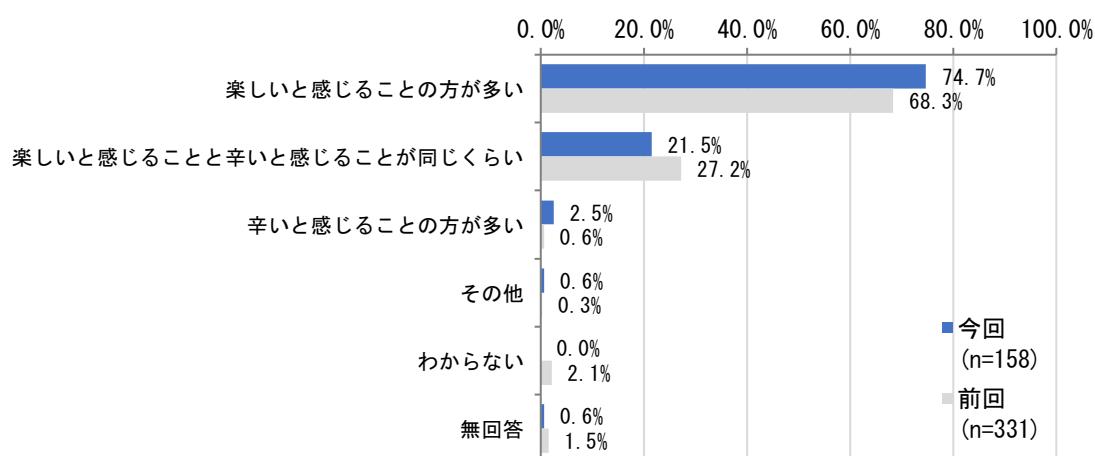
【小学生保護者】



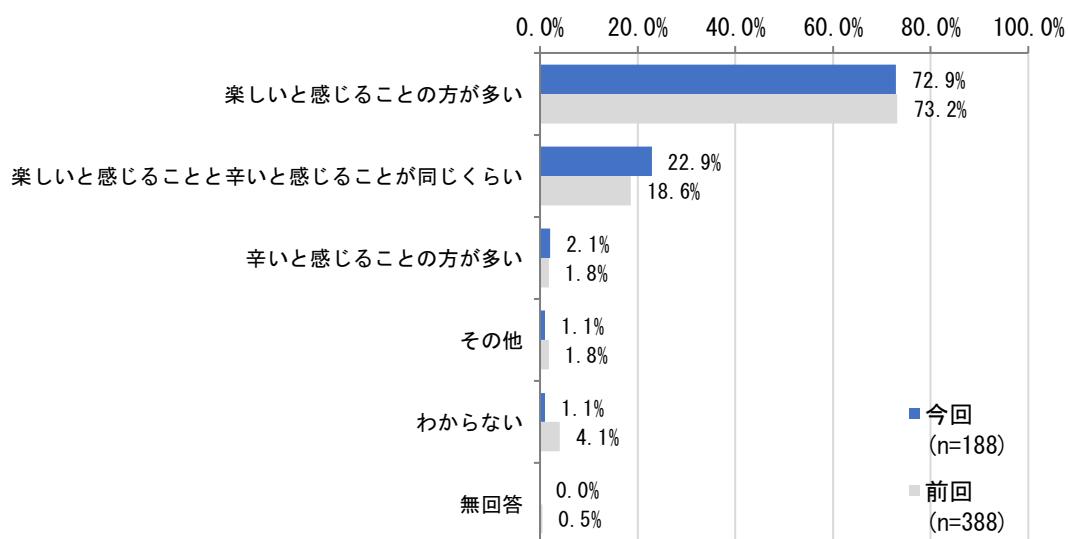
⑯ 子育ての状況

「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」と「辛いと感じるこの方が多い」の割合の合計は、就学前児童保護者 24.0%、小学生保護者 25.0% となっています。

【就学前児童保護者】

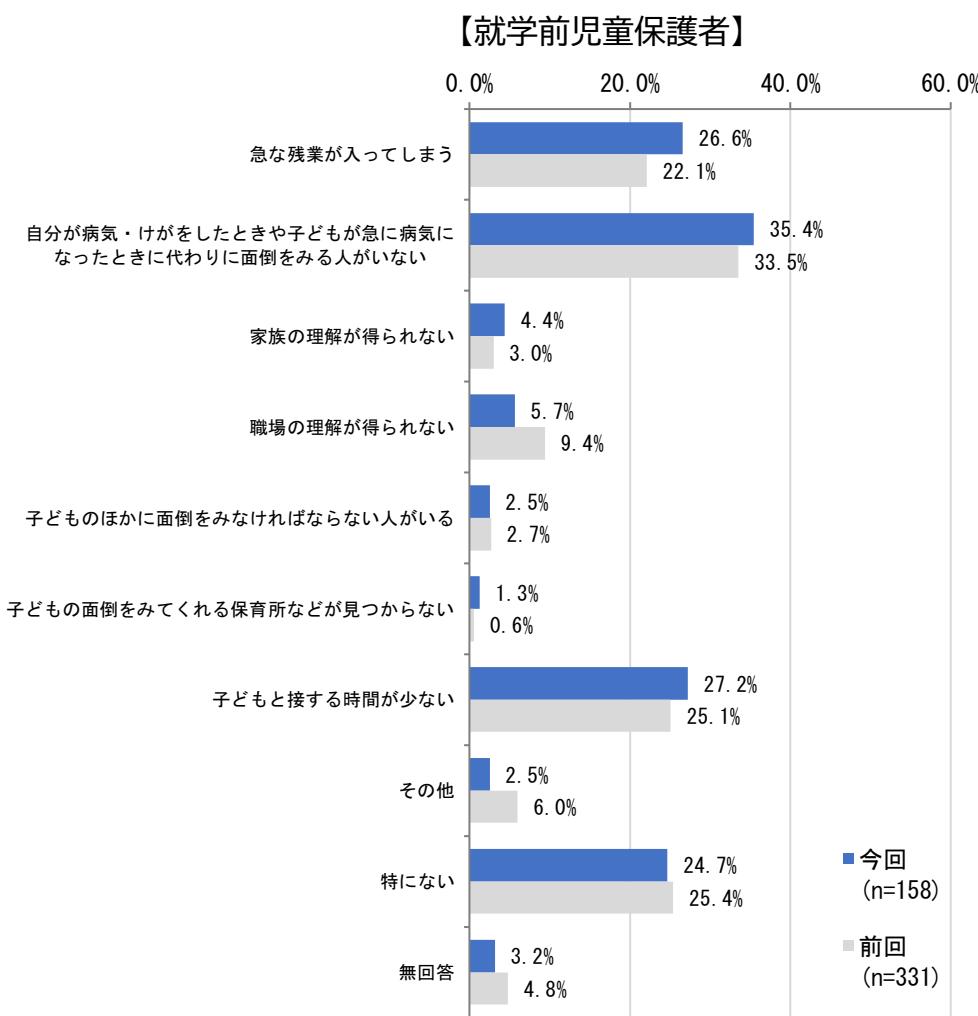


【小学生保護者】

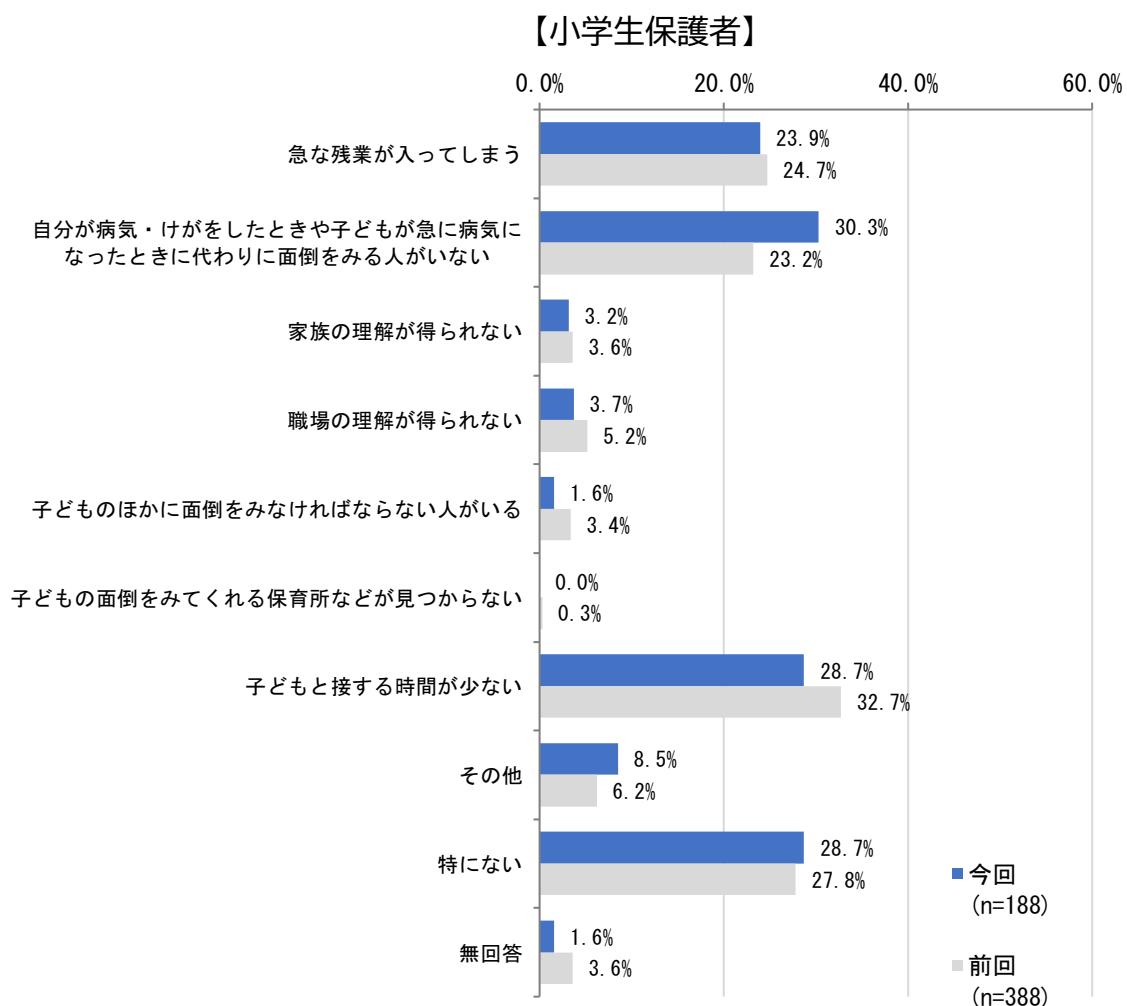


⑯ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること（複数回答）

就学前児童保護者については、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒を見る人がいない」が35.4%で最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」27.2%、「急な残業が入ってしまう」26.6%となっています。



小学生保護者については、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒を見る人がいない」が30.3%で最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」、「特ない」28.7%となっています。

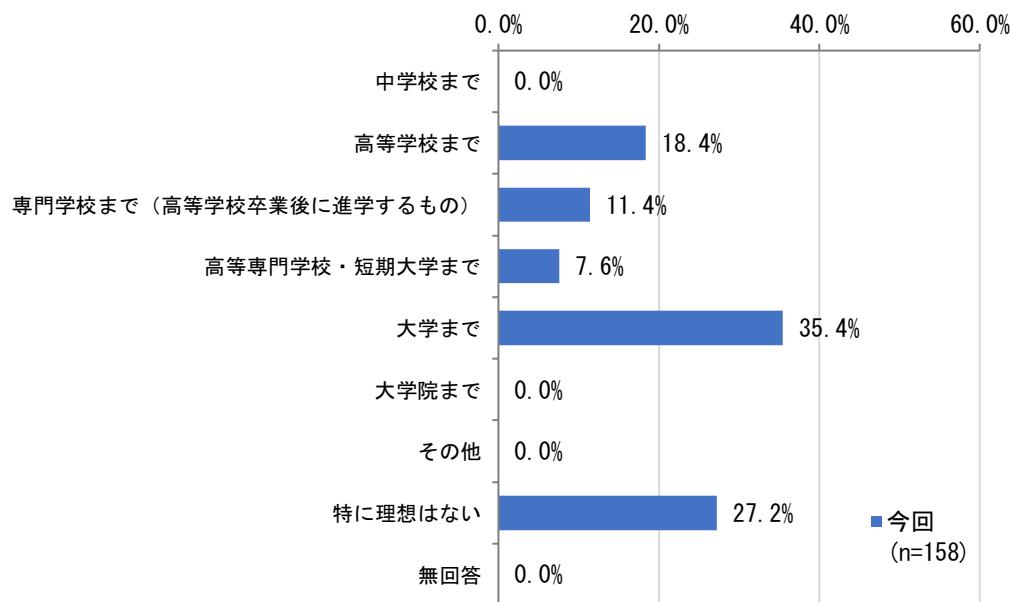


⑯ お子さんの進路について

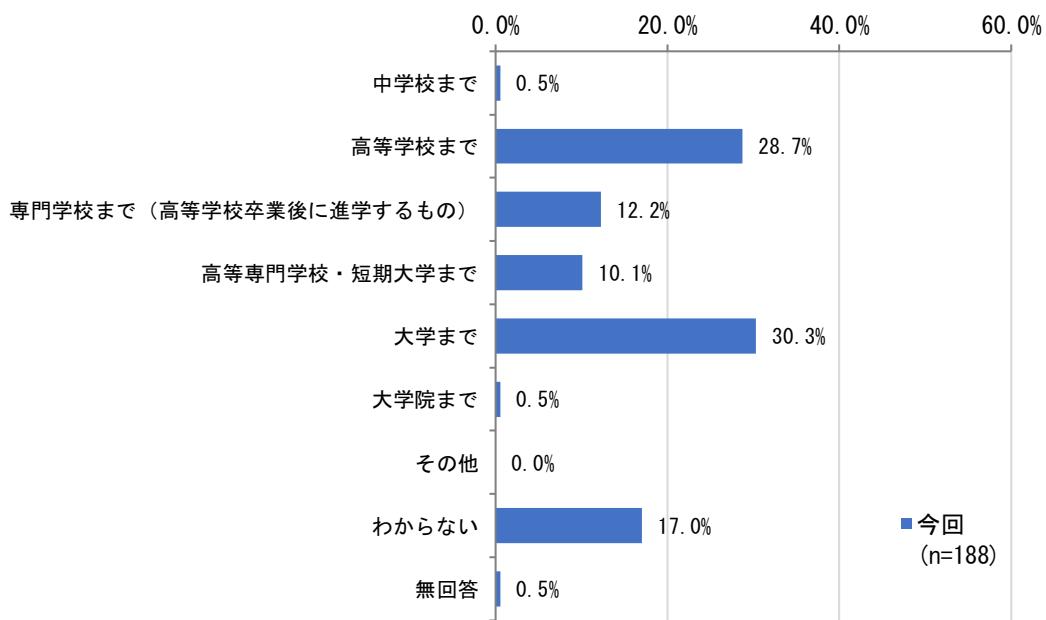
ア) 現実的なお子さんの進路

「大学まで」の割合は、就学前児童保護者 35.4%、小学生保護者 30.3%となっています。

【就学前児童保護者】



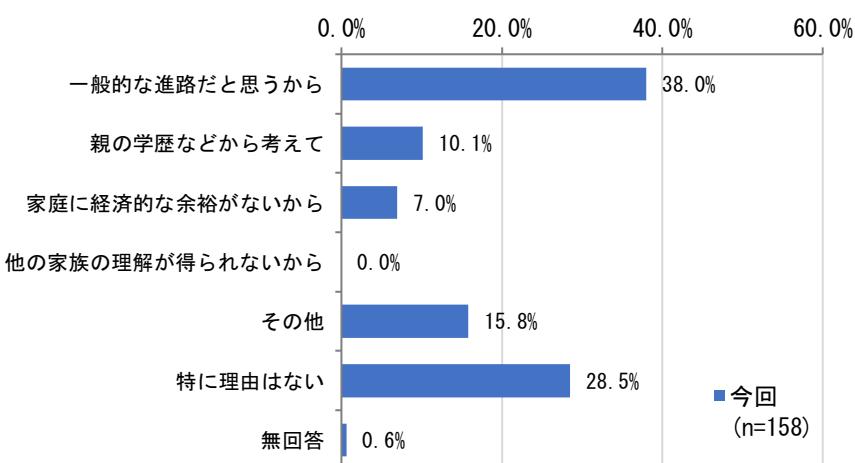
【小学生保護者】



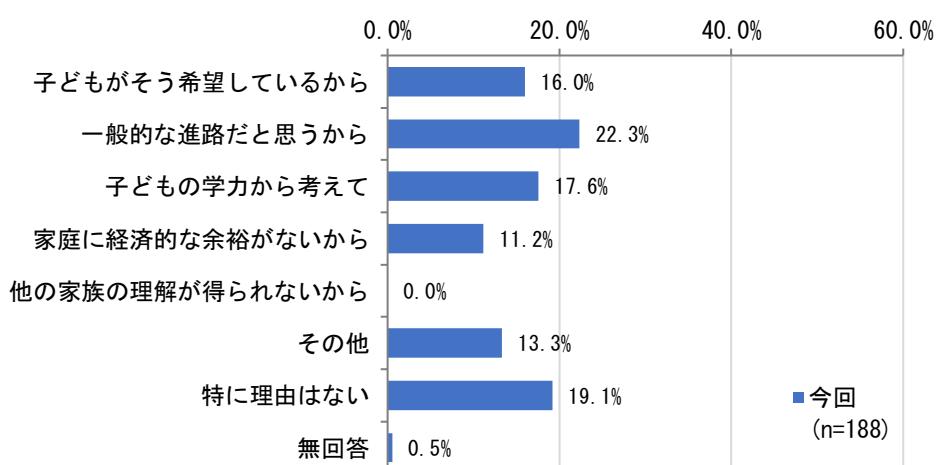
イ) お子さんの進路をそのように考える理由

「家庭に経済的な余裕がないから」の割合は、就学前児童保護者 7.0%、小学生保護者 11.2%となっています。

【就学前児童保護者】



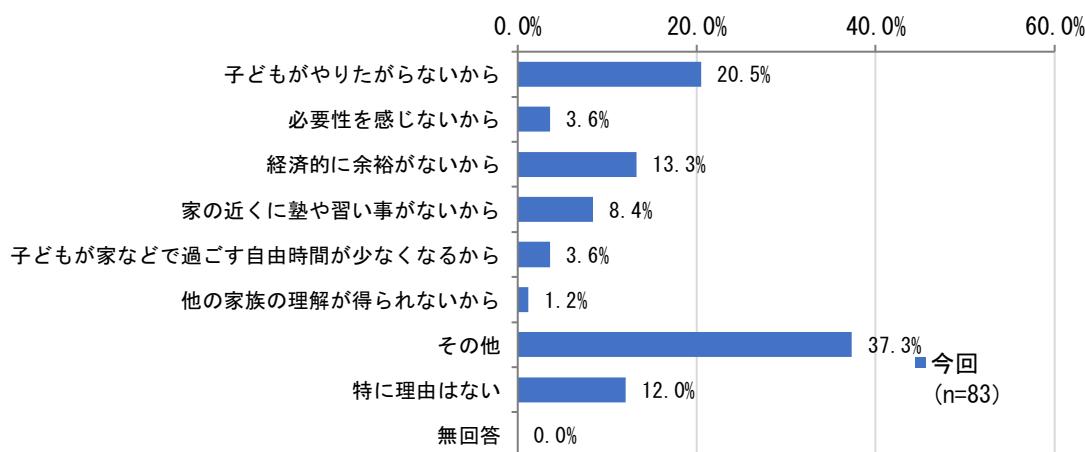
【小学生保護者】



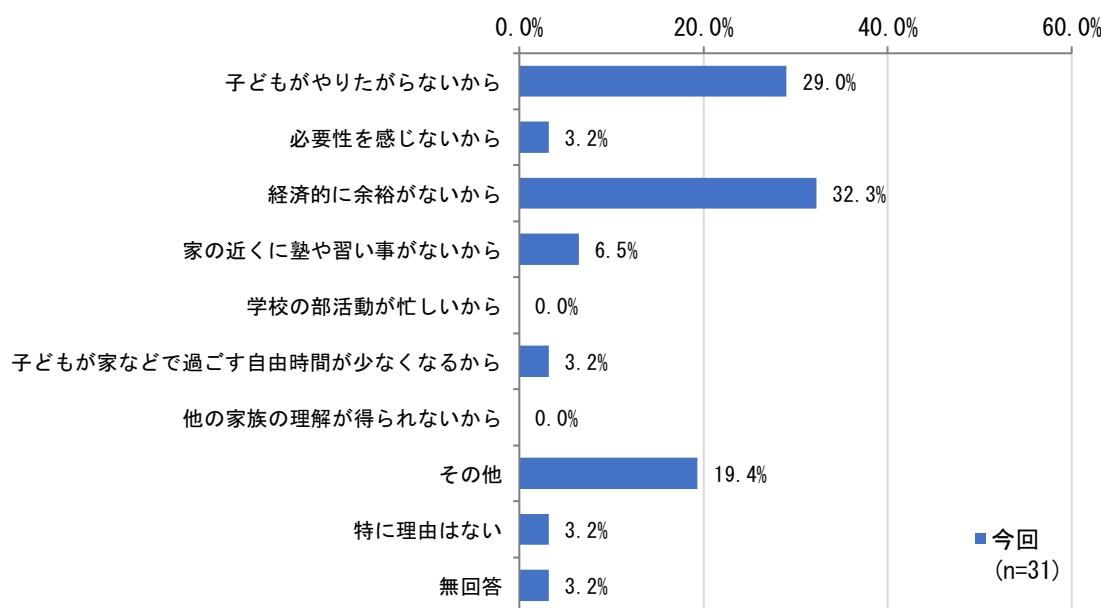
⑯ お子さんが塾や習い事をしていない理由

「経済的な余裕がないから」の割合は、就学前児童保護者 13.3%、小学生保護者 32.3%となっています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

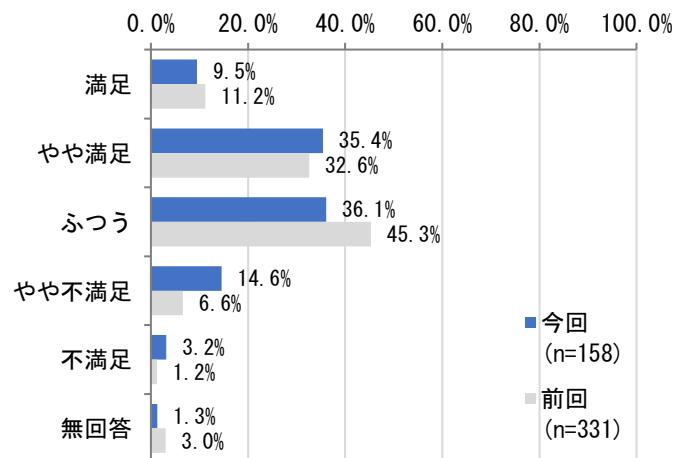


⑯ 本町の子育て環境や支援への満足度

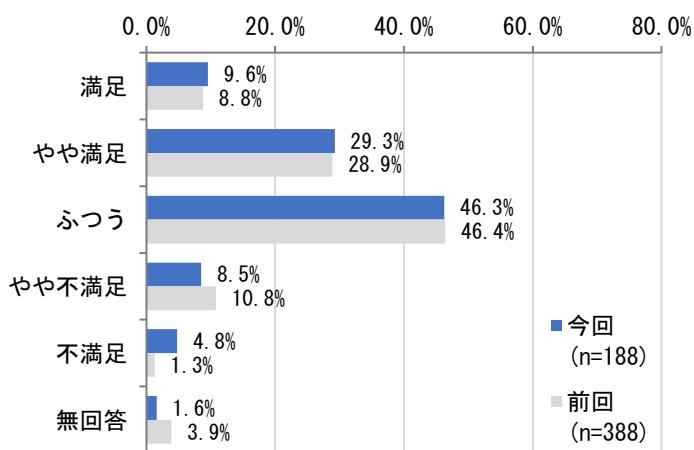
満足と回答した割合（「満足」、「やや満足」と回答した割合の合計）は、就学前児童保護者 44.9%、小学生保護者 38.9% となっています。

一方、不満足と回答した割合（「やや不満足」、「不満足」と回答した割合の合計）は、就学前児童保護者 17.8%、小学生保護者 13.3% となっています。

【就学前児童保護者】



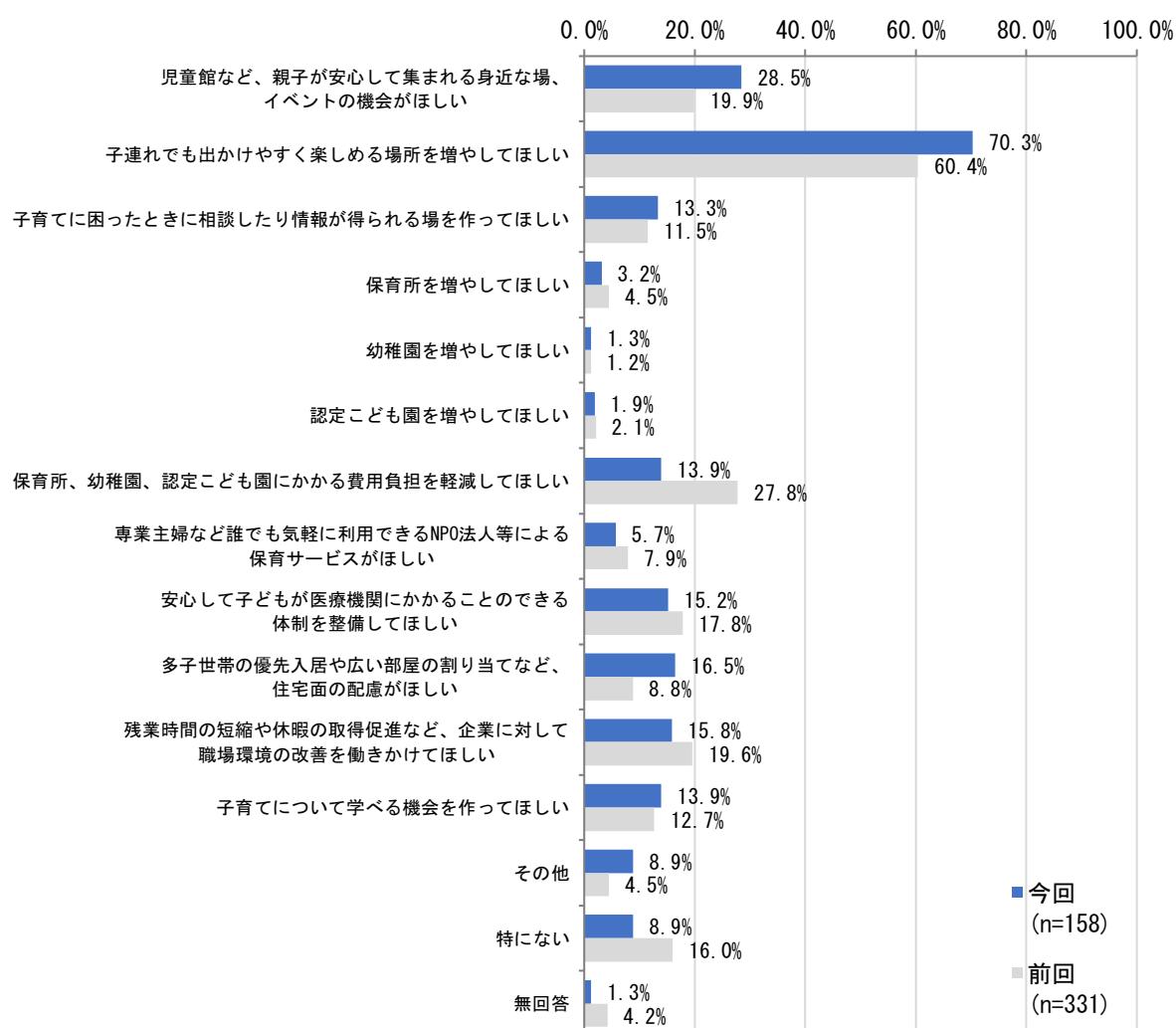
【小学生保護者】



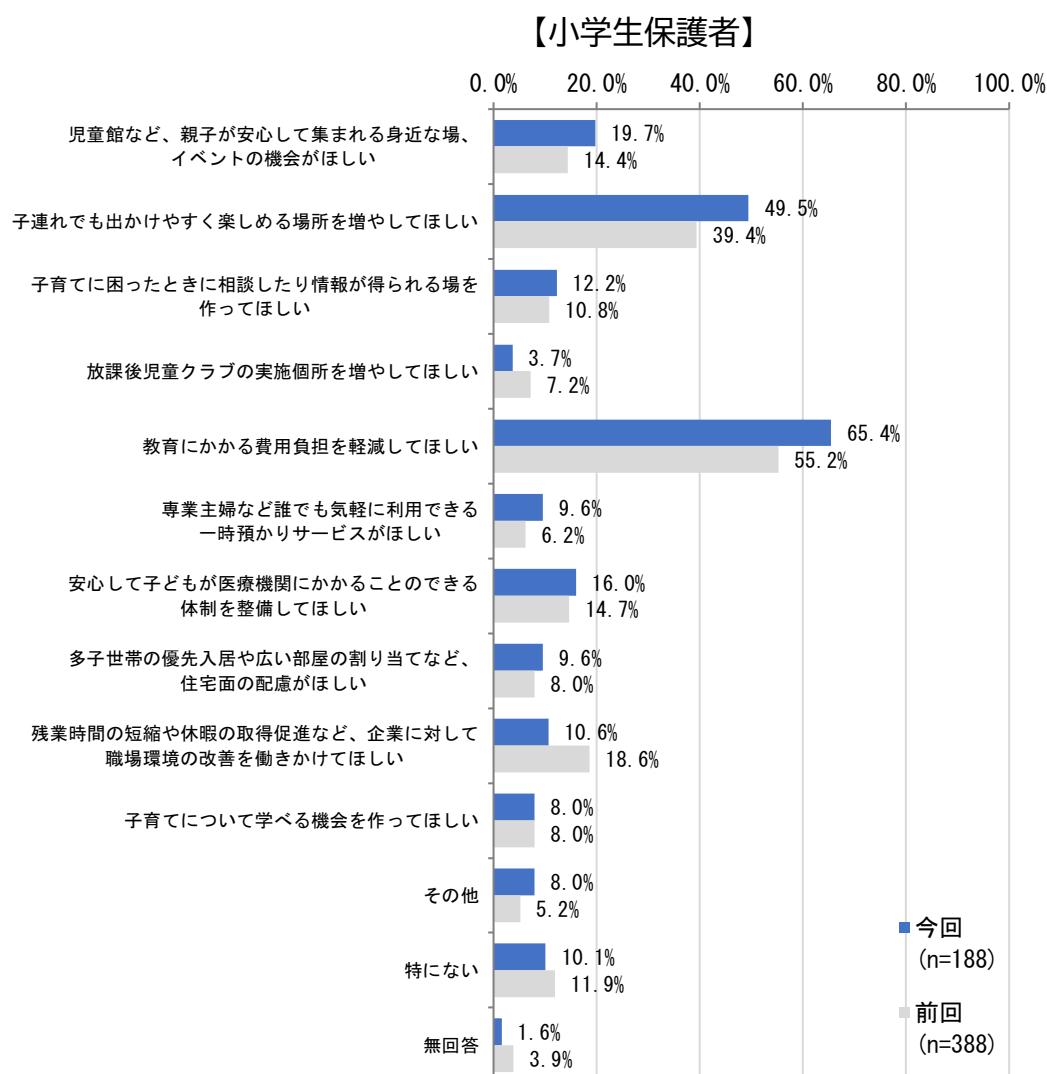
㉚ 充実を図ってほしい子育て支援策（複数回答）

就学前児童保護者については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が70.3%で最も高く、次いで「児童館など、親子が安心して集まる身近な場、イベントの機会がほしい」28.5%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」15.8%となっています。

【就学前児童保護者】



小学生保護者については、「教育にかかる費用負担を軽減してほしい」が65.4%で最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」49.5%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」19.7%となっています。



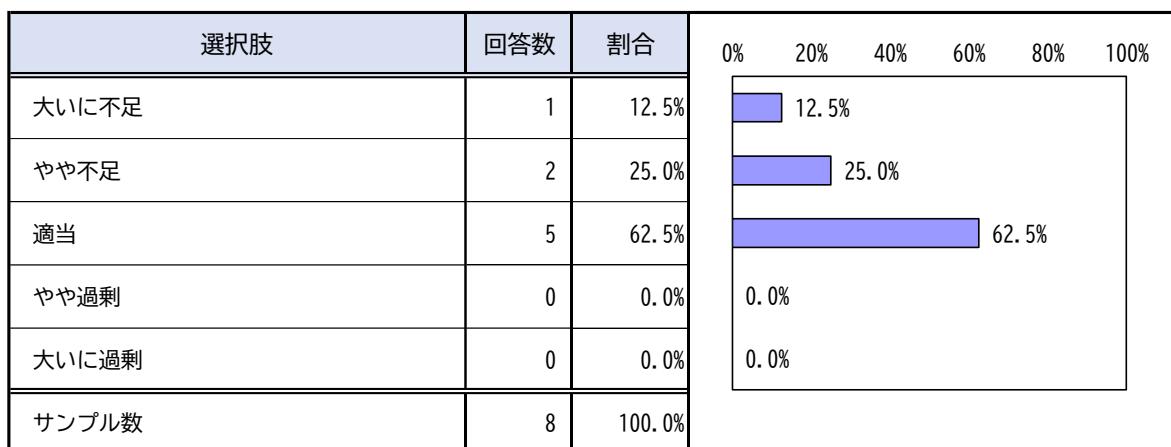
3 関係機関調査

(1) 保育施設等調査

町内の保育施設等8園から回答がありました。

① 職員の過不足状況

「適当」が62.5%、「やや不足」が25.0%、「大いに不足」が12.5%となっています。

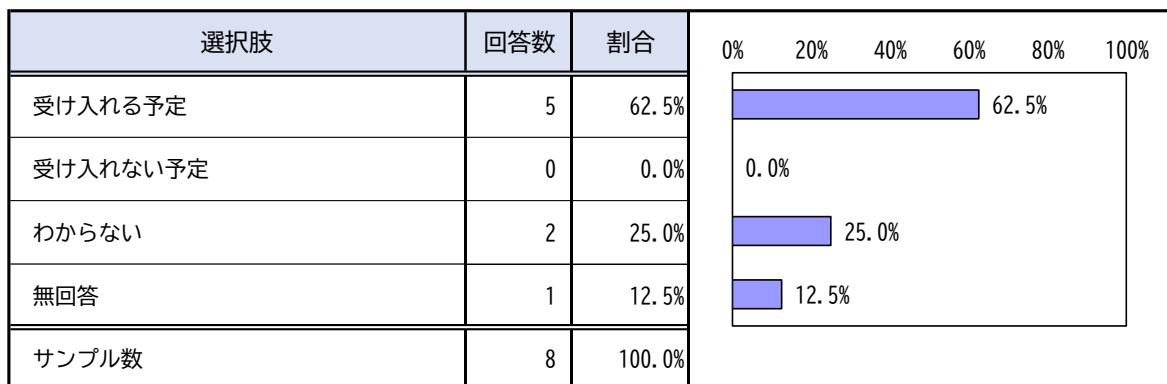


② 職員不足を解消するために、どのような対策等が効果的か

主な意見
職員不足を解消するにはというより、園側に働きやすい環境が整っていれば、自然と保育士は集まる。働きやすい環境とは、保育士の負担が少なく、休みがとりやすく、保護者との関係も良好で、保育士同士の派閥もなく、子ども中心で保育をされているところは、保育士にとっても居心地がいいので、職員不足とは感じない。
保育士の卵を育てること、保育士の処遇改善や保育士の仕事が一生できるような環境が整っていれば増えるのではないか。潜在保育士とも聞きますが、辞めた理由がそれぞれあるので、復活は望めないと思う。
氷川町独自の施策に期待。
処遇面での改善が必要。
無資格の保育補助でも勤務年数に加算できるなら、少しは不足が解消できるのではないか。
町主導の保育人材紹介。
保育園の仕事は楽しいということを宣伝してほしい。
公定価格の単価を思い切って上げてもらう。

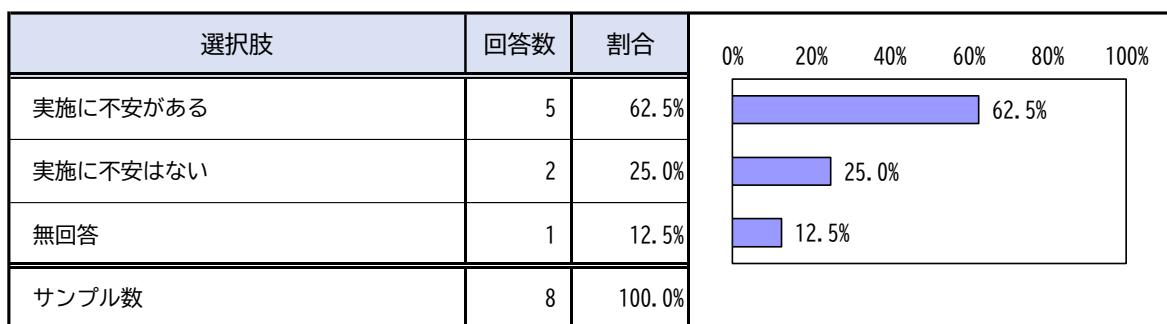
③ こども誰でも通園制度※が実施される場合、受け入れる予定か

「受け入れる予定」が 62.5%、「わからない」が 25.0%となっています。



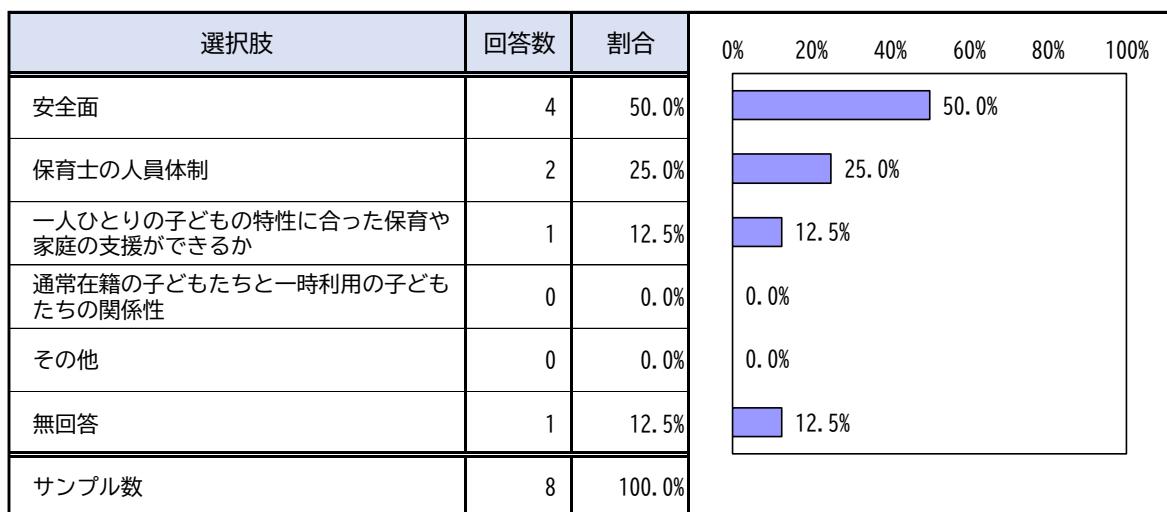
④ 制度の実施についての考え方

「実施に不安がある」が 62.5%、「実施に不安はない」が 25.0%となっています。



⑤ 制度実施後、受け入れの人数調整で一番に配慮するポイント

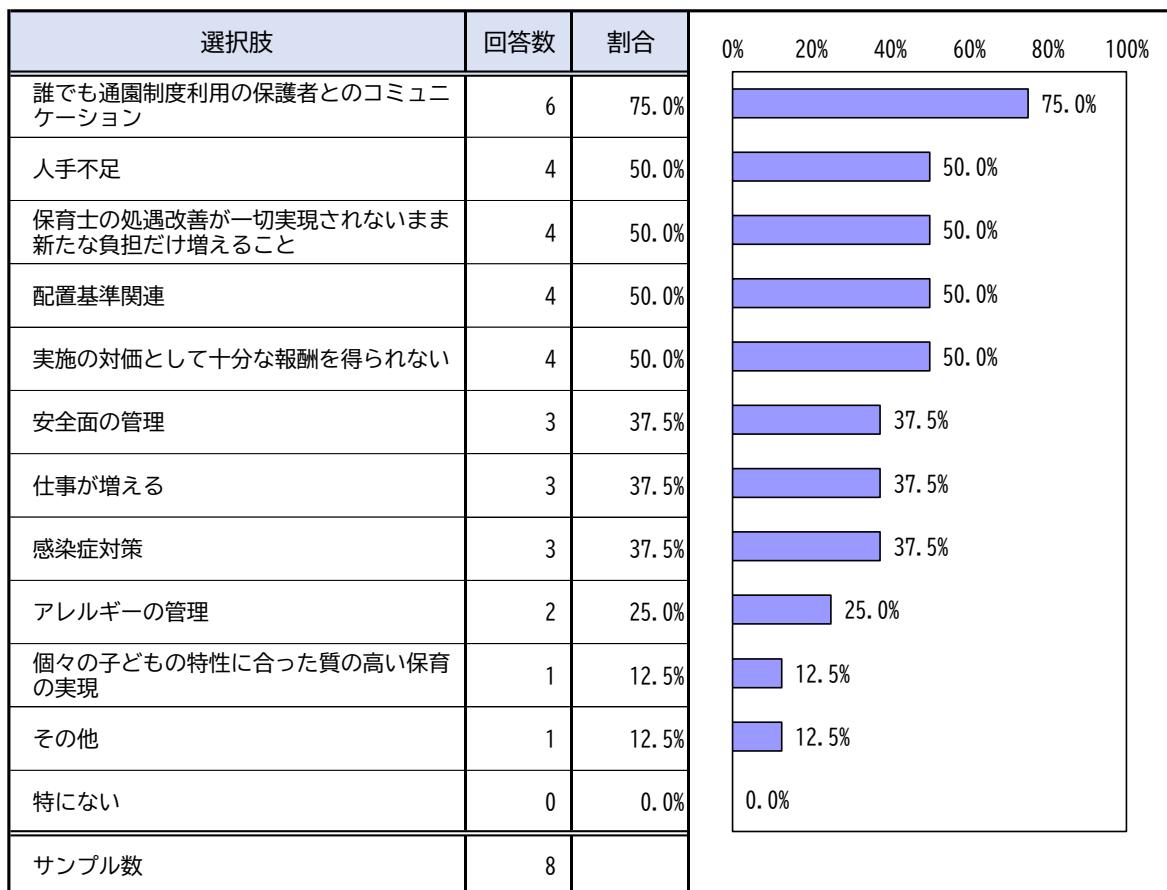
「安全面」が 50.0%で最も高く、次いで、「保育士の人員体制」が 25.0%などとなっています。



※こども誰でも通園制度：現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。

⑥ 制度の実施にあたり特に懸念する点

「誰でも通園制度利用の保護者とのコミュニケーション」が75.0%で最も高く、次いで、「人手不足」、「保育士の処遇改善が一切実現されないまま新たな負担だけ増えること」、「配置基準関連」、「実施の対価として十分な報酬を得られない」50.0%となっています。



⑦ 幼・保・小・中連携の現状や、さらに連携を効果的にするための意見

主な意見
幼・保・小・中・高などの全体での連携の組織を作り、年に何度か情報交換をする。
連携の目的や、活動の効果の共有があると、より意欲的に取り組める。
職員の交流を深められたら良い。
少子化で異年齢のこども達と関わる機会が減少してきたと思いますので、色んな年齢のこども達と接することはとても意義があると思う。
年に1～2度くらいは職場体験やワークキャンプ等で関わることができているが、もう少し回数を増やして欲しいと思う。

⑧ 少子化対策へのアイデア

主な意見
氷川町は、こどもに優しい町ではあるが、子育て世代の住宅支援や幅広い保育園の選択肢、児童館（0歳から18歳まで自由に利用できる施設）など、こどもが（親子）、楽しめる施設が町にあると良い。
安心してこどもを産み育てる環境の整備。住宅の問題や公園の整備等など。
こどもがいると楽しい、幸せになれるなど、ポジティブなことの情報発信。
若い人達が住みやすく、仕事がある地域を作れば良い。
仕事は隣の市でもよいので、その場合はアパート等を作るなど、若い人が集まつてくるような魅力ある地域づくりをすることが大切。

⑨ 氷川町の子育て支援の取組などについての自由意見

主な意見
よりよい施策構築を期待する。
他の自治体より特化している支援があれば、町内外にアピールして欲しい。
ここ3年ほど、天草や芦北等では毎年2園ずつ休園する園が出ている。氷川町も例外でないと思っている。アパートを建てる等、若い人が移住してきたくなる魅力的なまちづくりをしてもらったら、氷川町にも人が集まつてくれるのでないかと思う。

（2）放課後児童クラブ調査

町内3施設から回答がありました。

① スタッフ人材確保のために、どのような対策等が効果的か

主な意見
若い人や男性でも働ける様な就業体制が必要。
給与、賞与の安定性必要。
現状の雇用条件では、子育てが終わった女性しか働けないではないか。
長期休み以外では、朝から夕方までの勤務は難しく、就業時間の不規則さも、人材確保には難しい点があると思う。

② 活動運営にあたっての課題、問題点等

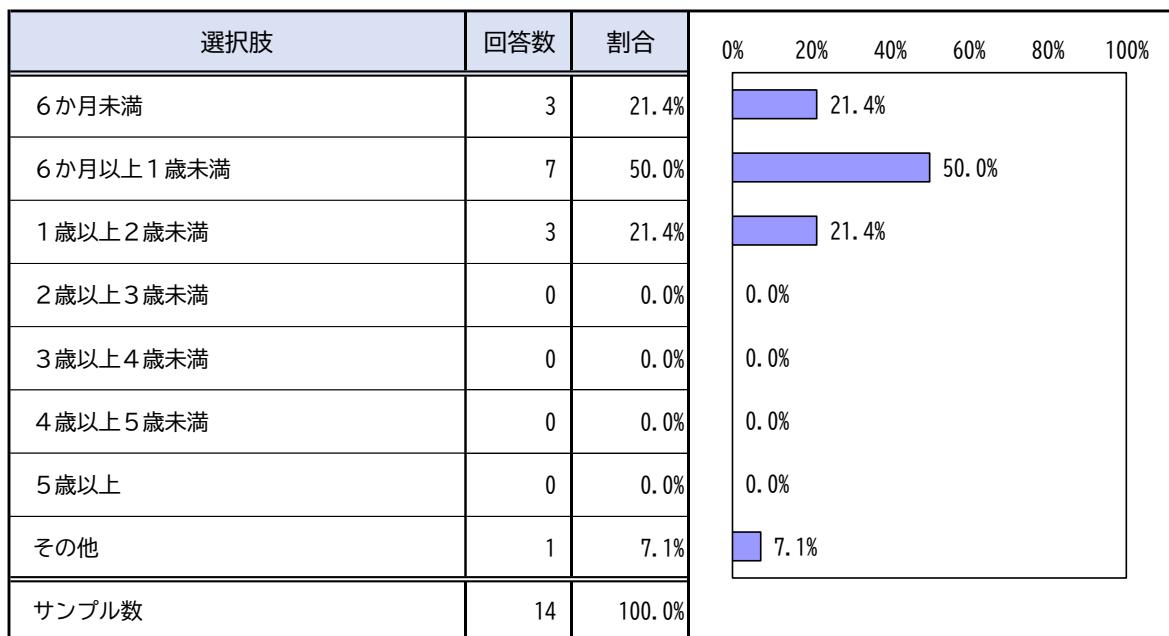
主な意見
支援が必要なこどもの把握が難しい。
親から申し出がなければ分からぬ状況で、個人情報の保護とは言え、支援が必要なこどもについて、支援員には教えてもらわないと対応の仕方も分からぬし、その子の為にもならない。

(3) 子育て支援センター利用者調査

子育て支援センター利用者 14 人から回答がありました。

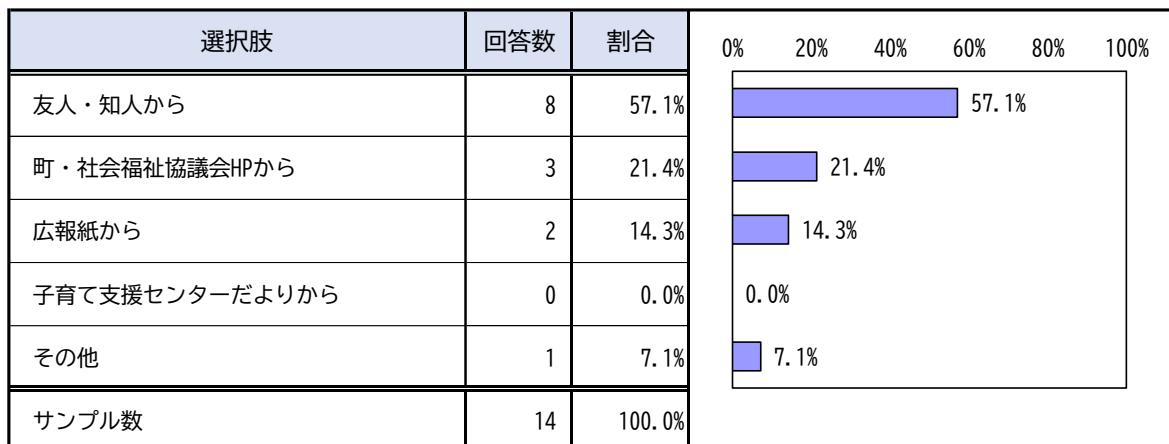
① 子どもの年齢

「6か月以上1歳未満」が 50.0%、「6か月未満」、「1歳以上2歳未満」が 21.4% となっています。



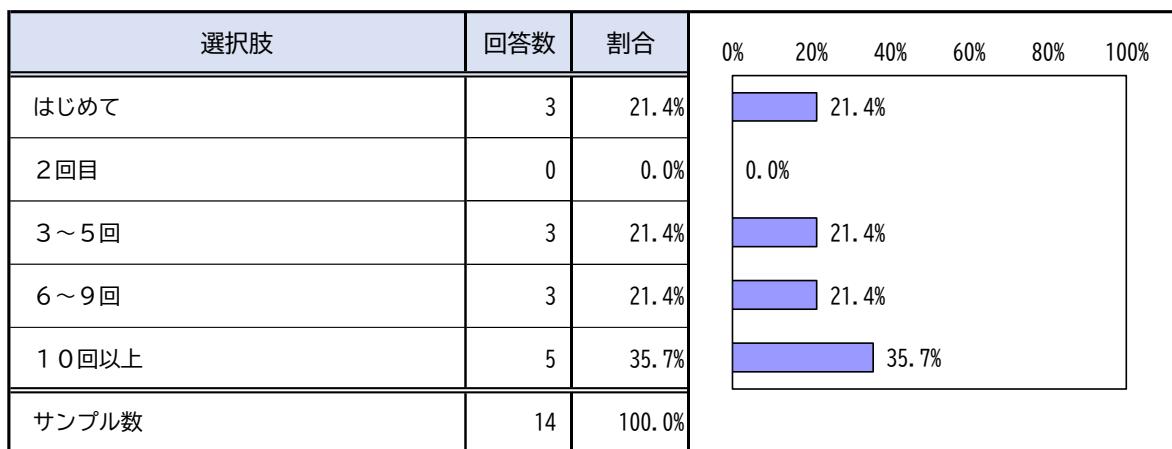
② センターのことをどのように知ったか

「友人・知人から」が 57.1% で最も高く、次いで、「町・社会福祉協議会 HP から」 21.4%、「広報紙から」 14.3% となっています。



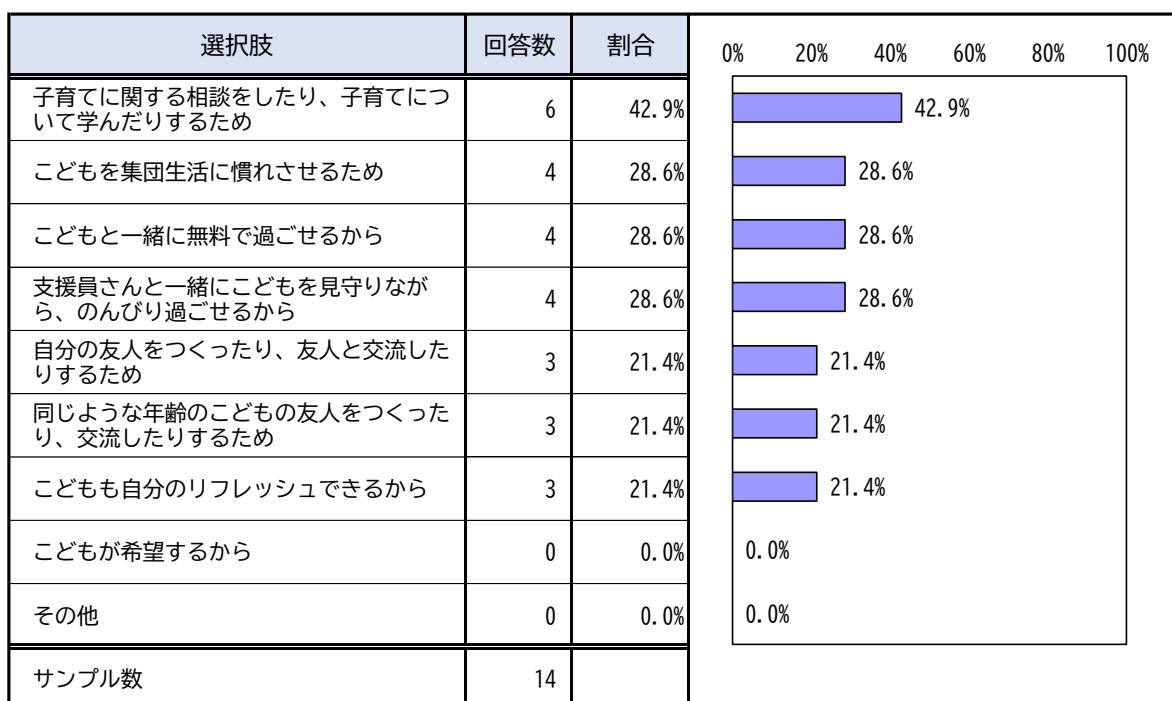
③ これまでの利用回数

「10回以上」が35.7%で最も高くなっています。



④ センターに来所する主な理由

「子育てに関する相談をしたり、子育てについて学んだりするため」が42.9%で最も高く、次いで、「子どもを集団生活に慣れさせるため」、「子どもと一緒に無料で過ごせるから」、「支援員さんと一緒に子どもを見守りながら、のんびり過ごせるから」28.6%となっています。



第3章 第2期計画の実施状況

1 見込み及び実績の状況

(1) 教育・保育の実施状況（実績は各年4月1日現在の認定者数）

年度	項目	1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1・2歳	合計
令和 2 年度	計画	35人	178人	28人	104人	132人
	実績	36人	170人	11人	103人	114人
	差異（実績-計画）	1人	▲8人	▲17人	▲1人	▲18人

令和 3 年度	計画	32人	160人	28人	115人	143人
	実績	39人	149人	21人	104人	125人
	差異（実績-計画）	7人	▲11人	▲7人	▲11人	▲18人

令和 4 年度	計画	33人	164人	27人	106人	133人
	実績	33人	153人	6人	112人	118人
	差異（実績-計画）	0人	▲11人	▲21人	6人	▲15人

令和 5 年度	計画	33人	164人	27人	104人	131人
	実績	33人	150人	11人	100人	111人
	差異（実績-計画）	0人	▲14人	▲16人	▲4人	▲20人

令和 6 年度	計画	34人	174人	26人	102人	128人
	実績	40人	159人	18人	88人	106人
	差異（実績-計画）	6人	▲15人	▲8人	▲14人	▲22人

※1号認定：定期的な保育の必要がなく、教育のみを希望する3歳から小学校入学前までのこども

※2号認定：保育が必要な要件に該当し、定期的な保育を希望する、3歳から小学校入学前のこども

※3号認定：保育が必要な要件に該当する、0歳から2歳までのこども

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

※地域子ども・子育て支援事業については、延べ人数を「人日」、実人数を「人」と表記しています。

① 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
実 績	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

本町においては、町単独事業として、子育て世代包括支援センターで対応しました。

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て世代包括支援センター	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

月間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	133 人日	133 人日	133 人日	133 人日
実 績	70 人日	26 人日	60 人日	69 人日
差異（実績-計画）	▲63 人日	▲107 人日	▲73 人日	▲64 人日

③ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	64 人	62 人	61 人	60 人
実 績	67 人	70 人	54 人	46 人
差異（実績-計画）	3 人	8 人	▲7 人	▲14 人

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	65人	64人	62人	61人
実 績	50人	51人	40人	51人
差異（実績-計画）	▲15人	▲13人	▲22人	▲10人

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	5人	5人	5人	5人
実 績	6人	4人	3人	3人
差異（実績-計画）	1人	▲1人	▲2人	▲2人

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により 家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

ア) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	10人日	10人日	10人日	10人日
実 績	0人日	0人日	0人日	1人日
差異（実績-計画）	▲10人日	▲10人日	▲10人日	▲9人日

イ) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	10人日	10人日	10人日	10人日
実 績	0人日	0人日	0人日	0人日
差異（実績-計画）	▲10人日	▲10人日	▲10人日	▲10人日

⑦ 一時預かり事業

ア) 幼稚園型

幼稚園等における在園児のうち、1号認定のこどもを対象とした一時預かり事業です。

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	2,034 人日	1,833 人日	1,878 人日	1,877 人日
実 績	10,816 人日	14,522 人日	7,083 人日	16,051 人日
差異（実績-見込み）	8,782 人日	12,689 人日	5,205 人日	14,174 人日

イ) 幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	467 人日	457 人日	448 人日	444 人日
実 績	90 人日	42 人日	80 人日	102 人日
差異（実績-見込み）	▲377 人日	▲415 人日	▲368 人日	▲342 人日

⑧ 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	119 人	117 人	114 人	113 人
実 績	189 人	167 人	131 人	151 人
差異（実績-計画）	70 人	50 人	17 人	38 人

⑨ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	195 人日	190 人日	187 人日	185 人日
実 績	22 人日	95 人日	36 人日	64 人日
差異（実績-計画）	▲173 人日	▲95 人日	▲151 人日	▲121 人日

⑩ 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

ア) 年間実人数

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	127人	124人	115人	106人
実 績	132人	122人	120人	120人
差異（実績-計画）	5人	▲2人	5人	14人

イ) 実施箇所数

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	3か所	3か所	3か所	3か所
実 績	3か所	3か所	3か所	3か所
差異（実績-計画）	0か所	0か所	0か所	0か所

2 基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況

基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

1 安心して生み育てられる環境づくり

【主な事業・取組の実施状況】

婚活イベント参加支援助成事業（地域振興課）				
概要	結婚のきっかけづくりを支援し、少子化の要因の1つである未婚化・晩婚化の進行抑制や若者の移住定住促進を目的に、婚活支援事業に取り組む。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	-	-	3回	-

氷川町一般不妊治療助成事業（町民課）				
概要	一般不妊治療を実施するご夫婦の経済的負担を軽減する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	2件	3件	2件	2件

すこやか赤ちゃん出産祝金支給事業（福祉課）				
概要	次代を担う子の誕生を祝福し、子育てを支援するため、出産祝金を支給する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	72件	69件	56件	56件

産前産後ホームヘルプサービス事業（養育支援訪問事業）（町民課）				
概要	産前産後の体調不良などのための家事育児が困難な家庭に家事などの援助を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援実人数	6人	4人	3人	3人

母子手帳交付・妊婦健診受診票交付（町民課）				
概要	母子手帳交付を行い、妊娠中の母子の異常を早期に発見し、母子ともに安全な出産を迎えるために保健指導を実施し、妊婦健診のための受診券を発行する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付実人数	60人	56人	57人	46人

第3章 第2期計画の実施状況

母子保健事業（町民課）				
概要	育児支援と育児不安の解消のため、乳幼児訪問・乳幼児健診などで育児相談及び情報提供を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2か月児訪問人数	49人	45人	41人	51人
対象児訪問達成率	100%	100%	100%	100%

乳幼児健診（町民課）				
概要	4か月、7か月、1歳6か月、3歳児健診を健康センターにおいて、医師、歯科医師、看護師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員、及び保育士を雇用し実施する。また、健診前後の発育発達に関する支援は、必要な時期に地区担当保健師が訪問等を実施する。			
4か月児健診				
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	54人	49人	44人	56人
受診者数	54人	49人	44人	56人
7か月児健診				
対象者数	52人	49人	54人	51人
受診者数	51人	49人	54人	51人
1歳6か月児健診				
対象者数	70人	55人	54人	54人
受診者数	70人	55人	54人	54人
3歳児健診				
対象者数	60人	67人	79人	60人
受診者数	60人	67人	79人	60人

予防接種事業（町民課）				
概要	全て個別接種で、都市医師会や県医師会と契約し、適切に対応する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
MRⅡ期接種率	91%	83%	98%	100%

歯科保健事業（町民課、学校教育課）				
概要	乳幼児を対象にフッ素塗布、ブラッシング指導を実施する。保育所、小・中学校ではブラッシング指導とフッ化物洗口を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
フッ素塗布 1歳6か月児	70人	55人	54人	54人
フッ素塗布 3歳児	60人	67人	79人	60人
フッ素洗口 実施保育園	7園	7園	7園	7園
ブラッシング 指導校	5校	5校	5校	5校
フッ素洗口 児童生徒数	869人	835人	807人	747人

子育て世代包括支援センター事業（町民課、福祉課）				
概要	妊娠期から子育て期に渡るまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援をワンストップで実施することで親の不安を解消し、関係機関の連携を強化することを目的として、子育て世代包括支援センターの拠点づくりを推進する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所

2 地域における子育ての支援

【主な事業・取組の実施状況】

子育て支援事業（福祉課）				
概要	保育所の通常の開所時間を超えて保育する延長保育、障害児保育、軽度障害児保育などを行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育 実施箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所
障害児保育 実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所
軽度障害児 保育実施箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所

保育料助成事業（福祉課）				
概要	幼児期の保育料を助成し、子育て世代の経済的負担を軽減することで、安心して子育てできる環境づくりに取り組む。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成金額	22,760,850円	27,533,770円	24,594,330円	28,456,460円

第3章 第2期計画の実施状況

病児・病後児保育事業（福祉課）				
概要	病中及び病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用人数	21人	79人	51人	64人

幼・保、小、中の連携（学校教育課）				
概要	子どもの豊かな育ちをつなぐために、幼・保、小、中の円滑な移行と、連携の充実を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2回	2回	2回	2回

基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

1 学校の教育環境等の整備

【主な事業・取組の実施状況】

「ひ・か・わ」型学習推進事業（学校教育課）				
概要	「主体的・対話的で深い学び」を目指す「ひ・か・わ」型学習を継続し、児童・生徒の学力向上を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施校	5校	5校	5校	5校

小学校学力向上対策（学校教育課）				
概要	放課後や長期休業中を活用し、組織的に学習支援を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
パワーアップ学習会 実施校	3校	3校	3校	3校

少人数、TT（ティーム・ティーチング）授業（学校教育課）				
概要	少人数指導による個に応じたきめ細やかな授業やTT（ティーム・ティーチング）により、学力向上を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施校	5校	5校	5校	5校

I C T*教育推進事業（学校教育課）				
概要	教育の情報化と児童・生徒の学力向上を目指し、I C T機器の効果的な活用を推進する。また、教職員のI C T活用能力を高めるために研修を実施し、I C T支援員の配置や授業づくりを支援する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I C T支援員配置箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所
研修開催数	1回	1回	1回	1回

指導主事の導入による教育の充実（学校教育課）				
概要	指導主事を導入し、教育の充実を図り、学力向上体制の強化を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導主事配置人数	1人	1人	1人	2人

小・中学校における外国語教育の充実（学校教育課）				
概要	外国語教育の指導体制を確立し、英検受験の機会確保のための制度を整備する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校英語活動支援員配置数	1人	1人	1人	1人
A L T配置数	1人	1人	1人	1人
中学校英検受験補助金額	167,200円	247,900円	458,500円	396,500円

大学などとの連携による学習支援事業（企画財政課）				
概要	大学など教育機関と連携し、長期休業期間などを中心に大学生などによる学習サポートを行い、こどもたちの学習意欲の向上などに取り組む。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	2人	5人	33人	27人

教育相談事業（学校教育課）				
概要	児童・生徒の不登校・いじめ問題などに対応するため、関係者が相談できる相談員を配置するなど、相談体制を充実させる。また、就学前のこどもの保護者の不安を解消するため、就学相談を充実する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育相談員配置数	1人	1人	1人	1人

* I C T : Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。

第3章 第2期計画の実施状況

特別支援教育事業（学校教育課）				
概要	小・中学校に在籍する支援を要する児童生徒への学習や日常生活上の支援などを行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別支援教育 支援員配置人数	12人	12人	12人	13人

小学校における体験学習（学校教育課）				
概要	小学校全学年を通じた体験学習を実施する。特に小学5年生では水稻の田植え、刈取りなどを体験し、自然環境や農業の大切さを学ぶ学習を行い、地域ぐるみで児童の育成を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
稻作体験学習 小学5年生	106人	98人	85人	98人

中学校における体験学習（学校教育課）				
概要	町内の事業所または農家で、職場体験、農業体験を実施し、勤労観や職業観を育て、主知的に自分の進路を選択していく能力と、社会の担い手として働く心構えを培う機会とする。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
農業体験 中学1年生	115人	87人	101人	96人
職場体験 中学2年生	102人	115人	85人	101人

小・中学校「総合的な学習の時間」の講師活用事業（学校教育課、生涯学習課）				
概要	地域人材を活用し、児童生徒の視野を広め、ふるさと「氷川学」により郷土愛を育む。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	3回	3回	7回	9回

宿泊通学体験事業（生涯学習課）				
概要	立神峡公園で自主性や自律性、協調性などを培うことを目的に、町内小学6年生を対象とした通学合宿事業を毎年実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
翌年ジュニア リーダーへ登録 した人数	5人	6人	3人	5人

住民のスポーツ活動推進（生涯学習課）				
概要	各地区で開催されているレクリエーション活動や幼児・児童の社会体育活動を基本として、こどもから高齢者までが身近にスポーツを楽しめるようにスポーツ推進委員や体育協会、総合型地域スポーツクラブなどと協力・連携しながら組織化を図り、人材を育成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ推進委員 派遣回数	0回	4回	4回	5回

中学校部活動指導員推進事業（学校教育課、生涯学習課）				
概要	中学校部活動の充実を図るために、地域の指導者を活用する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域指導者人数	12人	12人	12人	12人

放課後児童健全育成事業（福祉課）				
概要	労働などにより保護者が昼間家庭にいない小学校の児童などを対象に、学校の余裕教室などをを利用して放課後児童クラブを設置し、授業終了後にこどもを預かる。また、竜北西部小学校の放課後児童クラブの整備を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数 (各年5月1日)	132人	122人	120人	120人

2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

【主な事業・取組の実施状況】

P T A活動支援事業（生涯学習課）				
概要	各小・中学校にあるP T Aの活動を支援し、家庭教育力の向上を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育講演会等回数	-	-	1回	1回

家庭教育支援事業（生涯学習課）				
概要	家庭教育支援を担当する地域学校協働活動推進員（コーディネーター）により、幼・保、小学校の保護者などに対し「親の学びプログラム」などを活用した家庭教育を実施する。また、家庭教育に対する相談を受けるなどし、こどもの教育を支援する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	3回	4回	4回	7回
参加延べ人数	75人	94人	513人	265人

第3章 第2期計画の実施状況

小・中学校コミュニティ・スクール推進事業（学校教育課）				
概要	委員による積極的な協議や活動を充実させていく。また、コミュニティ・スクールの理解を進め、活動の中心となる人材を育成するとともに、各小・中学校のコミュニティ・スクール推進事業を充実させる。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
各学校運営協議会 会議各学校開催回数	5回	5回	5回	5回
合同研修会 開催回数	-	1回	1回	2回
中学校区拡大 協議会開催回数	6回	6回	7回	8回
連携協議会 開催回数	1回	2回	2回	2回

コミュニティ・スクールの日（学校教育課、生涯学習課）				
概要	「くまもと教育の日」に合わせて、教職員・保護者・地域住民などを対象に教育フォーラムを毎年実施する。PTAや子ども会、老人会、婦人会、地域住民などへ積極的な参加を呼びかけ、学校・家庭・行政・地域社会が一体となって連携・協働し、町全体でこどもたちを育成し、教育力を高める風土を形成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講演会開催回数	-	1回	1回	1回

地域学校協働本部事業（生涯学習課）				
概要	「地域とともににある学校づくり」にむけ、地域学校協働推進員（コーディネーター）により、郷土愛を育むふるさと「氷川学」のカリキュラムの作成・活用や学校支援活動のコーディネート・環境整備・家庭教育支援を充実させる。また、地域の人材確保を進める。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	55回	57回	133回	173回

ジュニアリーダー・シニアリーダーの育成及び活動機会の充実（生涯学習課）				
概要	ジュニアリーダーやシニアリーダーを育成するため、九州地区ジュニアリーダー大会や県ジュニアリーダー大会、自主研修会への参加を促進させ、子ども会や町の事業に参加・協力するなど、活動の機会を設ける。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
加入継続している ジュニアリーダー人数	23人	18人	13人	12人

子ども会活動活性化支援事業（生涯学習課）				
概要	子ども会事業の球技大会や子ども会大会など、こどもたちの自主性を尊重した事業を企画させ、町内すべての小学生を対象にした桜っ子クラブ活動により、会の活性化を支援する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ジュニアリーダー 新規登録者数	5人	6人	3人	5人

子ども会運営改革の検討（生涯学習課）				
概要	こどもたちの自主的な取り組みを前提として、ジュニアリーダーや指導者の体制を整え、地区子ども会の減少傾向への改善策の検討や支援を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども会 登録地区数	17地区	17地区	17地区	17地区

子ども会地域交流事業（生涯学習課）				
概要	老人会・婦人会・ジュニアリーダー・県認定の食の名人など地域で活躍されている方々と交流する機会を設ける。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
納涼祭参加人数	-	-	-	9人

ふるさと学習による子どもの地域行事への参加促進（生涯学習課）				
概要	ふるさと学習の体系化を図り、地域住民・老人会・婦人会・文化協会などと連携し、郷土芸能や文化財などの地域の教材を活用したふるさと「氷川学」を推進することにより、こどもから高齢者まで地域のことを学び、地域での行事に参加しやすい仕組みをつくる。また、学ぶ場所の拠点づくりを行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	3回	3回	7回	9回

ふれ愛スタディ研修交流事業（中学生交流）（生涯学習課）				
概要	中学校2年生を対象とした北海道大空町（友好町）との人材交流事業を実施し、北海道の自然歴史を体験する研修と大空町からの受け入れ事業を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中学生参加人数	-	-	-	9人

第3章 第2期計画の実施状況

こどもエコ学習・意識啓発（町民課）				
概要	リサイクル活動の充実とともに、幼・保、小、中における環境学習などの取り組みを行うことにより、幼少期からの意識啓発を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	-	1回	-	-
氷川に親しむ学習機会の創出（企画財政課）				
概要	氷川に親しみ、安全に遊ぶために、川での遊び方や川との付き合い方を学ぶ学習機会をつくり、こどもをはじめ、大人も参加して川に学ぶ活動を推進する。学習機会での講師役として知恵と経験を持つ高齢者の参加を積極的に促進する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	-	-	-	20人
学校や地域での海に関わる学習機会や一斉清掃の実施（企画財政課）				
概要	「八代海北部沿岸都市」地域連携創造会議の事業を中心に県・町（小・中学校）・関係団体と協力し海に携わる環境学習及び沿岸線の一斉清掃を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	50人	27人	24人	35人
地区づくり活動への参加支援（地域振興課）				
概要	自然観察、体験学習、伝統行事の継承、景観整備など、地区づくり活動の中でこどもたちが地域住民と一緒に活動を支援する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援地区数	39地区	39地区	23地区	23地区
まちづくり拠点（まちづくり情報銀行・まちつくり酒屋）の活用（地域振興課）				
概要	中学生のチャレンジショップやまちづくり(株)イベントへのこどもたちの参加など、まちづくり拠点を体験学習の場として活用する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1回	-	-	-
水辺の公園の維持管理と水に親しむ機会の創出（地域振興課、建設下水道課）				
概要	水辺の憩いの空間として、新村中塘公園、松本橋公園、浜牟田橋公園などの水辺の公園の維持管理を行い、こどもから高齢者まで日常的に水と親しむ機会を増やし、自然環境保全の意識高揚を図り、自然環境にやさしいまちづくりを実践する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	1,709,000円	1,743,000円	2,060,000円	2,060,000円

基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

1 児童虐待防止対策の充実

【主な事業・取組の実施状況】

児童虐待防止体制強化事業（福祉課）				
概要	要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待の早期発見、早期対応、発生予防、見守り活動などのための体制づくりと関係機関相互の連携強化を図り児童虐待防止に努める。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケース検討会議開催回数	2回	6回	14回	3回
ケース数	8世帯	8世帯	8世帯	6世帯

2 障がい児施策の充実

【主な事業・取組の実施状況】

障がい児タイムケア事業（福祉課）				
概要	事業者に委託し、長期休業中小・中・高校の障がい児を対象に、日中の対応を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	2,576,131円	2,304,312円	2,244,894円	2,355,096円

重度心身障がい者医療費給付事業（福祉課）				
概要	満1歳以上の重度障がい児に対し、医療費の一部を助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	23,749,354円	22,037,776円	21,111,944円	22,620,497円

補装具費支給事業（福祉課）				
概要	身体障がい児で補装具の交付または修理が必要な方に、補装用具の支給を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	28件	28件	24件	26件
支給金額	2,596,098円	2,830,824円	2,910,627円	3,220,273円

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【主な事業・取組の実施状況】

ひとり親家庭等医療費助成事業（福祉課）				
概要	ひとり親とそのこどもを対象に、医療費負担を軽減するため、医療費の助成を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	2,188,399円	2,542,409円	1,727,317円	1,556,280円

基本目標4 子育てを応援する環境づくり

1 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

【主な事業・取組の実施状況】

男女共同参画社会の推進（総務課）				
概要	男女共同参画計画に基づき、計画の啓発や具現化に取り組む。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
女性役付職員 (係長級以上) の割合	18.9%	25.6%	24.0%	21.1%
自治会長に占める 女性の割合	0%	0%	0%	0%

3 子どもの安全を守る取組

【主な事業・取組の実施状況】

交通安全教育の充実（総務課）				
概要	子どもから高齢者まで、住民全体に対する交通安全教育を強化する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	3回	3回	3回	3回

地区内見守り活動の推進（総務課）				
概要	シルバーパトロールや、老人会、婦人会、PTA、民生児童委員による登下校の見守り活動、町役場職員やPTAによる青色防犯パトロール、地域住民によるかけこみ110番といった見守り活動を実施し、地区内の防犯環境の向上を図る。その際、特に子どもの安全を重視し、学校との連携による見守り活動を充実する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
青パト巡回数	157回	158回	158回	157回

こどもたちへの防災教育の推進（学校教育課）				
概要	小・中学生を対象にした地震・津波の避難訓練を、コミュニティ・スクール委員や地域の協力を得ながらモデル地区をつくり、幼児、小・中学生、地域の防災教育を他地区へ広げる。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訓練実施地区数	14 地区	14 地区	14 地区	14 地区

道路施設の充実（建設下水道課）				
概要	生活道路や歩道の整備により、安全・安心な通行の確保を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	215,240,000 円	208,167,000 円	167,618,000 円	116,329,000 円

4 子育てに係る経済的負担の軽減

【主な事業・取組の実施状況】

子どもの医療費に対する助成事業（福祉課）				
概要	疾病の早期治療の促進と健康の保持及び健全育成と子育て支援を図るため、医療費を助成するとともに、対象年齢の拡大を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成金額	38,372,866 円	40,841,353 円	42,628,340 円	51,019,112 円

保育料助成事業（再掲）（福祉課）				
概要	幼児期の保育料を助成し子育て世代の経済的負担を軽減することで、安心して子育てできる環境づくりに取り組む。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成金額	22,760,850 円	27,533,770 円	24,594,330 円	28,456,460 円

ひとり親家庭等医療費助成事業（再掲）（福祉課）				
概要	ひとり親とその子どもを対象に、医療費負担を軽減するため、医療費の助成を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	2,188,399 円	2,542,409 円	1,727,317 円	1,556,280 円

重度心身障がい者医療費給付事業（再掲）（福祉課）				
概要	満1歳以上の重度障がい児に対し、医療費の一部を助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	23,749,354 円	22,037,776 円	21,111,944 円	22,620,497 円

3 基本目標ごとの評価指標達成状況

基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	保育所等待機児童数	0人	0人	0人	達成
2	放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人	0人	達成
3	子育てに関する不安感や負担感を感じている就学前児童保護者の割合	42.0%	減少	46.8%	未達成
4	希望した時期に保育所、幼稚園等を利用出来なかった就学前児童保護者の割合	1.1%	0%	0.7%	未達成
5	子育て環境や支援に満足していない就学前児童保護者の割合	7.8%	減少	17.7%	未達成
6	1歳6か月児健康診査の受診率	100%	維持	100%	達成
7	3歳児健康診査の受診率	98.6%	維持	100%	達成

基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	子育てに関する不安感や負担感を感じている小学生保護者の割合	35.3%	減少	37.2%	未達成
2	子どもとの時間を十分にとれていない小学生保護者の割合	32.2%	減少	29.3%	達成
3	子育て環境や支援に満足していない小学生保護者の割合	12.1%	減少	13.3%	未達成

基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	子ども家庭総合支援拠点の設置	未設置	設置	設置	達成
2	不安やイライラ等の感情を子どもに向けてしまうことがあると回答した就学前児童保護者の割合	45.3%	減少	46.2%	未達成
3	不安やイライラ等の感情を子どもに向けてしまうことがあると回答した小学生保護者の割合	52.4%	減少	54.8%	未達成
4	経済的理由により必要な服や靴を買えなかったと回答した就学前児童保護者の割合	4.2%	減少	2.5%	達成
5	経済的理由により必要な服や靴を買えなかったと回答した小学生保護者の割合	5.2%	減少	4.3%	達成

基本目標4 子育てを応援する環境づくり

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」と回答した就学前児童保護者の割合	33.5%	減少	35.4%	未達成
2	「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」と回答した小学生保護者の割合	23.2%	減少	30.3%	未達成
3	「子どもと接する時間が少ない」と回答した就学前児童保護者の割合	25.1%	減少	27.2%	未達成
4	「子どもと接する時間が少ない」と回答した小学生保護者の割合	32.7%	減少	28.7%	達成

4 本町の課題

こども・若者に関するデータ及び各種アンケート調査の結果から、本町における主な課題を抽出しました。

(1) 少子化対策

本町の出生数は令和元年度の69人をピークに減少傾向で推移しており、令和4年は44人となっています。また、合計特殊出生率は、国より高い値ではあるものの平成30年から令和4年までの平均が1.63となっており、令和7年度以降の少子化の進行は進むものと予想されます。

少子化の背景には、未婚・晩婚化、経済的な不安定さ、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が女性に偏っている状況、出会いの機会の減少、若者の人口流出など、様々な要因が複雑に絡み合っています。対策は容易ではありませんが、結婚や出産、子育てに関する一人一人の希望がかなえられるよう取り組む必要があります。

(2) 子育て環境や支援への満足度の向上

本町の子育ての環境や支援への満足度について満足と回答した割合（「満足」、「やや満足」と回答した割合の合計）は、就学前児童保護者44.9%、小学生保護者38.9%となっています。一方、不満足と回答した割合（「やや不満足」、「不満足」と回答した割合の合計）は、就学前児童保護者17.8%、小学生保護者13.3%となっています。町に求める子育て支援策としては、こどもが遊ぶことができる場所の提供や経済的支援が高くなっています。

子育て環境や支援への満足度の向上を目指して、こどもや子育て世帯への支援を総合的に充実させていく必要があります。

(3) 相談支援体制の充実

気軽に相談できる人や場所が「いる/ある」と回答した割合が就学前児童保護者88.0%、小学生保護者87.8%である一方、「いない/ない」と回答した割合が就学前児童保護者10.8%、小学生保護者9.0%でした。

困りごとが起こった時に、相談できる人や場所がない若しくはない保護者を相談支援に確実につなげていく必要があります。また、身近に相談できる人がいる場合でも、その人たちとのつながりが絶たれた場合を考慮し、相談窓口の受け皿を準備しておくことも重要です。

(4) 幼児期までの子どもの育ちの支援

国の「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」にあるとおり、乳幼児期は、子どもの生涯にわたるウェルビーイング※の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期です。全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう取り組む必要があります。

(5) 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。子どもが病気やケガ等で保育所等を休んだ場合の対処方法については、「親族・知人に子どもをみてもらった」と回答した人の割合は、前回調査結果と比較して低くなっています。

令和6年4月に開設した「子ども家庭センター」を中心として、関係機関の連携のもと、妊娠前から子育て期まで切れ目なく相談支援を行い、全ての人が安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組む必要があります。

(6) 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについては、就学前児童保護者、小学生保護者のいずれも、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒を見る人がいない」や「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」と回答した割合が高くなっています。核家族世帯、共働き世帯が増加し、仕事等の理由で、子どもを自宅でみることのできない場面が増えています。家事・育児の負担が、依然として女性に偏っている現状も踏まえ、一時預かりや病児・病後児保育など、保護者の実態とニーズに合わせた一時的保育等関連サービスの充実に取り組む必要があります。

※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に幸せな状態。

(7) こどもの貧困対策

令和5年に熊本県が実施した「熊本県子どもの生活に関する実態調査」によると、貧困線を下回っている経済的に困窮していると思われる世帯の割合は13.3%となり、ひとり親世帯では40.9%となっていました。

困窮していると思われる世帯においては、「電気、ガス、水道などが止まった」が4.3%、「医療機関を受診できなかった」が6.0%、「習い事に通えなかった」が19.8%、「必要な服や靴を買えなかった」が19.4%存在するなど、経済的な困難が、生活の基盤である衣食住や健康を守るために医療や子どもの生活環境、教育環境にも大きな影響を与えていました。

本町においても、「経済的理由により子どもの進路が制約されていると思われる」就学前児童保護者の割合7.0%、小学生保護者の割合11.2%となっているなど、上記の状況は、本町においても同様であると推測されます。

貧困と、その次世代への連鎖を断ち切るため、教育の支援や生活の安定のための支援に取り組む必要があります。

(8) 障がい児等への支援

国が2014年に批准した「障害者の権利に関する条約」や子ども基本法の理念を踏まえ、障がいのある子ども・若者や発達に特性のある子ども・若者について、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要することもと他の子どもが一緒に教育・保育を受けることができる、インクルーシブ[※]な教育・保育の体制づくりを推進していく必要があります。

(9) こども・若者や子育て世帯の意見反映

子ども基本法において、子どもの意見表明権と意見の尊重は基本理念とされており、地方公共団体は、子どもに関する施策を策定・実施・評価する際には、当事者である子ども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映させることが義務付けられています。本町においては、小学4年生から中学3年生を対象としたWEB調査を実施し、意見聴取を行いました。

一方で、国の調査結果では、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらっている」と回答した人の割合は、20.3%と低くなっています。こどもの意見表明権について、広く周知・啓発に努めていく必要があります。

※インクルーシブ：「包括的な」という意味を持つ。具体的には、あらゆる人々を平等に受け入れ、参加させ、尊重することを指す。

第4章 基本理念、基本目標、施策の体系

1 基本理念

将来を担うこども・若者は社会の希望であり、未来をつくる存在です。こども・若者の健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人のこどもや若者、子育て当事者の幸せにつながりますが、地域社会にとって重要な課題となります。

近年、経済的な問題や家族関係の問題などで、こども・若者の健全な成長や安心・安全な暮らししが妨げられることがあります。そうした場合に、地域が手を差し伸べ、必要な支援へつなげることで、自立した生活を送ることができます。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者に寄り添い、ともに進んでいくことで、こどもや若者が夢と希望を持って、健やかに安心して暮らすことのできるまちを目指すため、次の基本理念を掲げます。

【基本理念】 全てのこども・若者と子育て家庭が 安心・安全・健康に暮らせるまち

なお、こども大綱では、こども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、6本の柱を国におけるこども施策の基本的な方針としています。本計画においても、こども大綱の6本の柱を基本方針とし、それを踏まえ施策を展開します。

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む問題の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、国、県、近隣市町村、民間団体等との連携を重視する

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の5つの基本目標を定め、施策の展開を図ります。

基本目標1 こどもを生み育てることができるまちづくり

こどもを生みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までのこどもの育ちを支える良質な環境づくりを推進し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期までのこどもへの教育・保育内容の充実を図ります。

基本目標2 こどもが成長できるまちづくり

こどもの最善の利益が尊重されることを基本に、こどもが、夢や志をもち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進します。

基本目標3 若者が自立できるまちづくり

若者が社会の一員として役割を果たせるよう、関係機関の協力のもと、若者の自立支援等を行うことによって、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。

基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり

必要なときに必要なサービスを受けることができる体制を確保し、こどもの成長過程全体を通した支援によって、こどもの心身の状況、置かれた環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう推進します。

基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり

家庭と社会が、相互に養育力を補完し、高め合うとともに、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担感を抱くことなく、育児と仕事等を両立しながら、健康で、自己肯定感とゆとりをもって、こどもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくります。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	具体的な取組
全てのこども・若者と健子康健にて暮らせらるまち	基本目標1 こどもを生み育てることができるまちづくり (こどもの誕生前から幼児期まで)	1 親と子の健康づくりに向けた支援 2 乳幼児期の教育・保育の充実 3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実
	基本目標2 こどもが成長できるまちづくり (学童期・思春期)	1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進 2 居場所づくり 3 小児医療体制や心身の健康等についての情報提供 4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
	基本目標3 若者が自立できるまちづくり (青年期)	1 未来へ踏み出す若者応援 2 若者の社会的参加に向けた支援 3 出会いや結婚への支援
	基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり	1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援 2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援 3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 5 こども・若者の権利の尊重 6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
	基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり	1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 2 地域子育て支援、家庭教育支援 3 共働き・共育ての応援

第5章 施策の展開

基本目標1 こどもを生み育てることができるまちづくり

子どもの誕生前から幼児期までは、子どもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「子育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

乳児期におけるしっかりと愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようになります。

1 親と子の健康づくりに向けた支援

妊娠から出産後まで子どもの生涯にわたる心と身体の健康づくりに向け、ライフステージに応じた健康づくり、各種健康診査や産後の支援体制、小児医療体制の確保に取り組みます。また、適切な生活習慣の形成を図るとともに、親と子の望ましい食習慣の確立に向け、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。

(1) 母子の健康管理

母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行い、出産前後の家庭の育児支援や産後ケア事業など適切なサービス利用につなげることで、出産や育児に係る母親の負担軽減を図りつつ、各種健診や予防接種、乳児家庭全戸訪問事業、栄養指導の実施により、母子の健康管理を推進していきます。

(2) 乳幼児健康診査等の充実

乳幼児の適切な保健指導と病気や発達に不安のある子どもの早期発見・早期治療が行えるよう、各種健診の受診率の向上と充実を図ります。また、乳幼児健診後、支援の必要な子どもへの継続的なフォローアップ体制を充実するとともに、母親の体調や悩みを抱える保護者等を早期に把握し、必要に応じて専門機関による相談支援や医療機関の受診につなげます。

(3) 産後の支援体制の充実

安全で安心した子育てができるよう、全ての乳児を対象に保健師等が訪問して、乳児の発育や母親の健康についての確認や相談、保健指導を行います。また、心身のケアや育児のサポート等を行い産後も安心して子育てができるための支援体制として、産後ケア事業（一定期間の宿泊等）の利用推進を行います。

(4) 小児医療体制の情報提供

広報紙による休日当番医の周知を継続するとともに、熊本県子ども医療電話相談事業、「産婦人科オンライン」「小児科オンライン」サービスの周知を図り、夜間・休日の子どもの急病等に関して、保護者の不安を解消し、適切な受診を促進します。

(5) 食育の推進

保育所等、学校における教育の場において、給食等に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用し、地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、食に関する知識や生きる力を育みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
氷川町一般不妊治療助成事業・生殖補助医療費助成事業	一般不妊治療を実施する夫婦の経済的負担を軽減します。	町民課
こども家庭センター	児童福祉事業及び母子保健事業を一元化し、妊娠期・子育て世帯・こどもを一体的に支援し、相談支援の体制の強化を図ります。	町民課 福祉課
すこやか赤ちゃん出産祝金支給事業	次代を担う子どもの誕生を祝福し、子育てを支援するため、出産祝金を支給します。	福祉課
産前産後ホームヘルプサービス事業(養育支援訪問事業)	産前産後の体調不良などのための家事育児が困難な家庭に家事などの援助を行います。	町民課
産後ケア事業	出産後1年未満の母子に対して、「訪問型」、「宿泊型」、「日帰り型」による心身のケアや育児のサポート等を行います。	町民課
母子保健事業	育児支援と育児不安の解消のため、乳幼児訪問・乳幼児健診などで育児相談及び情報提供を行います。	町民課
乳幼児健診	4ヶ月、7ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児健診を健康センターにおいて、医師、歯科医師、看護師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員、保育士を雇用し実施します。また、健診前後の発育発達に関する支援は、必要な時期に地区担当保健師が訪問等を実施します。	町民課
予防接種事業	全て個別接種で、都市医師会や市医師会、県医師会と契約し、適切に対応します。	町民課
歯科保健事業	乳幼児を対象にフッ素塗布、ブラッシング指導を実施します。保育所、小・中学校ではブラッシング指導とフッ化物洗口を実施します。	町民課 学校教育課

2 乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期の発達の特性を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びと学びの充実を図りながら「生きる力」の基礎を育みます。また、安心してこどもを預けることができるよう、教育・保育環境を提供しつつ、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

(1) 生きる力を育む幼児教育・保育の推進

子どもの主体的な活動を大切にし、指針等に基づく教育・保育施設それぞれの理念や独自性に基づいた教育・保育を尊重しながら、適切な指導監査などによる質の向上を図るとともに、小学校、家庭や地域との連携を深め円滑な接続によるこどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。

(2) 多様化する教育・保育ニーズへの対応

預かり保育、延長保育等の充実に向けた取組を支援するとともに、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の実施について検討を進め、本格実施します。

(3) こども・子育てを支える人材の確保・育成

保育士等を安定的に確保するため、潜在保育士等の掘り起こしや新規卒業者の確保、就業中である保育士等への負担軽減や、処遇改善、職員配置基準の改善による就業継続の支援を図るとともに、中高生等に対して保育士の魅力を発信するなど次世代の人材の育成に努めます。

(4) こどもが健やかに育つ環境づくり

乳幼児と保護者が絵本を通して心触れ合うひとときを持つきっかけを作ったり、スキンシップを介したコミュニケーションを通して、親と子の心がふれあう活動を推進します。また、保護者への各種相談や教室等を通じてこどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。

(5) 教育・保育環境等の整備

こども・子育て支援事業債をはじめとする様々な交付金の活用を視野に入れながら、施設整備や子育て関連施設の環境改善を実施します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
子育て支援事業	保育所の通常の開所時間を超えて保育する延長保育、障害児保育、軽度障害児保育などを行います。	福祉課
保育料助成事業	幼児期の保育料を助成し、子育て世代の経済的負担を軽減することで、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。	福祉課

3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

子育て家庭が抱える不安や悩みに対して、家庭の状況に応じた相談窓口が選択できるよう、窓口の体制強化や子育てに関する情報の周知啓発を行い、関係機関と連携しながら、相談を受けた後も切れ目のない支援に取り組みます。

(1) こども家庭センターの機能強化

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一緒にって継続的に支援し、妊娠婦、子育て世帯、こどもに対し、産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

(2) 家庭教育への支援

こどもが基本的な生活習慣等を身につけられるよう、妊娠・出産・育児についての勉強会や講演会、イベントを行い、親同士が子育てについて楽しく学び、情報交換ができる機会を提供し、家庭における教育力の醸成を支援します。

(3) 地域子育て支援拠点事業等の充実

氷川町子育て支援センターで実施している地域子育て支援拠点や保育所・認定こども園の各種行事・園庭開放等により、地域の身近な場所で乳幼児と保護者同士の交流や子育ての場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

(4) 子育て支援情報の発信

町ホームページによる氷川町子育て支援センターの活動内容の公開を継続するとともに、様々な媒体を活用し、子育て支援情報の発信の充実に努めます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
家庭教育支援事業	家庭教育支援を担当する地域学校協働活動推進員（コーディネーター）により、幼・保、小学校の保護者などに対し「親の学びプログラム」などを活用した家庭教育を実施します。また、家庭教育に対する相談を受けるなどし、こどもの教育を支援します。	生涯学習課
地域子育て支援拠点事業	乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進することを目的として実施します。	福祉課

基本目標2 こどもが成長できるまちづくり

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者や社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティ※を形成していく時期です。一方で、自己の存在に対する様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする纖細な時期もあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないよう支えていくことが重要です。

1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進

こどもたちが、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、力強く生きることができるよう、技術革新やグローバル化に対応した資質・能力の育成に向けた教育を推進するとともに、すべてのこどもに学びの機会を確保することで、こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくりを進めます。

(1) 次世代の担い手となる人材の育成

急速に進む技術革新やグローバル化に対応する質の高い教育環境や安全で安心な学習環境の整備、児童生徒一人一人の資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進し、地域社会全体で次世代の担い手となる人材を育成します。

(2) 安全・安心な教育環境の充実

安全に快適に学び、安心して過ごせる教育環境に向けて、適正規模と適正配置の推進や、学校施設の長寿命化を推進します。

(3) 情報活用能力の育成

情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実を図ります。また、プログラミング教育等による情報活用能力の育成を図ります。

※アイデンティティ：自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているという感覚のこと。

(4) 全ての子どもの学びの保障

経済的理由等により修学困難な児童生徒に対する就学支援及び高校生や大学生に対する奨学資金貸付制度を継続します。

また、スクールカウンセラー^{*}やスクールソーシャルワーカー^{*}等による学習環境の維持確立に努めます。

(5) いじめや不登校の子どもへの支援

いじめや不登校等の支援については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、県立教育センターによる教育相談支援体制を整えます。保護者や学校、関係機関と連携して学習支援や生活支援を行うとともに、学校以外の居場所の充実を図りながら、自発性や社会性、社会への適応力を育みます。

(6) 障がいや多様な教育的ニーズへの対応

小中校各段階に応じて、全ての児童生徒が、一人一人の可能性や持てる力を最大限に伸ばせる最適な場で豊かに学びあうインクルーシブ教育を熊本県と連携して推進します。

(7) スポーツ・文化芸術環境の整備

将来にわたりこども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。

(8) 体育の授業の充実・子どもの体力向上

体育の授業の充実を図るとともに、学校や子どもの体力の向上のための取組を推進します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
「ひ・か・わ」型学習推進事業	「主体的・対話的で深い学び」を目指す「ひ・か・わ」型学習を継続し、児童・生徒の学力向上を図ります。	学校教育課
小学校学力向上対策	放課後や長期休業中を活用し、組織的に学習支援を行います。	学校教育課
ALT、英語教育指導員等を活用した英語教育の充実	町独自採用の英語教育指導主事及び英語教育指導員を学校現場に配置し、ALTとともに小中学校の英語教育の充実を図ります。	学校教育課

*スクールカウンセラー：児童生徒が抱える問題に学校ではカバーし難い多くの役割を担い、教育相談を円滑に進めるための潤滑油ないし、仲立ち的な役割を果たす者。

*スクールソーシャルワーカー：問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る者。

少人数、TT（チーム・ティーチング）授業	少人数指導による個に応じたきめ細やかな授業やTT（チーム・ティーチング）により、学力向上を図ります。	学校教育課
I C T教育推進事業	教育の情報化と児童・生徒の学力向上を目指し、I C T機器の効果的な活用を推進します。また、教職員のI C T活用能力を高めるために研修を実施し、I C T支援員の配置や授業づくりを支援します。	学校教育課
指導主事の導入による教育の充実	指導主事を導入し、教育の充実を図り、学力向上体制の強化を図ります。	学校教育課
小・中学校における外国語教育の充実	外国語教育の指導体制を確立し、英検受験の機会確保のための制度を整備します。	学校教育課
教育相談事業	児童・生徒の不登校・いじめ問題などに対応するため、関係者が相談できる相談員を配置するなど、相談体制を充実させます。また、就学前の子どもの保護者の不安を解消するため、就学相談を充実します。	学校教育課
特別支援教育事業	小・中学校に在籍する支援を要する児童生徒への学習や日常生活上の支援などを行います。	学校教育課
中学校部活動指導員推進事業	中学校部活動の充実を図るために、地域の指導者を活用します。	学校教育課
P T A活動支援事業	各小・中学校にあるP T Aの活動を支援し、家庭教育力の向上を図ります。	生涯学習課
コミュニティ・スクールの日	「くまもと教育の日」に合わせて、教職員・保護者・地域住民などを対象に教育フォーラムを毎年実施します。P T Aや子ども会、老人会、婦人会、地域住民などへ積極的な参加を呼びかけ、学校・家庭・行政・地域社会が一体となって連携・協働し、町全体で子どもたちを育成し、教育力を高める風土を形成します。	学校教育課 生涯学習課
【再掲】 家庭教育支援事業	家庭教育支援を担当する地域学校協働活動推進員（コーディネーター）により、幼・保、小学校の保護者などに対し「親の学びプログラム」などを活用した家庭教育を実施します。また、家庭教育に対する相談を受けるなどしこどもの教育を支援します。	生涯学習課

2 居場所づくり

誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、子どもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進めます。

(1) こども・若者の視点に立った居場所づくり

その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

その際、多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などが、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

(2) 放課後児童対策の推進

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、全ての児童に様々な交流、体験等の機会を提供する放課後子供教室の設置促進や放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保するとともに、学校施設の利用促進の観点も含め放課後児童対策に取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
大学などとの連携による学習支援事業	大学など教育機関と連携し、長期休業期間などを中心に大学生などによる学習サポートを行い、子どもたちの学習意欲の向上などに取り組みます。	企画財政課
小・中学校コミュニティ・スクール推進事業	委員による積極的な協議や活動を充実させていきます。また、コミュニティ・スクールの理解を進め、活動の中心となる人材を育成するとともに、各小・中学校のコミュニティ・スクール推進事業を充実させます。	学校教育課
地域学校協働本部事業	「地域とともにある学校づくり」にむけ、地域学校協働推進員（コーディネーター）により、郷土愛を育むふるさと「氷川学」のカリキュラムの作成・活用や学校支援活動のコーディネート・環境整備・家庭教育支援を充実させます。また、地域の人材確保を進めます。	生涯学習課
ふるさと学習による子どもの地域行事への参加促進	ふるさと学習の体系化を図り、地域住民・老人会・婦人会・文化協会などと連携し、郷土芸能や文化財などの地域の教材を活用したふるさと「氷川学」を推進することにより、こどもから高齢者まで地域のことを学び、地域での行事に参加しやすい仕組みをつくります。また、学ぶ場所の拠点づくりを行います。	生涯学習課
放課後児童健全育成事業	労働などにより保護者が昼間家庭にいない小学校の児童などを対象に、学校の余裕教室などをを利用して放課後児童クラブを設置し、授業終了後にこどもを預かります。	福祉課

3 小児医療体制や心身の健康等についての情報提供

こどもが休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるように、広報紙による休日当番医の周知を継続するとともに、熊本県子ども医療電話相談事業、「産婦人科オンライン」「小児科オンライン」サービスの周知を図ります。

こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるように、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

(1) 小児医療体制の情報提供【再掲】

広報紙による休日当番医の周知を継続するとともに、熊本県子ども医療電話相談事業、「産婦人科オンライン」「小児科オンライン」サービスの周知を図り、夜間・休日の子どもの急病等に関して、保護者の不安を解消し、適切な受診を促進します。

(2) 心身の健康等についての情報提供

小中学校において、子どもの発達の段階に応じ、学習指導要領に基づく性に関する指導を実施します。

性や妊娠の悩みに対応する知識や相談窓口について情報提供している、若者向けの相談支援サイト「スマート保健相談室※」の周知を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
医療的ケア児支援体制の協議の場の設置	医療的ケア児に関わる行政、関係機関及び関係団体等が協働し、意見交換や課題の把握などを行い、医療的ケア児の支援体制の構築を図ります。	福祉課

4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育※を推進します。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。

※スマート保健相談室：若者のからだや性、妊娠などの健康に関する正しい情報や専門家に相談できる窓口を探すことのできる健康相談支援サイト。

※主権者教育：選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、主権者として求められる力を育成する教育。

(1) 学校における主権者教育の推進

主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、これから社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導を実施します。

(2) 学校におけるライフデザインに関する教育の推進

家庭、地域、社会における自立した生活者として必要な力を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、各ライフステージの特徴などを踏まえた生涯を見通した生活設計や子どもの生活と保育等についての指導を実施します。

(3) 学校における労働に関する教育の推進

働き始める前に、勤労観や職業観を培うと共に、労働基準法など労働法制について理解するために、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、社会生活における職業の意義と役割や雇用と労働問題等についての指導を実施します。

基本目標3 若者が自立できるまちづくり

若者一人一人の状況に寄り添った就職や自立支援を行うとともに、若者が自らの主体的な選択により、結婚、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、希望がかなえられるよう、多様な価値観や働き方を尊重し、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。

悩みや不安を抱える若者が、社会と自分の距離感でつながりを育んでいけるよう、若者やその家族が気軽に相談できる体制を整えます。

1 未来へ踏み出す若者応援

若者を対象としたセミナー等を開催し、若者のキャリア形成を図り、新たなことにチャレンジしていくよう応援します。また、誰もがその個性と能力を発揮して未来を描けるよう、様々な体験・活動の機会を創出し、若者の可能性を高めます。

(1) 若者のキャリア形成支援

若者が安心して働き、安定した生活を送ることができるよう、ハローワークや熊本県との連携により、若者を対象とした就職相談や面接会、セミナーなどを行います。地元企業などと連携し、若者の職場体験やインターンシップ等の体験的な学習活動の機会を提供するとともに、地域課題やまちづくりをテーマとした情報提供や生涯学習講座の開催など、キャリア支援を行い、地域における若者の雇用機会の創出を推進します。

(2) 青少年の健全育成

若者が安心感や生きやすさを得られるように、巡回指導や環境浄化活動や教育相談員による教育相談活動を行います。また、インターネットやSNSに起因する問題への対応など、若者が巻き込まれやすいトラブルの防止を目的とした情報等を分かりやすく周知します。

(3) 性的指向^{*}及びジェンダーアイデンティティ^{*}の多様性に関する知識の普及啓発

こども・若者が、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を発揮して様々な可能性を広げ、一人一人の人権が尊重され、性の多様性を認め合うために、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進を図ります。

*性的指向：人の恋愛・性愛の対象がどのような性別に向いているかを示す概念。

*ジェンダーアイデンティティ：恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。

(4) こどもを産み育てる準備への普及啓発

男女を問わず、性と妊娠に関する知識を正しく身に付け、将来のこどもを生み育てる準備としてのプレコンセプションケア^{*}の啓発を行うとともに、不妊治療に関する支援を行います。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】氷川町一般不妊治療助成事業・生殖補助医療費助成事業	一般不妊治療を実施する夫婦の経済的負担を軽減します。	町民課

2 若者の社会的参加に向けた支援

悩みや不安を抱える若者が、自らのペースで歩みを進められるよう、一人一人に合った支援を行います。

(1) 気軽に相談できる窓口の情報提供

若者の悩みや不安を受け止める県の「熊本県子ども・若者総合相談センター」や「熊本県男女共同参画センター」などの相談窓口の情報発信を図るとともに、身体とこころの健康に関する支援を行います。

(2) 困難を抱える若者や家族への支援

様々な課題を抱える若者のそれぞれの状況に応じて、関係機関が連携して包括的な支援を提供していくことにより、本人やその家族へのアウトリーチによる取組を推進するなど、相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる居場所につなげます。

(3) 若者による社会活動の促進

ボランティアについての啓発講座や社会とのつながりの大切さに関する講座など、若者の視野が広がるような教育機会を創出し、若者へ積極的に周知するとともに若者が参加しやすい活動の充実を図ります。

*プレコンセプションケア：コンセプション(Conception)は受胎で、おなかの中に新しい命をさずかることをいう。プレコンセプションケア(Preconception care)とは、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことをいう。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 ふるさと学習による子どもの地域行事への参加促進	ふるさと学習の体系化を図り、地域住民・老人会・婦人会・文化協会などと連携し、郷土芸能や文化財などの地域の教材を活用したふるさと「氷川学」を推進することにより、こどもから高齢者まで地域のことを学び、地域での行事に参加しやすい仕組みをつくります。また、学ぶ場所の拠点づくりを行います。	生涯学習課

3 出会いや結婚への支援

若者が自らの主体的な選択により、結婚、出産、育児の希望を叶えられるよう、ライフデザインや出会い、結婚への支援を推進します。

(1) 多様な出会いの機会提供

若者が交流できる場づくりや婚活イベントを支援して、結婚を後押しします。

(2) ライフデザインを考えるきっかけづくり

仕事や働き方、出会い・結婚・妊娠・出産・子育て等、ライフステージごとの様々な情報を総合的に提供するセミナーやシンポジウムを実施するなど、若者が人生設計を考える機会を設け、ライフデザインを考えるきっかけづくりに取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
婚活イベント参加支援助成事業	結婚を希望する独身の男女に対し、結婚のきっかけづくりを支援するため、八代市又は芦北町が主催又は助成する婚活イベント参加費の一部を助成します。	地域振興課
結婚チャレンジ事業	結婚を希望する独身男女の出会いの場を創出するパーティー、セミナー、文化・スポーツイベント等を実施する者に対し、イベント開催に係る費用の一部を補助します。	地域振興課
結婚新生活支援事業	結婚を機に氷川町で新生活をスタートする新婚世帯に対して、新居の住宅購入費やリフォーム費用、家賃、引越費用などの一部を補助します。	地域振興課

基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり

本町のこども・若者が、家庭環境に関わらず、夢や希望をもって生きていくことができるよう、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労の支援など、様々な面から、関係機関との連携により、こども・若者の貧困対策に取り組みます。

こども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、ヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援など、関係機関との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目がない支援を行っていきます。

様々な支援が必要なこどもに対し、それぞれの成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制の充実を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援（縦横連携）を推進します。

1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

こども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、健やかに成長できる環境をつくるとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの学習支援の活用や、教育、生活の安定、保護者の就労、経済的支援を進めます。また、安定した生活により、安心して子育てできるよう、ひとり親家庭の総合的な支援を推進します。

(1) 教育の支援

貧困の世代間連鎖を断ち切るために、就学援助制度や奨学金、貸付等による経済的支援によって学習機会の確保・充実を図るとともに、こどもに対して教育により将来への希望を持つことができるよう、機会あるごとに啓発していきます。

特に取組の必要が高い経済的に困難な世帯に対しては、「貧困の連鎖を教育で断つ」ことを確実に進めるため、学校教育による学力向上、ひとり親家庭や生活困窮者世帯等への学習支援などを行ないます。

(2) 生活の安定に資するための支援

保護者に対しては、生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援や子育てを両立するための生活支援を行います。一方、こどもに対しては、学校における健康教育等の強化を進めるとともに、健康診断や食育の推進などの保健衛生の取組強化を進めます。これらの取組を通じて、家庭におけるこどもの生活環境の向上を図るため、家庭教育の推進の意識啓発を図っていきます。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親家庭に対する資格取得の支援や職業紹介により、安定雇用による就労所得を増加させ、経済的自立によるこどもの生活環境の改善につなげます。

(4) 経済的支援

教育費負担の軽減をはじめ、県や町などの各事業主体において、各種手当や就学援助費、貸付金などの現行制度の周知強化等による捕捉率を高めます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
就学援助	経済的に困っている家庭に対して、入学準備金や給食費、学用品費 等、就学に必要な資金を支給します。	学校教育課
児童扶養手当	家庭の生活の安定と自立と支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、ひとり親家庭や父母以外の人が児童を養育する場合などに手当を支給します。	福祉課
自立支援教育訓練給付金事業等	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金により、ひとり親や寡婦の資格取得を支援します。	福祉課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親とその子どもを対象に、医療費負担を軽減するため、医療費の助成を行います。	福祉課

2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援

障がいのあるこども・若者や発達に不安のあるこどもを支援するため、それぞれの特性や状況に応じて、居宅介護、放課後等デイサービス等の通所支援、療養生活の支援、保育所等への巡回支援を行います。こどもの成長に不安を感じる家族に対しては、相談窓口を利用しやすくなるよう情報提供に努め、家庭の子育てへの負担軽減につなげるとともに、適切な支援が提供可能である専門相談につなぐなど、家族に寄り添った継続的な支援を行います。

保育所等や放課後児童クラブにおいては、障がいのあるこどもを受け入れるため、職員の加配や研修の充実を図ります。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、サービスの質の確保・向上に取り組むなど医療的ケア児の支援体制の構築に取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
障がい児タイムケア事業	事業者に委託し、長期休業中小・中・高校の障がい児を対象に、日中の対応を行います。	福祉課

※捕捉率：制度の対象となる人の中で、実際にその制度から受給している人がどれくらいいるかを表す数値。

障害通所給付費支給	児童福祉法に基づき、障がいのある児童やその家族に対し、安心して社会との交流や必要な療育を受けるための支援を提供します。	福祉課
重度心身障がい者医療費給付事業	満1歳以上の重度障がい児に対し、医療費の一部を助成します。	福祉課
【再掲】 医療的ケア児支援体制の協議の場の設置	医療的ケア児に関する行政、関係機関及び関係団体等が協働し、意見交換や課題の把握などを行い、医療的ケア児の支援体制の構築を図ります。	福祉課
障がい者相談支援事業	基幹相談支援センターによる障がいのある人やその家族、地域住民のための相談支援を行います。	福祉課

3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

児童虐待を受けた子どもやその家族、要保護児童、ヤングケアラーなど、支援が必要な子どもや家庭に寄り添いながら、「こども家庭センター」を中心に、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる相談体制の充実を図ります。

(1) こども家庭センターの機能強化【再掲】

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一緒に継続的に支援し、妊娠婦、子育て世帯、子どもに対し、産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

(2) 児童虐待の予防や早期発見・早期対応

妊娠期から保護者とのつながりを大切にし、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につなげます。子育てに対する相談をはじめ、児童虐待の予防から継続的な支援を行うとともに、「要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を推進します。

(3) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーにおける問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、子どもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

(4) 教育相談体制の充実

児童・生徒が悩みを抱え込まず、心にゆとりが持てるよう、学校等では気軽に相談でき、効果的なカウンセリングが行える相談体制の強化を推進します。

児童・生徒がお互いを思いやる心を育てる教育の実践を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないよう継続して取り組み、学校の教育相談体制の充実を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 こども家庭センター	児童福祉事業及び母子保健事業を一元化し、妊娠期・子育て世帯・こどもを一体的に支援し、相談支援の体制の強化を図ります。	町民課 福祉課
児童虐待防止体制強化事業	要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待の早期発見、早期対応、発生予防、見守り活動などのための体制づくりと関係機関相互の連携強化を図り児童虐待防止に努めます。	福祉課
子育て短期支援事業	保護者の疾病等により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設において児童の養育・保護を行います。	福祉課
【再掲】 家庭教育支援事業	家庭教育支援を担当する地域学校協働活動推進員（コーディネーター）により、幼・保、小学校の保護者などに対し「親の学びプログラム」などを活用した家庭教育を実施します。また、家庭教育に対する相談を受けるなどし、子どもの教育を支援します。	生涯学習課

4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっています。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進します。

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるよう、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に努めます。

こどもの命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

(1) こども・若者の自殺対策

こどもが自身の心の危機に気付き、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うために、「SOSの出し方に関する教育※」を継続して実施します。

また、様々な課題を抱えるこどもに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進します。

※SOSの出し方に関する教育：「こどもが、現在起きている危機的状況、又は今後起り得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育。

(2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や情報リテラシー^{*}の習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリング^{*}の利用促進、ペアレンタルコントロール^{*}による対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

(3) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

こどもへの犯罪被害を防ぐために行政、警察・関係機関・団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。また、警察、学校、PTA、家庭、地域との連携を強化し、こどもを犯罪から守る被害防止活動を支援します。

学校施設や通学路の安全点検・安全対策、スクールガード等による活動の充実を図り、こどもたちの安全・安心の確保を図る取組を推進します。

安全・安心なまちづくりに向けた道路、公園等の既存施設の構造・設備の維持を推進するとともに、こどもを犯罪等から守るための広報啓発活動を展開します。

(4) 非行防止と自立支援

こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援を行うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。

社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 教育相談事業	児童・生徒の不登校・いじめ問題などに対応するため、関係者が相談できる相談員を配置するなど、相談体制を充実させる。また、就学前の子どもの保護者の不安を解消するため、就学相談を充実します。	学校教育課
こどもたちへの防災教育の推進	小・中学生を対象にした地震・津波の避難訓練を、コミュニティ・スクール委員や地域の協力を得ながらモデル地区をつくり、幼児、小・中学生、地域の防災教育を他地区へ広げます。	学校教育課
交通安全教育の充実	こどもから高齢者まで、住民全体に対する交通安全教育を強化します。	総務課

*情報リテラシー：様々な情報を、適切に活用できる基礎能力のこと。

*フィルタリング：青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス。

*ペアレンタルコントロール：こどもが持つスマホやパソコンの利用方法を、保護者が管理する機能。

地区内見守り活動の推進	シルバーパトロールや老人会、婦人会、PTA、民生児童委員による登下校の見守り活動、町役場職員やPTAによる青色防犯パトロール、地域住民によるかけこみ110番といった見守り活動を実施し、地区内の防犯環境の向上を図ります。その際、特に子どもの安全を重視し、学校との連携による見守り活動を充実します。	総務課
道路施設の充実	生活道路や歩道の整備により、安全・安心な通行の確保を図ります。	建設下水道課

5 こども・若者の権利の尊重

こども・若者が権利の主体として、多様な人格・個性として尊重され、権利が保障されるよう、こども・若者の権利の啓発による意識の醸成や、理解の促進を社会全体で共有し、こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めます。

(1) こども・若者の権利に関する普及啓発

こどもや若者が人権問題への理解を深め、人権意識を高められるよう、こども基本法、こども大綱、本計画など、様々な機会・媒体を活用して、こども・若者の権利について、周知・啓発を推進します。

(2) こども・若者や子育て世帯の意見聴取

こども施策を進めるに当たり、こども・若者や子育て世帯の声を聞く方法について検討を進めるとともに、子どもの意見表明の意義について、様々な媒体を活用して周知・啓発を行います。

(3) こども・若者の意見表明・参加

こどもや若者の生活や将来に影響を及ぼす計画などを審議する際には、こどもや若者が学び、意見表明する機会を創出するとともに、参加しづらい子どもにも配慮した取組に努めます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
人権問題に関する普及啓発の推進	氷川町人権啓発推進協議会による人権啓発作品募集、人権啓発集会の開催により、あらゆる人権問題について学び、人権啓発について考える場を提供します。	総務課

6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

創造力や好奇心などを育むため、民間団体、民間企業等と連携・協働して、自然体験、職業体験、環境体験など多様な体験活動の機会に取り組みます。また、家庭、地域、行政が一体となり、青少年育成団体等とより一層の連携を図り、青少年の体験活動、交流活動等を充実させ、青少年の健やかな育ちを支援します。

こどもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、国のかどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、将来の自立に向けて生き抜く力を育む「こどもの居場所」づくりを推進します。この居場所が地域の核となり、行政、NPO、町民、企業等と協力し、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティにつなげます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
小学校における体験学習	小学校全学年を通じた体験学習を実施する。特に小学5年生では水稻の田植え、刈取りなどを体験し、自然環境や農業の大切さを学ぶ学習を行い、地域ぐるみで児童の育成を図ります。	学校教育課
中学校における体験学習	町内の事業所または農家で、職場体験、農業体験を実施し、勤労観や職業観を育て、主知的に自分の進路を選択していく能力と、社会の担い手として働く心構えを培う機会とします。	学校教育課
小・中学校「総合的な学習の時間」の講師活用事業	地域人材を活用し、児童生徒の視野を広め、ふるさと「氷川学」により郷土愛を育みます。	学校教育課 生涯学習課
宿泊通学体験事業	立神峡公園で自主性や自律性、協調性などを培うことを目的に、町内小学6年生を対象とした通学合宿事業を毎年実施します。	生涯学習課
住民のスポーツ活動推進	各地区で開催されているレクリエーション活動や幼児・児童の社会体育活動を基本として、こどもから高齢者までが身近にスポーツを楽しめるようにスポーツ推進委員や体育協会、総合型地域スポーツクラブなどと協力・連携しながら組織化を図り、人材を育成します。	生涯学習課
ジュニアリーダー・シニアリーダーの育成及び活動機会の充実	ジュニアリーダーやシニアリーダーを育成するため、九州地区ジュニアリーダー大会や県ジュニアリーダー大会、自主研修会への参加を促進させ、子ども会や町の事業に参加・協力するなど、活動の機会を設けます。	生涯学習課
子ども会活動活性化支援事業	子ども会事業の球技大会や子ども会大会など、こどもたちの自主性を尊重した事業を企画させ、町内すべての小学生を対象にした桜っ子クラブ活動により、会の活性化を支援します。	生涯学習課
子ども会運営改革の検討	こどもたちの自主的な取組を前提として、ジュニアリーダーや指導者の体制を整え、地区子ども会の減少傾向への改善策の検討や支援を行います。	生涯学習課

子ども会地域交流事業	老人会・婦人会・ジュニアリーダー・県認定の食の名人など地域で活躍している方々と交流する機会を設けます。	生涯学習課
ふれ愛スタディ研修交流事業（中学生交流）	中学校2年生を対象とした北海道大空町（友好町）との人材交流事業を実施し、北海道の自然歴史を体験する研修と大空町からの受入れ事業を実施します。	生涯学習課
子どもエコ学習・意識啓発	リサイクル活動の充実とともに、幼・保、小、中ににおける環境学習などの取組を行うことにより、幼少期からの意識啓発を図ります。	町民課
氷川に親しむ学習機会の創出	氷川に親しみ、安全に遊ぶために、川での遊び方や川との付き合い方を学ぶ学習機会をつくり、こどもをはじめ、大人も参加して川に学ぶ活動を推進します。学習機会での講師役として知恵と経験を持つ高齢者の参加を積極的に促進します。	企画財政課
学校や地域での海に関わる学習機会や一斉清掃の実施	「八代海北部沿岸都市」地域連携創造会議の事業を中心に県・町（小・中学校）・関係団体と協力し海に携わる環境学習及び沿岸線の一斉清掃を実施します。	企画財政課
地区づくり活動への参加支援	自然観察、体験学習、伝統行事の継承、景観整備など、地区づくり活動の中で、こどもたちが地域住民と一緒に行う活動を支援します。	地域振興課
まちづくり拠点(まちづくり情報銀行・まちつくり酒屋)の活用	中学生のチャレンジショップやまちづくり(株)イベントへの子どもたちの参加など、まちづくり拠点を体験学習の場として活用します。	地域振興課
水辺の公園の維持管理と水に親しむ機会の創出	水辺の憩いの空間として、新村中塘公園、松本橋公園、浜牟田橋公園などの水辺の公園の維持管理を行い、こどもから高齢者まで日常的に水と親しむ機会を増やし、自然環境保全の意識高揚を図り、自然環境にやさしいまちづくりを実践します。	地域振興課 建設下水道課

基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり

子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりをもってこどもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを応援します。

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

こどもと家庭の状況に応じた手当の支給や医療費助成など、子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持ってこどもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

(1) 妊婦のための支援給付

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型の相談支援」と、育児関連用品の購入や子育て支援サービスに利用できる「経済的支援」を一体として実施します。

(2) 児童手当の支給拡大

国の「こども未来戦略」に基づき、令和6年10月から高校生の年代まで支給期間を延長するとともに、所得制限を撤廃し、多子加算の増額などの拡充を行っています。

(3) こども医療費の助成

子どもの疾病的早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康増進と健やかな育成に寄与するため、0歳から高校3年生相当年齢（満18歳到達後の最初の3月31日まで）のこども医療費の全額支援（無償化）を継続します。

(4) 幼児教育・保育の負担軽減

幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付を適正に行い、幼児教育・保育に関わる経済的負担の軽減を図り、全てのこどもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
保育料助成事業	子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減するため、国による3歳以上児の幼児教育・保育を無償化に加えて、町独自で0～2歳児クラスの保育料を無償化します。	福祉課
児童手当	高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人に対して、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上に資することを目的として手当を支給します。	福祉課
子どもの医療費に対する助成事業	疾病の早期治療の促進と健康の保持及び健全育成と子育て支援を図るため、医療費を助成します。	福祉課
妊婦のための支援給付事業	妊娠・出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対して、経済的支援(現金給付)を行います。保健師が、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を一体的に行います。	福祉課
すこやか赤ちゃん出産祝金	次世代を担うお子さんの誕生を祝福し、1年以上引き続き町内に居住する保護者の方に祝金を支給します。	福祉課

2 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

(1) こども家庭センターの機能強化【再掲】

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一緒にとなって継続的に支援し、妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

(2) 地域における子育て支援の充実

延長保育事業については、就労形態の多様化等の理由による通常の利用時間を延長しての保育ニーズに対応するため、また、一時預かり事業については利用者ニーズに対応できるよう、今後も継続実施します。

病児保育事業については、安心して子育てができる環境整備を促し、児童の福祉の向上を図ります。また、利用促進のための広報等の推進に取り組みます。

ファミリー・サポート・センター事業については、サポート会員、利用会員の増加を図り、引き続き、子育ての援助を受けたい人が必要なときに安心して利用できる体制整備を進めます。

そのほか、家庭支援事業を含む子ども・子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」を着実に実施します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 こども家庭センター	児童福祉事業及び母子保健事業を一元化し、妊娠期・子育て世帯・こどもを一体的に支援し、相談支援の体制の強化を図ります。	町民課 福祉課
一時預かり事業	家庭保育が、一時的に困難となった乳幼児及び保育を必要としない認定こども園の在園児を、保育施設及び子育て支援拠点等の場所で一時的に預かり、児童の安全を確保します。	福祉課
延長保育事業	就労等により、通常の保育時間内の迎えが困難な保護者の支援を目的とし、保育時間を延長します。	福祉課
病児保育事業	生後3か月から小学生6年生までの病気の回復に至らない時期又は回復期にあるこどもを専用施設で預かります。	福祉課
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	福祉課

3 共働き・共育ての応援

共働き・共育ての応援に向け、子育て家庭への更なる支援の充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の改善、男女共同参画の推進など、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。

(1) 仕事と子育ての両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取組に対する啓発を行います。

(2) 男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないよう、男女共同参画についての正しい理解の浸透に向け、様々な世代における広報啓発に取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
男女共同参画社会の推進	男女共同参画計画に基づき、計画の啓発や具現化に取り組みます。	総務課

第6章 事業計画

1 提供区域

「子ども・子育て支援法第61条」により、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本町では前期計画と同様に、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て事業」の提供区域を町全体1区域として設定します。

2 量の見込み及び確保方策の概要

(1) 「量の見込み」を算出する事業

国から示された「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」(以下、「国の手引き」という。)に基づき、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」の算出を行います。

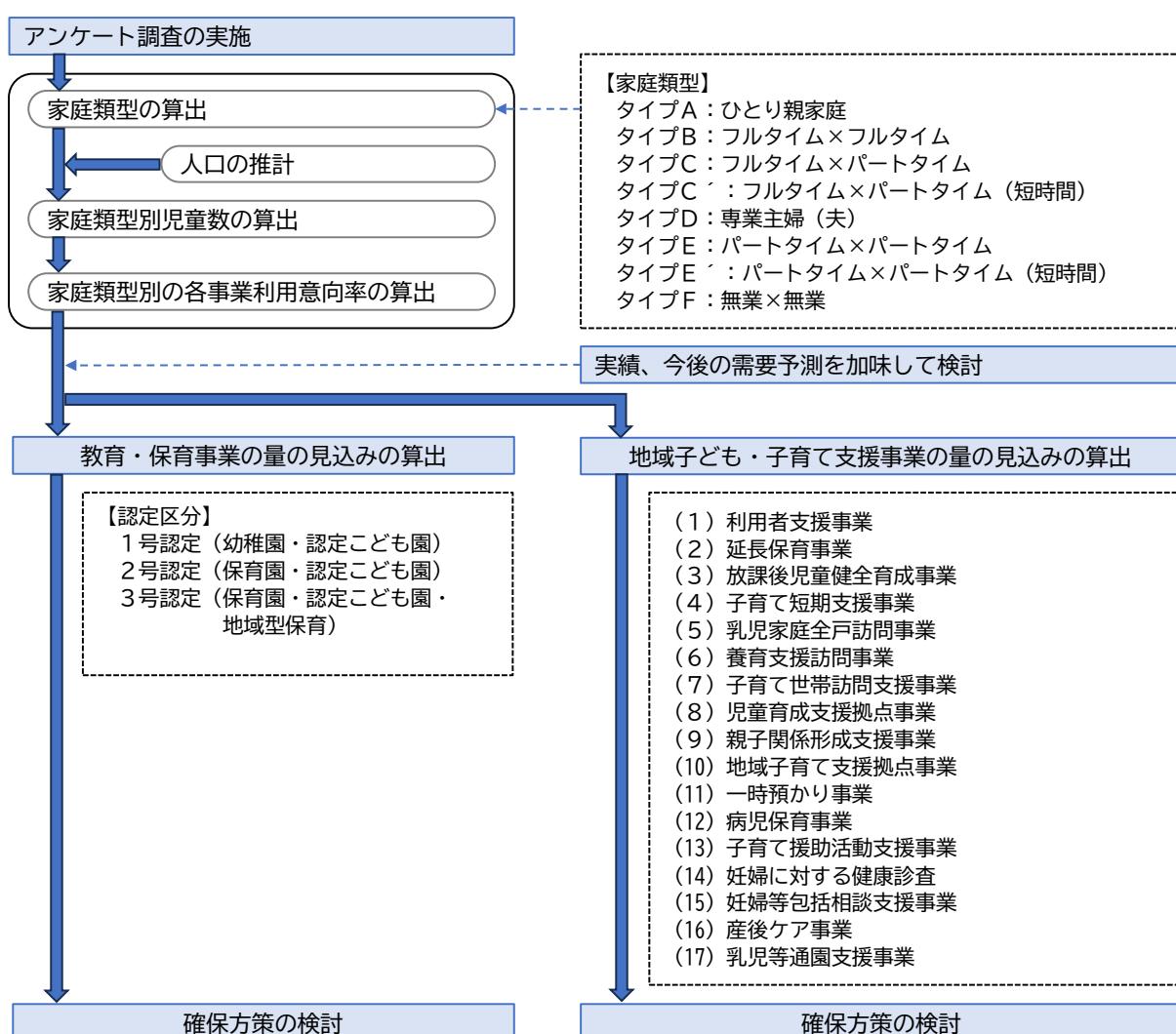
教育・保育	
1	子ども・子育て支援法第19条1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（1号認定）
2	子ども・子育て支援法第19条2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（2号認定、3号認定）
地域子ども・子育て支援事業	
1	利用者支援に関する事業
2	時間外保育事業
3	放課後児童健全育成事業
4	子育て短期支援事業
5	乳児家庭全戸訪問事業
6	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
7	地域子育て支援拠点事業
8	一時預かり事業
9	病児保育事業
10	子育て援助活動支援事業
11	妊婦に対して健康診査を実施する事業
12	産後ケア事業
13	乳児等通園支援事業

(2) 量の見込みと確保方策の検討

國の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和7年度を初年度とする、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本町においても、令和6年1月から2月まで実施したアンケート調査結果をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

【量の見込みの算出の流れ】



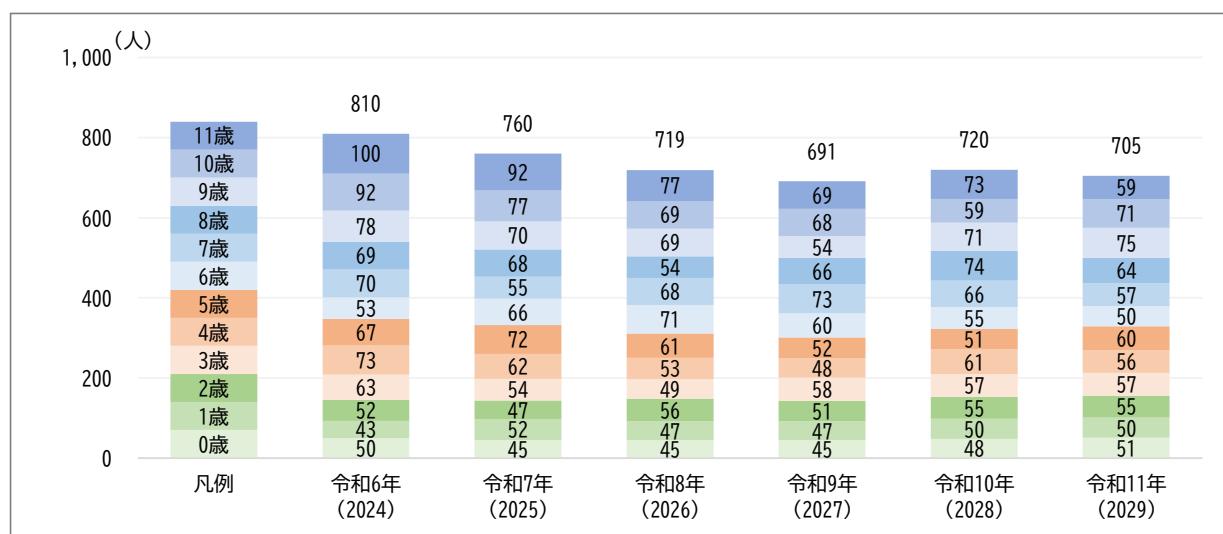
(3) 推計児童数の算出

各事業の「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、令和2年から令和6年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法※を用いて算出しました。

※コーホート変化率法：同年または同期間のそれぞれの集団（「コーホート」という。）について、過去における実績人口の動態から求められる「変化率」に基づき、将来人口を推計する方法。

単位：(人)

	実績	推計					
	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	
0歳	50	45	45	45	48	51	
1歳	43	52	47	47	50	50	
2歳	52	47	56	51	55	55	
3歳	63	54	49	58	57	57	
4歳	73	62	53	48	61	56	
5歳	67	72	61	52	51	60	
小計	348	332	311	301	322	329	
6歳	53	66	71	60	55	50	
7歳	70	55	68	73	66	57	
8歳	69	68	54	66	74	64	
9歳	78	70	69	54	71	75	
10歳	92	77	69	68	59	71	
11歳	100	92	77	69	73	59	
小計	462	428	408	390	398	376	
合計	810	760	719	691	720	705	



3 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策

(1) 対象となる家庭類型及び児童年齢

① 1号認定

【1号認定の3～5歳児】

対象となる家庭類型	タイプC'：フルタイム×パートタイム（短時間）共働き家庭
	タイプD：専業主婦（夫）家庭
	タイプE'：パートタイム×パートタイム（短時間）共働き家庭
	タイプF：無業・無業の家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

【2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの】

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

② 2号認定（保育の必要性あり 保育所等の利用）

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

③ 3号認定（保育の必要性あり 保育所等 + 地域型保育の利用）

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	0歳～2歳児

(2) 量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し、令和7年度から令和11年度までの教育・保育事業の量の見込み及び各園の定員等を勘案した確保方策を以下のとおり設定します。

1年目（令和7年度）		1号認定 (教育ニーズ)	2号認定 (保育ニーズ)	3号認定 (保育ニーズ)			
				0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		37人	148人	16人	48人	44人	108人
確保方策	幼稚園	85人					
	認定こども園（幼稚園部分）	0人					
	認定こども園（保育所部分）	0人					
	保育所	143人		25人	42人	45人	112人
	地域型保育事業	4人		5人	10人	19人	
	企業主導型（地域枠）	0人		1人	1人	0人	2人
② 合計	85人	143人		30人	48人	55人	133人
広域利用	③ 本町居住児童分	0人	13人				
	④ 他市町村からの受入児童分	20人	8人				
過不足（②+③-①-④）	28人	0人					

2年目（令和8年度）		1号認定 (教育ニーズ)	2号認定 (保育ニーズ)	3号認定 (保育ニーズ)			
				0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		32人	128人	16人	44人	52人	112人
確保方策	幼稚園	40人					
	認定こども園（幼稚園部分）	40人					
	認定こども園（保育所部分）	34人					
	保育所	119人		21人	36人	39人	96人
	地域型保育事業	4人		5人	10人	19人	
	企業主導型（地域枠）	0人		1人	1人	0人	2人
② 合計	80人	153人		30人	48人	55人	133人
広域利用	③ 本町居住児童分	0人	13人				
	④ 他市町村からの受入児童分	20人	8人				
過不足（②+③-①-④）	28人	30人					

第6章 事業計画

3年目（令和9年度）		1号認定 (教育ニーズ)	2号認定 (保育ニーズ)	3号認定 (保育ニーズ)			
				0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		31人	124人	16人	44人	47人	107人
確保方策	幼稚園	40人					
	認定こども園（幼稚園部分）	40人					
	認定こども園（保育所部分）		34人	4人	6人	6人	16人
	保育所		119人	21人	36人	39人	96人
	地域型保育事業			4人	5人	10人	19人
	企業主導型（地域枠）		0人	1人	1人	0人	2人
② 合計		80人	153人	30人	48人	55人	133人
広域利用	③ 本町居住児童分	0人	13人				6人
	④ 他市町村からの受入児童分	19人	8人				12人
過不足（②+③-①-④）		30人	34人				20人

4年目（令和10年度）		1号認定 (教育ニーズ)	2号認定 (保育ニーズ)	3号認定 (保育ニーズ)			
				0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		33人	133人	17人	46人	51人	114人
確保方策	幼稚園	40人					
	認定こども園（幼稚園部分）	40人					
	認定こども園（保育所部分）		34人	4人	6人	6人	16人
	保育所		119人	21人	36人	39人	96人
	地域型保育事業			4人	5人	10人	19人
	企業主導型（地域枠）		0人	1人	1人	0人	2人
② 合計		80人	153人	30人	48人	55人	133人
広域利用	③ 本町居住児童分	0人	13人				6人
	④ 他市町村からの受入児童分	19人	8人				12人
過不足（②+③-①-④）		28人	25人				13人

5年目（令和11年度）	1号認定 (教育ニーズ)	2号認定 (保育ニーズ)	3号認定 (保育ニーズ)			
			0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み	34人	136人	18人	46人	51人	115人
確保方策	幼稚園	40人				
	認定こども園（幼稚園部分）	40人				
	認定こども園（保育所部分）		34人	4人	6人	6人
	保育所		119人	21人	36人	39人
	地域型保育事業			4人	5人	10人
	企業主導型（地域枠）		0人	1人	1人	0人
	② 合計	80人	153人	30人	48人	55人
広域利用	③ 本町居住児童分	0人	13人			6人
	④ 他市町村からの受入児童分	18人	8人			12人
過不足（②+③-①-④）		28人	22人			12人

(3) 保育利用率

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当することもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①3歳未満推計人数	144人	148人	143人	153人	156人
②3歳未満量の見込み	108人	112人	107人	114人	115人
③3歳未満利用定員数	133人	133人	133人	133人	133人
④保育所等利用割合 (②÷①)	75.0%	75.7%	74.8%	74.5%	73.7%
⑤保育利用率 (③÷①)	92.4%	89.9%	93.0%	86.9%	85.3%

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の基本指針」に基づき設定				
確保方策の考え方	こども家庭センターにおいて実施				

【こども家庭センター型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策 【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出				
確保方策の考え方	町内の保育所5か所で実施				

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	145人	136人	132人	131人	134人
確保方策	【年間実人数】	145人	136人	132人	131人
	【実施箇所数】	5か所	5か所	5か所	5か所

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込み算出の考え方	'国の手引き'に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出				
確保方策の考え方	町内の放課後児童クラブ3か所で実施				

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	104人	100人	95人	90人	85人
確保方策	【年間実人数】	104人	100人	95人	90人
	【実施箇所数】	3か所	3か所	3か所	3か所

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により 家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	'国の手引き'に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出				
確保方策の考え方	現状の整備体制で量の見込みに対応				

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
確保方策	【年間延べ人数】	1人日	1人日	1人日	1人日
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	'国の手引き'に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出				
確保方策の考え方	町民課保健師による訪問での対応				

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	45人	45人	45人	45人	48人
確保方策 【実施箇所及び対応】	町民課 保健師	町民課 保健師	町民課 保健師	町民課 保健師	町民課 保健師

(6) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出				
確保方策の考え方	町民課保健師による訪問での対応				

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	3人	3人	3人	3人	3人
確保方策 【実施箇所及び対応】	町民課 保健師	町民課 保健師	町民課 保健師	町民課 保健師	町民課 保健師

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

量の見込み算出の考え方	要保護児童対策地域協議会の機能を活用				
確保方策の考え方	要保護児童対策地域協議会の機能を活用				

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策 【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(7) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出				
確保方策の考え方	こども家庭センターで実施				

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	36人日	36人日	36人日	36人日	36人日
確保方策 【年間延べ人数】	36人日	36人日	36人日	36人日	36人日

(8) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

(9) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的する事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

(10) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	氷川町子育て支援センターで事業を実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【月間延べ人数】	64人日	66人日	64人日	64人日	65人日
確保方策	【月間延べ人数】	64人日	66人日	64人日	64人日
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所

(11) 一時預かり事業

① 幼稚園型

幼稚園等における在園児のうち、1号認定のこどもを対象とした一時預かり事業です。

量の見込み算出の考え方	'国の手引き'に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出				
確保方策の考え方	町内2園で事業を実施				

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】		17,997人日	15,565人日	15,078人日	15,078人日	15,565人日
確保方策	【年間延べ人数】	17,997人日	15,565人日	15,078人日	15,078人日	15,565人日
	【実施箇所数】	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

② 幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間ににおいて、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	'国の手引き'に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出				
確保方策の考え方	町内5園で事業を実施				

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】		97人日	91人日	88人日	88人日	90人日
確保方策	【年間延べ人数】	97人日	91人日	88人日	88人日	90人日
	【実施箇所数】	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

(12) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	'国の手引き'に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出				
確保方策の考え方	町内1施設及び八代市3施設で事業を実施				

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	76人日	72人日	69人日	67人日	66人日
確保方策 【年間延べ人数】	76人日	72人日	69人日	67人日	66人日

(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	'国の手引き'に基づき算出				
確保方策の考え方	町内1施設で事業を実施予定				

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	-	20人日	20人日	20人日	20人日
確保方策 【年間延べ人数】	-	20人日	20人日	20人日	20人日

(14) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の実績等を勘案し算出				
確保方策の考え方	委託医療機関での実施				

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	56人	56人	56人	60人	62人
確保方策 【実施箇所】	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠・出産と子育てにかかる経済的負担軽減（経済的支援）と妊産婦及び乳幼児とその家族に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を一体的に行う事業です。

量の見込み算出の考え方	令和6年度までの乳児家庭全戸訪問事業の実績等を勘案し算出				
確保方策の考え方	こども家庭センターで実施				

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	45人	45人	45人	45人	48人
	1組当たり面談回数	2回	2回	2回	2回	2回
	面談等実施合計回数	90回	90回	90回	90回	96回
確保方策 【面談等実施対応回数】		90回	90回	90回	90回	96回

(16) 産後ケア事業

出産後1年未満の母子に対して、「訪問型」、「宿泊型」、「日帰り型」による心身のケアや育児のサポート等を行い、育児の不安や負担を軽減し、産後も安心して子育てができるよう支援サービスを提供する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和6年度までの乳児家庭全戸訪問事業の実績等を勘案し算出				
確保方策の考え方	町民課で実施				

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】		45人日	45人日	45人日	45人日	48人日
確保方策 【年間延べ人数】		45人日	45人日	45人日	45人日	48人日

(17) 乳児等通園支援事業

保育所等に通園していないこどもについて保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育園等において定期的な預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの育ちを応援するとともに、子育てに関するお悩みに対してアドバイスなどを行い、こどもの良質な成育環境を支援する事業です。なお、令和8年度から本格実施の事業になります。

量の見込み算出の考え方	令和7年度以降の第3号認定者数等を勘案し算出				
確保方策の考え方	町内保育所、子育て支援センターで事業を実施				

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
1歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
2歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

子ども・子育て支援制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

本町においては、需要と供給のバランスを考慮しつつ移行を検討します。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全てのこどもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善及び保育所等への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

(3) 教育・保育施設等と小学校との連携

保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、こどもの育ちを小学校につなぐために、合同研修の開催等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行のこどものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。また、広報誌や町ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続についての周知に努めます。

教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項及び確認並びに指導監督に当たっては、県と必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

7 放課後児童対策

本町においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、国の「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月策定)、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月策定)に基づき、放課後児童対策を推進してきました。

国においては、「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度まで終了し、引き続き令和6年度まで「放課後児童対策パッケージ」に基づき取組を推進しています。本町においても国の動向を踏まえながら、本町の実態に即した放課後児童健全育成事業に取り組みます。

第7章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

こども大綱に基づく、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上は、福祉分野に留まらず、保健、医療、教育、商工労働、防災・防犯、まちづくり分野など広範囲にわたります。また、若者の自立促進やこどもの貧困対策などの新たな課題に対する施策においても、行政のみならず、教育・保育事業者、学校、事業所、住民のそれぞれとの連携が重要です。

本人、家庭や地域、教育、保育関係機関、NPOや活動団体、企業、行政それぞれが、こどもの健全育成、若者の自立支援、子育て支援に対し、果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、「こどもまんなか社会」に向けて、様々な施策を計画的、総合的に推進します。また、こども・若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりに住民及び企業等の参加、参画を推進します。

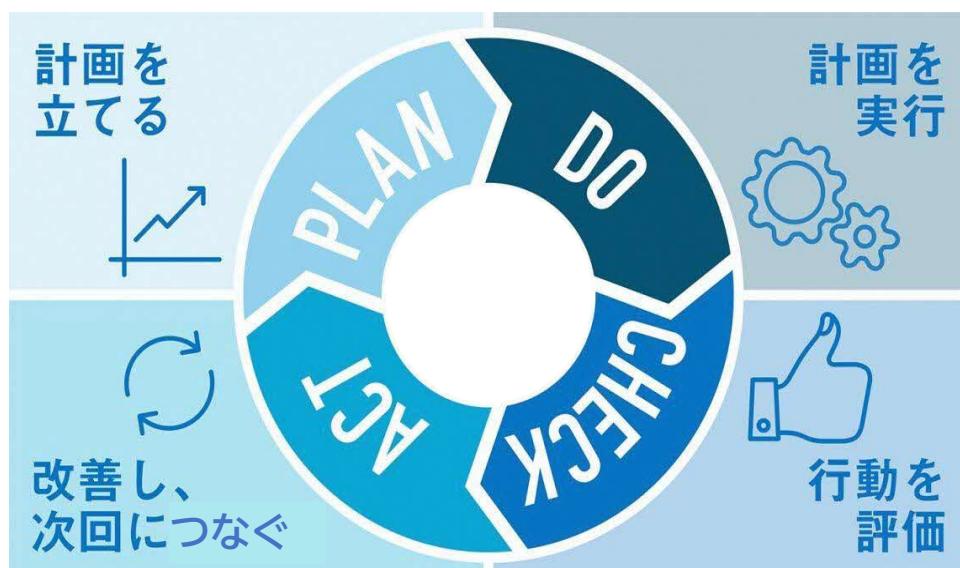
2 計画の進行管理

本計画の着実な実行のため、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。

進捗を確認するに当たっては「氷川町子ども・子育て会議」で点検・評価を行うとともに、結果においては、町ホームページ等で公開する等、当事者であるこども・若者及び子育て世帯への情報提供に努めます。

こども計画の内容については、住民ニーズや社会情勢、国における制度改革等を踏まえ、必要に応じて取組の充実や見直しを図ります。

【PDCAサイクルに基づく進捗評価】



資料編

1 こども・若者に対する意見聴取

令和6年12月から令和7年1月まで小学4年生から中学3年生までの児童生徒を対象とした意見聴取を行い、55人から回答がありました。

寄せられた主な意見は以下のとおりです。

- (1) 「(仮称) 氷川町こども計画 わかりやすい版」を読んだ感想を、自由に記入してください。

【主な意見】

① 安心・安全・健康な町の実現

多くの意見が、氷川町がこどもや若者にとって安心して暮らせる環境を提供することを目指していることを評価していました。「全てのこどもや若者が安心・安全・健康で暮らせるまちにしたいし、『ここに居たい』という安心出来るまちにしたい。」との声がありました。

② 具体的な取組の必要性

具体的な例を挙げることで、取組の内容をより明確にする必要があるとの意見が多く見られました。「具体的にどうしていくのか、分かりにくい。」との指摘があり、こどもたちの意見をどのように取り入れていくかが重要視されています。

③ 地域連携の重要性

警察や学校、地域が連携して子どもを守る活動が評価されていました。「警察や学校・P T A・家庭・地域と連携して、こどもを犯罪から守る活動を行っていることはありがたい。」との意見がありました。

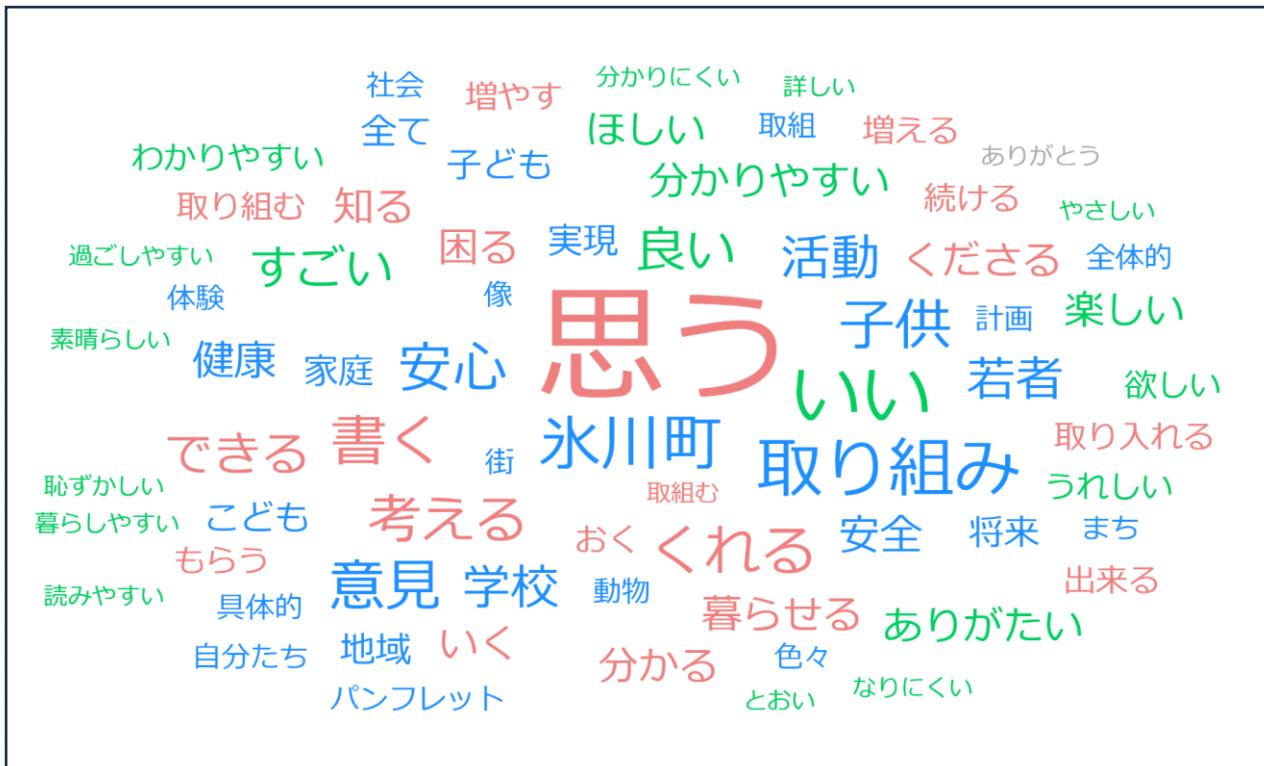
④ 教育や体験活動の充実

学校での意見発表や体験学習の機会を増やすことが求められていました。「色々な体験学習をしたい。体験活動を増やしてもらいたい。」との要望がありました。

⑤ こども・若者の意見尊重

こども・若者の意見を尊重し、氷川町に居続けたいと思えるような取組が進められていることが評価されていました。「子どもの意見を尊重するのは素晴らしいと思います。」との意見があり、今後の取組に期待が寄せられています。

【質問（1）のテキストマイニング】



※出典：ユーザーローカルAIテキストマイニングによる分析

※出現頻度が高い単語を複数選び出し、その頻度に応じた大きさで図示しています。

*単語の色は品詞の種類で異なっており、青色が名詞、赤色が動詞、緑色が形容詞、灰色が感動詞を表しています。

(2) 氷川町が「こどもまんなか社会（こどもにやさしいまち）」になるためには、どうすればよいと思いますか。

【主な意見】

① 遊び場の不足

「家の近くに公園が少なく、外で遊べる場所がないこと。」や「思い切り遊ぶ場所がない。」といった意見があり、遊具の増設や公園の整備を求める意見がありました。

② 交通安全の懸念

「通学路の街灯が少なくて危ない。」や「通学路を通る車が、スピードをあまり落とさない。」という声があり、こどもたちの安全を確保するための対策を求めていきます。

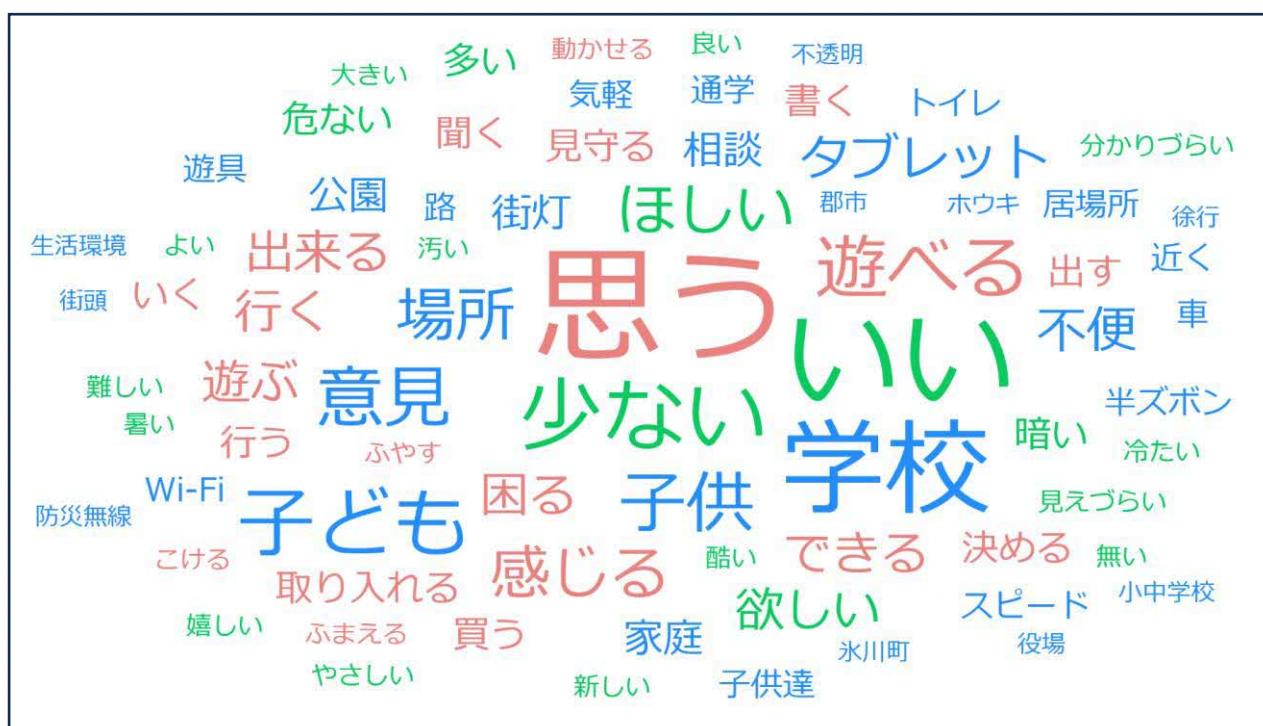
③ 学校環境の改善

「学校の便座が冷たい。」や「学校のトイレが汚い。」といった不満があり、学校施設や設備の改善を求めています。

④ 子どもの意見の重要性

「子どもの意見を取り入れることが、子どもにやさしいまちを作れると思います。」という意見があり、施策に子どもたちの声を反映させすることが重要視されています。

【質問（2）のテキストマイニング】



*出典：ユーザーローカルAIテキストマイニングによる分析

(3) あなたにとって居心地のよい居場所は、どんな場所ですか。また、どんな場所があつたらいいと思いますか。

【主な意見】

① 自宅の居心地の良さ

「家が居心地がよい。」や「自宅でゆっくり過ごすのがいいです。」など、家が最も快適な場所であるとの意見が多くありました。

② 公園や遊び場の必要性

「みんなで遊べる公園を増やしてください。」や「大きい公園。水遊びが出来る公園欲しいです。」など、こどもたちが遊べる公園や施設の不足を訴える意見が多くありました。

③ 安全で安心な環境

「子どもが安全安心できる場所。」や「犯罪なく、安心して暮らせるように対策をしてほしい。」など、地域の安全性や見守りの重要性が強調されていました。

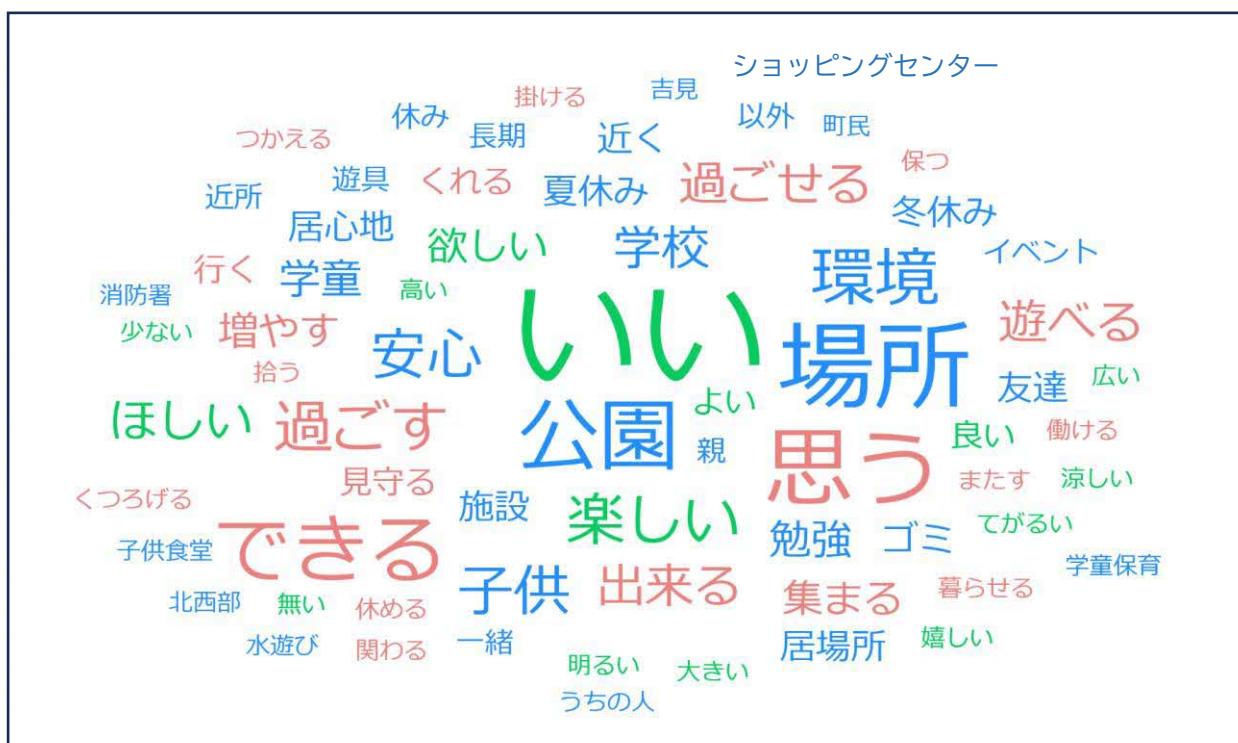
④ 学びや交流の場

「夏休み、冬休みにみんなで集まって、楽しく勉強する場所があればいいと思います。」や「子供食堂や民間の学童の充実。」など、学びや交流の場の充実を求める意見がありました。

⑤ 地域のつながり

「地域の人とのつながりがある。」や「安心して過ごすために、親や近所の人など、知っている人が近くにいる施設又は建物があればいい。」など、地域コミュニティの重要性が示されていました。

【質問（3）のテキストマイニング】



※出典：ユーザーローカルAI テキストマイニングによる分析

(4) 「ずっと住み続けたい」と思えるまちになるために、氷川町はどんなまちになると良いと思いますか。

【主な意見】

① 遊び場の不足

「遊べる場所があまりない。」や「子どもが遊べる場所があったらいい。」など、地域にもっと遊び場や公園が必要という意見がありました。

② 通学路の安全性

「歩道がないから怖い。」や「通学路が狭い。」など、通学路の安全性向上が求める意見がありました。

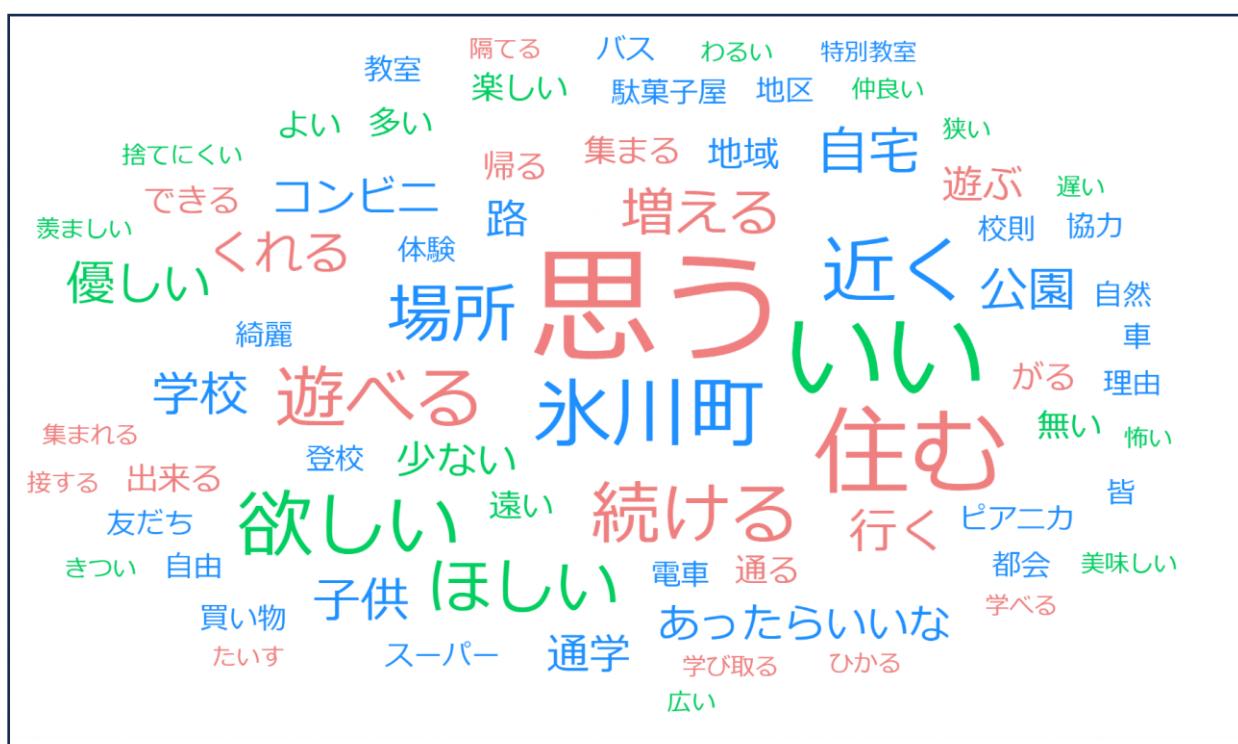
③ 地域の発展

「もっと遊ぶところが増えて、都会になってほしい。」や「買い物の便がよい、お店の充実。」など、地域の商業施設や娯楽施設の充実が望む意見がありました。

④ 交通の便の改善

「バスがもっと通るようにしてほしい。」や「道路が悪い。」など、交通インフラの改善が求める意見がありました。

【質問（4）のテキストマイニング】



※出典：ユーザーローカル AI テキストマイニングによる分析

2 氷川町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 18 日
条例第 26 号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、氷川町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 児童福祉に関する者
- (6) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額については、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例

(平成17年氷川町条例第35号)に定める額とする。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年2月4日条例第2号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

3 氷川町子ども・子育て会議委員名簿

No.	関係機関等	役職名	氏名
1	東光保育園 竜北東光幼稚園	保育士	坂田 安希
2	ダーナ保育園	園長	守 無我
3	吉野保育園	主任保育士	寺尾 瞳美
4	月乃輪保育園	主任保育士	牛島 洋美
5	宮原慈光保育園	園長	源 大信
6	常葉保育所	所長	黒木 真弓
7	ひかわ保育園 ひかわ幼稚園	園長	直江 要子
8	竜北東学童保育所	支援員	橋口 瑠香
9	竜北西部学童保育所	支援員	川邊 満子
10	宮原学童保育所	支援員	隈部 裕里香
11	氷川町民生委員	主任児童委員	中島 美鈴
12	氷川町民生委員	主任児童委員	松田 安代
13	氷川町PTA連絡協議会	会長	益田 耕平
14	氷川町役場 町民課	保健師	本村 望

氷川町こども計画

令和7年3月

発行・編集

氷川町 福祉課

〒869-4814 熊本県八代郡氷川町島地642番地

T E L 0965-52-5852 F A X 0965-52-3939

余白ページ



「ひかりん」は熊本県氷川町のPRキャラクターです。